

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-143）、MOX燃料加工施設（1-147）」

2. 日時：令和4年7月15日（金） 10時00分～12時20分
13時30分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 大柿 専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
須田 執行役員専務執行役員 他51名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部 土木建築本部
原子力土木建築部長

北海道電株式会社 原子燃料サイクルグループ 担当

大成建設株式会社 原子力本部 原子力構造技術部 第二計画室長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12

月 24 日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和 2 年 1 月 24 日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和 4 年 7 月 7 日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 8 日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 13 日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	入ろこんぱいしました。
0:00:03	ありがとうございます。規制庁志水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認認定について、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	沼沢規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:22	こちらは科技室、金谷、タジリナカガワ。
0:00:27	どこかウェブから度効果シミズ。
0:00:31	以上になります。
0:00:33	それでは日本原燃の方から出席者の紹介した上で、議題の構成を発明し、資料の説明を開始してください。
0:00:41	はい、日本連盟中間でございます。
0:00:45	日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:49	津田。
0:00:50	赤松。
0:00:51	井口イシハラ。
0:00:54	草野。
0:00:55	神田リーダー、阿部。
0:00:58	大澤。
0:00:59	石沢シンタニ。
0:01:02	サトウ。
0:01:04	タカハシ。
0:01:05	セガワ。
0:01:07	フジノシミズ
0:01:09	イワタニ。
0:01:11	エビナ。
0:01:13	クボタ。
0:01:14	サカモリ。
0:01:16	ハタナカ。
0:01:17	フルカワ。
0:01:19	首。
0:01:20	ナカハマ以上となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:24	直接ご確認いただきます資料でございますけれども、当然画面協議させていただきます、外部火山の 00-02、
0:01:33	1 回、竜巻の 00-02。
0:01:37	地平 00-02 となっております。
0:01:41	なお番場都築 0001、こちらの方もご提出させていただいておりますけれども、こちらも 9 セガワとの比較をしてですね、ご提出させていただいてもいるものでございまして、
0:01:55	これと色終了との関連をですね。
0:01:57	記載する修正点については、
0:02:00	ヒアリング日程を調整させていただいて、ご説明させていただきたいと考えてございます。それで本日のご確認いただきます資料は、
0:02:10	0-02、簡潔牧野それぞれを 0 に、遮へい 00-02、
0:02:18	保険となって、
0:02:20	ございます。
0:02:21	それでは、竜巻 00-02 からご説明差し上げます。
0:02:26	今現車でございますが火山ですね。はい、相川安全レベルの 02、リビジョン 9 でございます。7 月 14 日に提出をさせていただいた資料になります。
0:02:39	本会のヒアリングのやりとり、あと他の条文であったり、立証団体のヒアリングのやりとりを踏まえて修正をさせていただきます。
0:02:49	主な修正点のご説明をさせていただきます。
0:02:52	別紙 1 ですが、まず右下 7 ページ
0:02:57	対象とする防護対象施設以外、施設に対するということで、上記以外のところやっていたものを他の条文事象でのやりとりも含めて紙を修正させていただきます。
0:03:10	はい。次に、
0:03:13	右下、16 ページでございます。
0:03:20	腐食に対する考慮の中の波及の話も含めて
0:03:24	何をターゲットにということを設定方針として明確になるようにということで修正をさせていただきました。
0:03:33	はい。右下 17 ページでございます。体系 3 のところでございますが、後亀井次長でも記載であったり設計方針との彦ナビというのを考えた上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:46	教育系統の資本中手動ダンパの閉止ということをおうちに定めて管理する事項としてエントリーをさせていただいてございます。
0:03:56	はい。右下 20 ページは全体として必要上の措置というのを全部まとめて記載をさせていただいているということで、でございます。
0:04:06	はい。別紙 23 につきましては今の別紙 1 の修正であったり、これからご説明する別紙 4 との関係での修正というのをさせていただいてございます。
0:04:17	右下 58 ページこれは、的なる示し方の話ですけども他の事象で説明したように、計算業務に関する説明書というのを、
0:04:28	5 区切って、これ 5-1-1-1-3 の今回、他の条文、重症度ですかね、説明があった通りこれはあくまで表紙として続いてその下にそれぞれの別紙がついていく、添付がついていくと。
0:04:42	いう構成で考えておりますということでございます。
0:04:46	はい。例におきまして別紙 4 でございますが、別紙 4 につきましても先ほどの別紙 1 の修正に合わせた修正に加えて、
0:04:58	技師と 72 ページの
0:05:02	掘口の設計上の考慮で以前降下火砕物がそうだとだけ書いてましたがご指摘あった通り積雪も含めて一体カバーできるようにということで書いてございます。
0:05:14	はい。
0:05:17	あとで 74-2 ということが 80、81 ページ 81 ページより戸部 CM が始まってございます。こちらにつきましても修正加えておりますがこちらの修正であったり考え方、
0:05:32	いろいろなんで整理はしたんですけどやっぱり、やっぱり若干おかしなところもありまして、登録した 86 ページから降下火砕物の影響を考慮する施設の選定というので (1) から順番に始まってございます。
0:05:44	右下 88 ページのところから、(2) 番 (3) 番を続けてまして、項番 (3) 番が非常にどう、どういうそうなのかわかりづらいということですよ。
0:05:58	勉強として許可のときの精度を申し上げますと (3) 番がもともと項目として単独で挙がってまして、韓国版は、(4) 番、番部のさらに上側の空気を取り込む設備として入っていったものになります。
0:06:12	結果的にこれ、混乱の発生というよりは、いけることは (3) 番と位置付けは同じものだと思いますので、結論から申しますと括弧は誤解 3 番の中に入れて、の方の整理と同じような形で修正をさせようと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:29	ございます。というのが、施設の選挙の部分の話になります。
0:06:34	あと続きまして右下 89 ページでございます。波及的影響のところを竜巻とかいろんな事象も含めて書き修正案を示させていただいてございますが、
0:06:46	69 ページの一番下から、動きがありまして、
0:06:50	降下火砕物が堆積しにくい形状の施設については、仕事を行ったみたいと書いてしまってるところあるんですけど、ターゲットはですねこれ青井木藤でございまして、
0:07:01	もう他の事象からいきますと、竜巻とか全部列挙した上で、結局予防する可能性がある施設を全部列挙した上で、それぞれ理由を付して対象ではないですよという説明をしますここもあくまでターゲットを、
0:07:15	半期取れば廃棄等ということを行った上で、
0:07:18	排気塔の形状であったり、排気塔が常に空気を外に送り出していると、下から吹き上げているということ、ノーと先ほどのご意見ですねそういったものを付した上で、
0:07:31	井関シバタ合田ということだから休憩施設にはなりませんよというようなことを、
0:07:38	ちゃんと説明できるようにしないところ一般の方がちょっと辛いなと思ってましたすいません修正をさせていただきたいと思います。いうことでございます。
0:07:48	はい。尾上、先前の方の添付の関係で整理をしたということでございまして、
0:07:57	あとは 123 ページ、設計方針に係る添付ですけども、
0:08:02	約 20 センチ以上 1 になるっていうのが、一体何なのかがわかりづらかったところの防雪フード金田ということで、位置関係が明確になるようにということで整理をさせていただきました。
0:08:17	はい。
0:08:18	あとは、
0:08:20	すいませんちょっと飛ばしてしまったかもしれないのでこの 3 番目の別紙 4-3 のところで、
0:08:27	医療の終わりというのを考えて 105 ページですね、右下運ぶ当時、
0:08:32	この後に設計方針を、ここに語っていくわけですが使用後で出てくる体系整備に関する事項これが設計対象となるような施設はないと、運用の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ところだけですよということでこの後に討論しませんよというと、ただし書きというか
0:08:47	記載をさせていただいてございます。
0:08:50	いうことでございます。
0:08:52	はい。5月が舞台の経産省が右下、
0:09:02	166ページからですかね、続いてます。
0:09:07	こちらの開いてる数字だって言葉の根拠がわかりづらいところを
0:09:14	それを補足をしてということで、言葉をいくつか補って記載を拡充させていただきまして、いうことでございます。
0:09:24	はい。あと別紙5とかはもうその前の別紙の変更に合わせて原子力も同じように別紙1の修正に合わせて記載を見直してございます。
0:09:35	ただ233ページにあります通り第1回に全体出すことに変わりはありませんということでございます。
0:09:41	はい。説明は以上になります。
0:09:46	規制庁清水です。それではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:09:53	はい規制庁のタジリです等、細かな点も含めて今ある程度何か修正されるといったところでもそれなり重要なところが幾らかあったと思うんですけどところも踏まえながら確認
0:10:07	すればなんですが、まず右下6ページなんですけど、
0:10:11	これは単に言葉遣いなんですけど今3×3ポツ4の(1)のところで、
0:10:16	衛藤工場火砕物の特性を考慮していう形になるんですけど、原燃でいう考慮していうのはどれぐらいの意味になるかなんですけど、それを踏まえてに近い意味合いなのか、横目に見ている程度なのかというところを考慮してどっちの意味合いで使ってたっけ。
0:10:35	はい、井上瀬谷でございます。
0:10:39	あくまで許可本文で言っている。
0:10:42	その都合で55センチ、あと密度を湿润状態っていう降下火砕物に対して、設計を考えますよと言っていることなので、
0:10:54	考慮として計上の前提条件というよりも、こういうことを考えながらということに近いかなと思います。はい。以上です。ちょっといいです。ここで言ってるのは、9ページとかだと岩澤55センチの1.3。
0:11:07	密度の話するんですけどそこというよりは一般的に特性を考慮と言ってるだけと思えばいいんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:14	はい。そうですねその辺りいろいろ添付とか出てきます粒径であったり いろんな一般的な降下火砕物としての特性、ガスの話もそうですしそう いったことを考えてということに、
0:11:28	対象としてなってると思ってます。以上です。
0:11:32	規制庁田尻です。なんで右下9ページ数値のやつここは交流、理科の小 谷野四方部隊と一緒に書かれていて9ページのところでそのタカナシが 書かれていて、
0:11:42	どこだったか忘れましたが諸井特性とかがあるんだとかどうこうって いうところも含めて全体を考慮してって形で書いてるというふうに一応 理解しておきます。
0:11:50	今9ページ言ったんでついでに9ページなんですけど、
0:11:54	先ほど修正をされるという話を言われたんで多分大丈夫なんだと思うん ですけど、9ページの点、キョカテンボウのところで、
0:12:01	先ほどおっしゃられたやつが多分
0:12:04	ここのABの次のところまたはピンとこでもた外から取り入れた屋内の 空気を機器内に取り込む。
0:12:10	機構を有するここ火砕物を対象施設への影響を防止するため、換気設備 のどうのこうのってのが書かれていて、
0:12:16	多分直すって言っていただかなかつたら多分、こいつに対する設計方針 も基本設計方針で読めなくなっていたというふう認識していて、
0:12:25	各対策のところの主語が書かれてるんですけど、建屋であるとか、空気 の流量となるというところしか出てきてなくて絶縁低下に関しては建屋 内で空気入れるやつとか出てきてますけど、
0:12:36	主語が完璧に抜けた形になるのでさっきの整理であれば外気をとる空気 の流路となるっていうところに、
0:12:43	この換気設備のやつも含まれる形で整理をしてそれが添付とかで示され るというふうに一応認識はしたんですけど理解は合ってますかね。
0:12:51	はい、上西でございます。ご理解の通りでございますはい。
0:12:56	規制庁谷井です。その上なんですけど今日説明はなかったんですけど 074年の7月14日に外火山ゼロにティアツォーができていて、
0:13:06	ここ火砕物の影響を考慮する施設の選定についてっていうのが出てきて るんですけど。
0:13:11	衛藤簡単に言うと基本設計方針とか、今言ったやつと多分全然合ってい ないので、合わせて精査されるんだと思うんで1字1枚1枚は言いません

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けどこいつもうベッド性として提出され直すということで理解して大丈夫ですかね。
0:13:27	はい。井上西原でございますはい。先ほどの整理であったりご説明した内容と合っていないところがあるのは理解をしておりますので、修正をして別途提出をさせていただきます。
0:13:37	成長タジリです。要は、そちらの補足資料のところ行く等各設備ごとにどんな事象を考慮しなければいけないのかっていう話がかかれていて、多分結果整理すると、先ほど話に出てきた換気設備であるとか、直接空気を取り入れている中DGとかっていうのが多分また同じようなところについて、
0:13:56	設計方針同じで書いても問題ないっていうのが多分附属で示される形になるはずなんだと思うんですけど、今そういう形にもなっていないんで、もし補足やってみて違う場所いうんだったらそこを踏まえた上で基本設計方針で書くところっていうのをしっかり整理して書かなきゃいけなかったりするものだと思うので、
0:14:10	フェリーは相互に多分関連するものだと思うのでそれぞれ踏まえながら、適切に直したものを出示していただければと思います。
0:14:23	あと規制庁タジリです。次が右下 12 ページのところ行っていただいて、
0:14:33	ここは言葉だけなんですけど (3) 項火砕物に対する防護対策がかかれていて、
0:14:38	何たらかんたら書かれていてアクセス制限を対象とした表、対象として評価してやるんですけど、ここは影響評価Cですかね、評価して立てて使ってみましたっけ。
0:14:49	井上西田でございます影響を評価してですねその影響の評価ってのが、静的負荷だったり、閉塞だったりって話なので影響評価しになりますね。はい。すいません。
0:15:01	はい。お願いします。あと性状タジリですが、12 ページのところでは許可本文のところ、構造物への静的負荷に対し安全余裕を有する設計とするという話で安全余裕の話を一応許可ん時うたってはいるんですけどこって何か盛り込んだりするんですかね。
0:15:17	入社でございます。ここは評価上の話なのでということで実際、今工房健全性を維持していうところに、
0:15:28	うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:31	評価とその後、その結果として光合成で健全性維持するということで、その設計のコードができるんだということで特別にこの本文中では、
0:15:40	言ってませんが、評価上は、あくまでこのゆ、AUかも含めた上で評価をし、埋めるということの結果を出すということだと考えてます。
0:15:51	成長タジリですなんて許可の時言っている安全余裕を有するっていうのが要は許容限界に対してちゃんともっと設計にしていますよっていう古藤なのであえてこの単語を入れてなくてd. プロジェクト所々で多分税上とか融度とかって話を使いながら書かれてるってことで一応理解しておきますあと、
0:16:07	右下 12 ページで、先ほど話にあった廃棄等の話に少し関連するんですけど、発電炉の設計方針のところから三、四行目のところからここ火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には影響を考慮するって話があって、
0:16:22	排気塔なんか波及影響の話だと思うんですけど結局この構造を考慮する設備ってあるんですかね。
0:16:31	宮城の石田でございます。コール現状、例えば、はい。
0:16:37	この静的防護の対象とするところは、構造、あんまり関係ないですね。ただ、先ほどありました波及的経験とかでは、冒頭よりは、実際のもの状態というんですかね。
0:16:49	最初に寄って、廃棄等は、ある程度風量で汗が入ってるからっていうことも含めて考慮しているものとしては、廃棄等ありますということです。
0:17:00	規制庁田尻です。先ほどの排気塔のところの話の書き方が微妙で堆積しにくい形状だからっていう話を書かれていて、
0:17:10	一般的に形状の話でやるんだったらこちらの方針に基づいてロバ改定の方針に基づいてかなと思うんですけど配当とあって、個別オリジナルちゃ変ですけども、空気上に押し出してる形になるんでそれは退席しませんよという説明で説明するものが多かったとあっていて、
0:17:24	今添付で書かれている堆積しにくい形状のとか、要はこの構造みたいな話ところで説明するというよりは、個別にこういう特性持てれば実際に堆積しないんですよっていう説明をするのかという後者の方ですかね。
0:17:37	吉田でございます。はい。後者でやろうと思ってましたその説明を先ほどしたつもりでした。以上です。はい、規制庁タジリつ状況理解をいたしました

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:47	結局設計で歌おうとしてるのか何で売ろうとしてんのかわからない記載があると、担保するのかわからないのかって話がどうしても添付の話から本部にさかのぼってしまう時があるので、その点を考慮した上で対応整理いただければと思います。
0:18:01	規制庁谷です。もう1点ちょっと考え方の確認なんですけど右下17ページのところで、大気汚染なんですけど、
0:18:10	これ団体の閉止とかそういったものがあるんですけど、
0:18:13	確かに運用としてやられるんだと思うんですけど、これってそういう設計にしてるっちゃう話ではないんですかねここって何で運用で勝田、加来古藤に行こうとするかっていうと深野等で手順を整備してっていうところで説明してるかですかね。
0:18:27	はい、上島でございます直接的にはおっしゃっていただいた通り許可の時の整理の、ここを設計とするか、運用とするか手順を整備していうことで、
0:18:37	許可の時も整理したことをそのまま受けて今、この規定を定めて管理するという、面倒記載にしてございます。ここはやはり
0:18:46	中央監視施設の確か居住性努力があるかなんかで確か四方を記載をするような形をしてたと記憶してます。
0:18:55	はい。以上です。
0:18:57	規制庁タジリです居住性の話、もう例えば制御室で他のものを考えるって設計の話シート込み一緒に合わせて、運用だけで書くことっていうのあんまないような気がしたんですけど。
0:19:08	一応ここに関しては設備動向を謳うという岩間面資機材とかが対応するものとして存在するので一応ダンパの閉止の話とかも書いてるけど設計というよりは運用としてここでは清許可から整理してるんですって話ですかね。
0:19:22	はい。井上西原でございます。はい。おっしゃっていただいている通りです基本的には順番変えてる所から順番に書いてますけど、ベースは一番下です。その上で、
0:19:33	柱を配慮して、するにしても、外的事象からの防護という意味で、念のための措置としては、排風機を止めたり工程止めたり閉じたりということもやりますよということ、
0:19:47	計画それは全体として手順で定めるということで整理をしました。
0:19:52	ちょうど2です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:54	何か設計としてうたってもおかしくはなかったような気がするけど一応許可の流れということで理解はしておきます。
0:20:01	次ですが、
0:20:07	今日、別紙1については自分からは以上なんですけど、ここで1回規制庁側から他に何かあったりしますか。
0:20:17	成長シミズする等私の方から言って確認したいんですけど。
0:20:22	右下16ページの腐食についての記載で、
0:20:29	等、一番上のカラーで、
0:20:36	ここでもごとに収支を収納する建屋は、安全機能を損なわない設計とするってなっていて何かいきなり建屋の設計を変えてるんですけど、
0:20:46	ここではまず防護対象を守る設計として、
0:20:49	防護対象。
0:20:51	施設を安全機能を損なわない設計とするなどが正しいのかなって思ったんですけど、手話の精査っていう点でのちょっと確認です。
0:21:04	はい。石田でございます。ご指摘の点は理解をしました。
0:21:10	そうですね。ちょっと精査をさせていただきます例えば15ページでいけば許可のところで建屋の話があって及び空気のルールの話があってということそのまを受けて書いてる、こちらはですね確かあれですね。
0:21:24	申しますすいません16ページ以降は構造物の化学的影響力カッコ腐食と書いてまして、これ許可で一緒に書いてたものを、その17ページからの項と二つに向けて、
0:21:37	買い取ることによって、一方、
0:21:41	許可の変更後で及びの人が、17ページ以降にずれて、
0:21:48	もともと集まったものが一つになってから建屋が手出しが始まっているということです。以上です。
0:22:02	すいませんちょっと。
0:22:04	いやもう、よくわからなくなってしまうんです。多分シャンにとも伝わってなくて分けてることはそれを見て認識してるんですけど、他に他のところでも議論あったと思うんですけど。
0:22:18	主語が建屋であるとか他の問題ある時間接的な影響とかも含めてなんですけど、外部で火災防護対象施設以外のものが主語だったときに一番最後に安全機能を損なわないって言ったときに、安全機能って誰が安全機能っていうのはわかりませんっていう多分話だと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:34	わかりました。はい。石田です了解しました。ちょっと精査させていただきます。
0:22:40	はい。すいません。またわからずで、
0:22:46	資料の精査というところよろしくお願いします。
0:22:51	私からは以上になります、規制庁タジリです三嶋シミズから言ったのは仕事、結局最後の安全機能ってやつの精査の話かなというふうに思っていて例えば今のやつは建屋死亡の話でしたけど、今度右は、右下 18 ページとかいって間接的影響のところ言ったら、
0:23:07	ここはここで安全機能という話が出てきたりはするので間接的影響なんで主語は外部情報対象人じゃない中で書きながら出てくる形になっていて、あとはどこまで書けますかっていうので、くどくなるんでここへここは自明になるんで省略してるところがあるっていうんだったらそれは構わないんですけど、全体として並びがとれてるかどうかっていう話で、
0:23:25	さっきのところに関して言うと、他のところのところでは多分静的構造のところとか静的負荷とかかな、そういうところでは多分、
0:23:33	建屋んところ集合のところは後最後のところ外部事象防護対象施設課とか管理部の片寄使われましてけど、その安全機能が損なわれないという書き方をした気がするので学び取りながら全体精査いただければと思います。
0:23:47	はい、五味西田でございますはい承知いたしました。
0:23:51	愛知あたりです。別紙 1 ハタナカそうなんで先に行かせていただきまして、
0:24:03	前にもお聞きしたかもしれないですけど整理を覚えてないところがあったんですけど、例えば右下 52 ページ行っていただいて、
0:24:14	1 回か 1 回から 4 回までの話でここを多分関係とかの話が書かれててちゅうことだと思うんですけど、
0:24:21	4 回申請とかの時に緊対所とかがいるとは思うんですけどあれは、S A 整理だからここは横ばいなんですって。
0:24:30	はい。辨野石田でございます。はい。今おっしゃっていただいた通りでございますただちょっと
0:24:36	久慈の方で二名苦境んソーラーでちゃんと見たいと思うというのは多分 55 ページからは、何が 4 階についてると思うんですけど、ベントした後の話なので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:47	セガワとのジョイント含めて非常にとする場所等設計方針という展開が正しくできているかどうかは、今一度整理をし、確認をしていきたいと思えます。以上です。
0:24:57	成長可児です。おっしゃる通りで途中まで自然現象説明書等建設説明書に分かれてるやつが最後D D S別件になるので一応 55 ページ見ると、
0:25:07	ここんとこだとマルついてるやつがいてちょっと植野さんが基本方針だからかなというふうに思っていて個別とか丸ついてる感じがするんで大丈夫だろうなとは思いつつなんですけど全体としておかしなところないかについては確認いただければと思えます。
0:25:21	成長タジリですそのままの流れで別紙の4に行かせていただきまして、
0:25:27	まず右下62ページで、これはただ認識の確認なんですけど、62ページのところの添付のところ、ここが債務防護対象施設は以下のように分類できるって言って、建屋内のモットー流路となるやつで、
0:25:40	何か入ってきたやつを、の中衛藤な建屋内にて空気するやつであと屋外って今岡がやりませんよっていう形なんで、結局は多分これがベースなんだと思っていてさっきの
0:25:52	換気設備とかのやつがどこに付随して説明するかだけの話だと思っているので防護対象の整理ってのはこの頭でしっかりされていてあとは、そこに関連するやつも含めてどこで、
0:26:03	グループ分けしながら設計について説明するかというところだと思うんでその点考慮しながら、先ほどの基本設計方針の整理進めていただければと思えます。
0:26:13	はい、峰者でございますはいおっしゃっていただいたようにこの62ページ入れ替えということがベースだと思っておりますのでそれをちょっと考えた上で整理させていただきます。以上です。
0:26:23	はい。規制庁谷ですよろしく願いいたします。
0:26:29	右下70ページなんですけど、
0:26:33	ちょっとすみません僕の資料の見方がわかってないといけないかもしれんけど括弧Bの許容限界の話があって、
0:26:39	一般論みたいな形で具の話とかが書かれていて、そのあと構造物への静的負荷を考慮する施設のうち、波及的影響についてはっていう話が出てくるんですけど、
0:26:49	なんでこれ波及的影響具体的に書いて、普通の防護対象の話を書かないんですっけ。
0:27:03	こい日本イシハラでございます。そうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	越智大野。
0:27:10	協議会の括弧Bの頭が、これ主語がないのがよくなくて、
0:27:15	応募対象施設そのものの話が、括弧Bの頭ですね、なのでちょっとそれに対することだということをちゃんとわかるように、記載をしたの。
0:27:26	見直したいと思います。以上です。
0:27:29	規制庁鍛冶です。最初自分が見たときの印象は最初のパラは衛藤湖衛藤構造物への静的負荷を考慮する施設全体に関わるものだから、波及的影響のやつ、もう普通のやつも両方含めたやつが書かれて、
0:27:42	その次のパラがそのうち、波及的影響をおよぼし得る施設についてはって具体化しているような気がしたんですけど、そういう構成ではなくて頭の文章は、
0:27:53	波及的影響以外の普通の防護対象の話だけをうたってるんすかね。
0:27:59	日本原燃笠間です。ここの記載は、括弧Bの最初のパラグラフで全体のことを言って、次の波及影響で、終局耐力は壊れる手前まで波及影響の施設は、
0:28:13	言っているので今日限界の設定を、なお書きで書いてるっていう。
0:28:18	ことで記載してますからちょっと直の使い方とか、部長のつなががないんで伝わってないんでちょっとそこは置きたいと思います。
0:28:26	成長タジリです。ちょっとこの波及影響ってやつがどこまでのこと言ってるかわかんないんですけど、建屋も多分褶曲で説明しようとしてますよねってなった場合なんか波及影響の方だけ説明を、
0:28:39	プラスアルファするのかの整理がいまいちわからなかったんですけど。
0:28:48	はい、上西でございます。そうですね。190ページ見ても、確かに建屋は終局耐力に対して妥当な安全責任を有する許容限界を設定すると言っているの、
0:29:01	下と上で変わらんというのはおっしゃる通りで、ちょっとその事実関係も踏まえた上で記載の修正案を考えたいと思います。以上です。長谷井です。
0:29:13	何か理屈があるのはその説明で構わないんですけど、何かあえてこっちだけ特出しするんだったら、何かメインの方も書いて欲しいなという気はするので整理についてよろしくお願いたします。
0:29:23	次右下72ページのところで、
0:29:26	今後ちょっと原燃の言葉遣いの認識確認なんですけど、
0:29:30	積雪深の話も追加いただいたってのは理解するんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:34	降下火砕物の層圧及び積雪深って書いた場合って、それで頂上も読むんでしたっけ。
0:29:43	組み合わせせていってもいいんですけど。
0:29:45	はい。夕飯でございますはいそのあと 220 との関係で足し算をした時、組み合わせを考えた上でということで書いてます。
0:29:55	成長度です。何で二つ並べて書いたらその組み合わせもう、実際読めるだろうっていうのであと具体の数字そのあとに書いてるからっていうのでここはとりあえず、単純にお呼びしないでって
0:30:06	いやすごく固くやる等、A と B と、その組み合わせとかって書くのがよく外部事象であるようなイメージだったんですけどそこまではする必要はないっていうことでさすがに自明でしょっていう感じで理解しとけばいいですかね。
0:30:19	はい。二本木西田でございます。はい。そういうことです。はい。
0:30:24	はい。規制庁田尻です。イトウはわかる所に辺りも書いてあるので理解はいたしました。で、
0:30:31	あと、
0:30:32	ここも単に確認だけですが、衛藤右田 77 ページと、
0:30:38	あと、
0:30:46	右下 68 ページのところ、
0:30:49	5-1-1-1-3-3 に飛ばす記載がそれぞれ書かれてるんですけどこれ直接的と間接的脳全体に係る部分だけで書いて、そのあとの 68 ページ以降だと個別の (1) 以降とかのところは省略してると思えばいいですかね全体に関わる部分で、それぞれ
0:31:07	はい。日本原燃志田でございますはい。そういうことでございます。ちょっと書き方もいろいろ確か悩んだ気もします文章的に構成的、
0:31:17	もうそれぞれ入れないとわかりづらいんだってところもあって、ハバサキはそれぞれ書いたと記憶してますはい。以上です。はい、規制庁帯磁率理解いたしました。あと、
0:31:28	83 ページのところはさっきの整理で多分直るんだと思うんで正直ここで急に関係区長の話がちょこっとしかも何故かさっきまで出てきたやつを言う前に出てくる形になってて違和感があったので、この部分を含め適切に直していただければというのと、
0:31:43	あと別件ですけど 85 ページなんですけど、直す磯温泉についてはってやつなんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:49	これは何でここで出てくるかって話なんすけど意図はその前の基本方針と古老の、例えば 77 ページの (2) の前とかで謳えばいいのに、なんで、
0:32:01	考慮する施設の選定のタイミングでこいつ出てくんでしたっけ。
0:32:18	日本原燃志田でございますし、医師ちょっとお待ちください。
0:32:23	あ、規制庁谷です。どっちかと 85 に書いてあることを否定してるといえば、85 に書くならその前の基本方針ところでもそれをどっかでうたってた方がいいんじゃないかっていう趣旨なんですけど。
0:32:34	立てました。はい。すいません。はい。うたってないです分。はい。
0:32:39	それも含めてちょっとすいません全体見て、どこにどう書くのが一番いいのか整理をさせていただきます。
0:32:46	社長タジリです水質汚染に関しては 1F 直度頭で考慮する必要ないって言ってしまえば、何か影響を考慮する施設はないとか、各パラで言う必要もなくとも考慮しないって言ったんだからそれは大変、
0:32:58	っていうふうにやれば、書かなくても自明になる気がするのでなんか 85 から出てくるなんか後のところでももう 1 回出てくんですけど。
0:33:05	頭で関係ありませんよっていうふうに言ってしまえば、何かわかる気がするのでその辺りも含めて整理いただければと思います。
0:33:12	はい、稲毛西平でございますありがとうございますとよこ。
0:33:16	海側見ながら、多分引きずられてる部分もあるかもしれない全体ちょっと皆見て整理をさせていただきます。はい。はい。塩谷ですよろしくお願ひいたします。89 ページ行っていただいて、
0:33:29	ここはさっきのはイトウの話なので、直されるということだったんでそのチューブを待ちますという話と、
0:33:37	さっき水質汚染の話だと 95 ページのところでも考慮するシステムの設計方針っていうところでも改めて出てくんですけど、先ほどにお伝えしたように頭の方針で謳えば何かもっと楽なんじゃないかなっていう気がしますと。
0:33:48	あと 97 ページのところなんですけど、
0:33:51	絶縁低下のところなんですけど、
0:33:54	降下火砕物防護対象施設を収納する建屋については、
0:33:58	影響を考慮するためっていう形で書いてるんですけど。
0:34:01	これは建屋が主語で合ってますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:07	すいません。日本原燃車でございます。確実にやってないですねすいません。先ほどの分類の話をしなないといけないはずなので、ちょっとここはすいません申し訳ないです精査をさせていただきます。
0:34:19	はい。規制庁館です基本的には建屋内に行って空気を吸う番とかの話はこの主語だと思うんですけど、さっき医師話で触れた外火山 027 月 14 日付の資料だと、何か建屋も丸付けたがってるんですけど、
0:34:32	今一な絶縁低下で建屋を選び上がってるのかどうか分からないので補足も皆をされるということだと思ってるので、その時に本当につける必要があるのかっていうところを整理していただいで、
0:34:42	その結果っていうのが多分この家、この添付のところでも各括弧 1 から何とかずっと書いてるやつの趣向にそのまま繋がってくる話だと思うので、その点整理いただければと思います。
0:34:54	はい、与儀西田でございます承知いたしました。
0:34:58	はい。規制庁田尻です。101 ページ以降の対象設備のところはガッチャンコするような形になると思うんでその部分は、適宜合わせていただく多分 (2) とか (3) とか (2) (3) 中よりは、B とか C で書かれてるやつが多分一つになるやつが結構いるんだらうなというふうにはだけ認識しておきます。
0:35:16	で、次なんですけど、
0:35:23	108 ページと言っているのかちょっと悩ましいんですけど先ほど波及影響の話があって、この後出てくる竜巻のところに関しては基本的にそれを、
0:35:33	各フェーズごとのところで波及影響のやつの構造の話とかいろいろ歌ったりするんですけど、火山のところっていうのは何か途中でその話が切れてるままないような気がするんですけどそのあたりで整理されてますか。
0:35:55	変救命者でございます。そうですね。これ、ここに多分書かないと一番最初のところ展開になるので、必要なところには同じように記載をしないと。ええ。
0:36:09	なんでの設計方針の繋がりがなくなってしまうのでそこをちょっとこちらでもう一度見て必要な記載を確認したいと思います。以上です。瀬田ですこの発表の方でちゃんと各段階でそれぞれ書いていきたいと思いますっていうのは前回のヒアリングで今回竜巻名で対応されてこっちところがちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:26	排気塔というのを少しハイファイで且つ、堆積しがたい構造ってやつ のせいで何かお茶づいたんだろうなと思いつつなんですけど整理はし っかりしていただければと思うんでよろしく願いいたしますと。
0:36:37	あと次がですね
0:36:43	68 ページで、さっきの絶縁低下の話なんですけど、
0:36:48	多分ここんところ建屋で侵入しがたい、侵入を低減させるってやつを 書きたいがために建屋を変えているような気はするんですけど。
0:36:59	基本的には、防護体制を変えた上で防護対象の手前のところ対策しま すよっていうのだって実用炉の整理とあんま変わらんはずなんですけど、 何かこういう時に建屋の死亡で書こうとするから多分何か、
0:37:13	混乱が始まっているような気がするんで、その点はちょっと整理して いただければと思います先ほどの話と、理屈は一緒です。
0:37:21	はい、小峰志田でございますはい。承知いたしましたそうですねおし ゃっていただいたといった提案を出す尾田層としての話が高じて気が するのはい。ちょっと整理をし直しますはい。
0:37:32	はい、塩谷ですよろしく願いいたします。続いてですね
0:37:39	137 ページっていただいて、
0:37:44	あと、第 2-1-1 の評価対象施設っていうのが出てくるんですけど、
0:37:48	こいつは D B S A 込みのものと思えばいいんですけど。
0:37:54	評価対象施設ってどんな定義でしたっけ。
0:37:59	はい。西原でございます。評価対象施設が、
0:38:06	ここで定義してたっけな。
0:38:09	で盛り込ん。
0:38:10	2.1 答えから見ますとこの表自体は、両方兼ねてますがそれがちょっと よくわからない表になっているので、影響の繋がりを、
0:38:20	わかるようにしたいと思いますこの後に出てくる構造評価とかをする 対象物という意味で書いてますが、
0:38:29	竜巻局と比べるとその定義も書いてないのでちょっとそこは、横並び 含めて、記載の拡充をさせていただきたいと思いますやりたかったの、 これ許可対象施設として挙げるものは何かということと、
0:38:43	あと第 1 回の今回の対象範囲で評価対象施設に乗り入れるものが何か、 そのときには、B D B A この前の部から来てるものと、健全性から飛ん できた S A としての対象物、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:57	それが復活一緒であるということも含めてこの中で全部見せるということで整理をしたいと思ってました。以上です。
0:39:04	規制庁館です共同計算の方針からDBSEになる形になるのでMOXに関して言うと、DVRS Aだろうが結局対象が燃料加工建屋なんのでってこの表でもそこまで違和感はないんですけど、
0:39:18	これ多分再処理とかで屋外の設備とかいろいろ出てきちゃったりすると、ドイツがDBとSAっていうのが何か混乱しそうな気がするので特に今2ポツ1ポツ1でD2ポツ1ポツ2で生言ってそれが同じ表にそのまま飛んでちゃう形で文章書かれてるので、
0:39:33	この建屋だけだったらそこまでわかんないですけど整理だけを進めていただけるようお願いいたします。
0:39:39	はい、日本技術屋でございます。最初にも伺いながら、ちょっと一応二つに分けるとか、何か日朝含めて考えたいと思います。以上です。
0:39:48	はい、規制庁田尻ですよろしくようお願いいたします。
0:39:51	あと、
0:39:54	ちょっと認識の確認をしておきたいんですが155ページとかで、今、基本的に建屋に関してはさっき話に出だしましたけど終局耐力あって判断するような形が書かれていて、
0:40:06	これっていうのは、基本的にどれ、どの条文でも理屈は一緒と思っっていていいですよね竜巻だろうが火砕物だろうが、地震だろうが基本的に終局溶接自体が安全機能を持っているものというよりは、
0:40:19	側のものとして崩れて中の方にご迷惑をおかけしないっていうところの観点で終局耐力で判断するようにしていると思っていいんですかね。
0:40:27	はい、日本エリアでございます。考え方は一緒でございます。はい。
0:40:32	規制庁タジリつわかりました。あと、
0:40:36	これはすみません162ページは、何か対象いましたっけだけなんすけどなお、あと次回でもの増えますって書いてあるんですけどこれは何かSAを踏まえて、準拠規格が増えるっちゃう話ですかね。
0:40:59	日本マネージャーでございますちょっと事実確認をした上で必要かどうかも含めて判断させていただきます。何となく判子で押したように書いたような気がしないでもないの、すみません。瀬尾タジリです。これも最初とか何かいるかもなと思うんですけど、ボックス、
0:41:15	勤怠も建屋で同じですな。屋外にいないこともないからそいつだって可能性もなきにしもあらずではあるので何かいるんだったらそれ言っても

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	らえば、それを備考欄に書いてもらえば、確かに増えるねっていうふうに思える気がするので、
0:41:27	その点よろしく願いいたします。
0:41:30	で、
0:41:31	続いて、共同計算の方の結果とか、後の方の話少し行かせていただいて、
0:41:41	何か水 196 ページのところで、
0:41:46	燃料加工建屋のところで評価結果のハタナかれてるんですけどこれ一番厳しい評価結果のところの例えば隣石だこれになったっていう話ですねそれが教育委員会下だから、判定管理しましたっていうのが書かれてるんですよこれきっと。
0:42:14	8日連絡していいですか。
0:42:19	はい。日本原燃カミタイラです。超えておりますでしょうか。はい。規制庁谷井です。聞こえます。
0:42:26	はい。質問に対してその通りでございます一番厳しい箇所、援助患者に対しては一番スラブ厚が小さい、条件的に厳しいところの結果として記載をしております。
0:42:38	AとかBに関しても同様でして
0:42:42	層ごとのせん断ひずみの評価をしておりますので、その中で一番厳しい値ということを代表として記載をしております。以上です。
0:42:50	規制庁田尻です。代表を選ぶところの仮定みたいのってどっかで読めるんですけどこの資料。
0:43:01	もう全然カミタイラです。はい。
0:43:04	通し番号 183 ページ、こちらで評価部位の、いつということで
0:43:13	火山灰が堆積する可能性がある場所というものを、こちらで全体を示しております、その中で一番厳しい部位として、スラブ厚が一番小さい、表の記号で言うとS、
0:43:27	1というそれが300mmというところが評価対象になりますということでスラブについては示しております。
0:43:36	続いて同じです結果とファクトがいるのは認識していてなぜ182ページの評価対象部位の考え方があってセラーズが最初となるとかそういうところの考え方が書いてあるからそこところから、結果もそこそこが示されてるっていうふうに繋がっていると理解して読めばいいってことですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	すいません日本峰社でございますそうですね 182 ページの自重が小さくなるよう例えばサダマツが最小となる分を選定するとか、いうことの考え方に基づいてやっているということかと思ってます。以上です。
0:44:09	はい、院長鳥居です。はい。
0:44:11	はい。どなたか話されました。
0:44:17	あれ、誰の話じゃないですかね。であれば、なければ次行かせていただいて、
0:44:24	規制庁谷ですすみません
0:44:33	加算は一応こんなもんで飾る全体として規制庁側から他に何かある方おられますか。
0:44:47	おられないようであれば火山部について原燃の方から振り返りとスケジュールについてお願いします記載としては直さなければいけないところは多々あったかと思うんですけど、認識は合って後は直せばいいっていう感じがするので、
0:45:00	なるべく時間をかけずに出してもらえれば記憶も定かなうちにもう 1 回確認できるかなという気がするんでそこも踏まえた上で今日の振り返りとスケジュール紙について説明をお願いします。
0:45:11	はい。日本原燃の安保でございます。
0:45:14	火山に関しましては、
0:45:18	本当対象施設の分類については
0:45:23	添付 4-62 ページに記載するもの、これをベースといたしまして、換気空調設備、これがどこに本分類されるかというのを整理して、基本方針等添付書類それぞれに展開すると。
0:45:34	いうところをやっていきます。
0:45:36	はい。あと、主務がですね合っていないというところが何ヶ所かございましたんで、特に前提かについてはそれがすぐになるのかと。
0:45:48	いうところが
0:45:50	記載ですねきちんと精査して整理をしていきたいと思います。
0:45:57	わっと火山の 02 ですね補足説明資料、こちらが
0:46:02	基本方針等と合っていないところがあるということで今回の整理も踏まえて補足説明資料の方も修正して別途提示の方させていただきます。
0:46:14	大きなところでは以上ですあと全体的には、記載の方の精査をしていきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:20	日本原燃志田でございますスケジュール感でございますけども、来週の水曜日 20 日を目標にして提出をさせていただきたいと思います。以上です。
0:46:31	はい。規制庁田尻です。水曜日に提出予定ということで理解しました一番最後の方で言われましたけど、
0:46:37	i P a d 本文添付と補足も、今はどっちかっとなんとかそっちの方を精査してきているせいで本文とかが綺麗になってんだけど、添付と補足がそれに合わせちゃんと綺麗に整理されてないやつがそのまま出てくるっていうのがあると。
0:46:50	余計に混乱するので、
0:46:52	補足 1 個 1 個ぎりぎり詰めなくても勝手に直るとは信じてますけど精査して出していただければと思います。自分からは以上です。
0:47:05	はい。政調会 s 他にないようであれば次の議題に進んでいただければと思います竜巻でよかったですかね。
0:47:13	はい、弓削西田でございますはい竜巻でございます。
0:47:19	はい。それではまず、海田都築 002 以上 12 というのを、
0:47:29	1 月 8 日に提出をさせていただいた資料になります。
0:47:34	はい。こちらと同じような、ヒアリングであったり他の条文事象であったやりとりを踏まえて修正をさせていただいてございます。
0:47:45	はい。別紙 1 につきましては、一番大きな修正としては、17 にした 17 ページになります。建屋で防護できないもの。
0:47:59	これはちょっとこちらで修正案、考えてお出しをしたんですが、その辺のものと、まだちょっとわかりづらいという感じはしてますんで、
0:48:10	整理の問題があると思うのでまず、
0:48:15	いわゆる全体が立てなければ同系全体的には、建屋の外壁内の建屋の部分をするのは頭の方であって、ここに来ると。
0:48:26	例えばメールできないものに対して、
0:48:29	等でいわゆる機能として操作し合うかどうかというところを、境界で守りにいくということがあるのかなと、あとは最初にあってもくせないですけど対策をとって守るといったものだと思ってますで、
0:48:44	この機能をそうさせないっていうところで守りに行くところの位置付けの一部が、配置上の考慮に当たるのかなと思って、そういうことも含めた上で、全体やな。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:55	もうちょっと増額がちゃんと伝わるように、設計方針を見直しをさせていただきたいと思ってますということでございます。
0:49:03	それ以外は文言の整理をしたということですので別紙1はまずこういったところでございます。
0:49:10	いうところです。
0:49:12	右下51ページから別紙4が始まりまして先ほど別紙51ページの整理は、
0:49:22	半ばにご説明したのと一緒に、表紙にある強度に関する説明書というものがあってその下に、共同計算の方針と計算書がぶら下がるという形態でございます。
0:49:35	はい。
0:49:38	通学の方は、競輪の右下62ページ、これも団体、先ほどの話も含めて整理をしますが、62ページの修正案、防護できないところの修正が一番多かったと思ってます。
0:49:52	はい。
0:49:55	あと先ほどと同じように、竜巻もすいません72ページの動きが書いてありますこれも含めてちょっと全体、この記載があるかどうかは精査をさせていただきたいと思います。
0:50:07	はい。
0:50:09	動きとしては、あとは
0:50:13	補給の話で、
0:50:16	右下、83ページ。
0:50:21	に82ページからの続きその他施設としてエネルギー管理建屋の話があり、
0:50:28	今の機能的影響養成施設のところの文章の記載を整理をさせていただいたということでございます。
0:50:38	あと実際エネルギー管理建屋については87ページのところで、飛来物として
0:50:48	もともと設計飛来物で考えているものに包絡できるような、うん。
0:50:53	外壁とか4年の
0:50:56	エース構造、そういうふう設計をしますよということで整理をしたということでございます。
0:51:03	はい。圧等は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:07	あと他の別紙4、3とかも同じで、先ほど103ページの部分は期待できない建物竜巻防護対象施設の話。
0:51:18	を開いております。最後から浸水恐れがあるものに対する防護ということを考えるということで整理をさせていただいてございます。
0:51:28	はい。ここは先ほどの話で同じようにちょっと全体見直し整理をさせていただければと思っております。
0:51:35	はい。
0:51:38	尾野。
0:51:39	はい。竜巻についてはほとんどが先ほどの防護できないやつの話が、修正点としてはほとんどでございますので、
0:51:50	説明は以上かと思えます。はい。あと何だっけな、計算書は実際、前回のやりとりを踏まえて、拡充が必要なところというのを、日本語足したり、説明を追加したいということで、
0:52:03	記載を見直したということでございます。
0:52:07	はい。竜巻、説明以上になります。
0:52:11	はい。規制庁田尻です。今おっしゃられたように、結局右下17ページのところの中に、防護が期待できないどこのやつのところを整理しましょうねっていう形だと思うの、がでかいところだと思うのであとは細々としたとか後で聞きますけど、
0:52:27	まずここについて、認識を合わせたいんですけど。
0:52:31	建屋内の壁による防護と、先ほどおっしゃられたように、防護するっていう話するんだったら、側の建屋で守るか、そいつ自体を強くして守るか、そういう事態に期待できないんだ追加で防護対策とる川越のみっつうの話があって、で、
0:52:45	木製については防護対策はやらなくても大丈夫という整理に多分しているんだと思っていて、
0:52:51	その時に、今書かれている屋外の構成機器による防護ってやつがいるんですけど、これ防護対象施設が、要は必要な強度をもって、衝突を考慮しても大丈夫なようにするっちゃう話を書かれているような気がするのと、
0:53:06	あと、配置上の考慮っていう話も書かれてるんですけど、多分これ、前に図面で示してもらったやつで、
0:53:13	外気取入口みたいところが突っ込んできて、下落したらそこにまだダクトないんだけどさらにちょっと奥まったところ行ったダクトがいるん

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、そこに飛来物がぶつかるかもしれませんっていうので何かこの配置上の考慮と書かれてるんだと思うんですけど。
0:53:26	前にも話した気がするんですけど、タクトも別にぶつかっても多分安全機能を損なわれないと思うていて
0:53:34	ちょっとこの後説明を聞きますけど、例えば実用炉とかのところで、屋外に出てるポンプとかで消音器つけてたら、消音器別に飛来物突っ込んできても関係ありませんと穴井小は言っても、流路がふさがれなければ大丈夫なんですって転倒評価とかしなかったりするイメージを持っていて、
0:53:49	タクト自体も別に、要は飛来物の衝突を考慮しても、安全機能を損なわない設計としてるんじゃないかなっていうイメージだったんですけど。
0:53:57	ここって何かこの三つぐらい何か書き分けている人ってありますか特に配置上の考慮ってやつがわかりづらいんですけど。
0:54:05	日本原燃笠間です。すいませんちょっとこの文章、私が作文したんですけど、特に構成機器による防護っていうのは、添付書類で
0:54:16	貼り紙等を厚くして、
0:54:19	あと飛来物の侵入を防止するっていう
0:54:21	許可の添付、
0:54:23	今、62ページの1-1-2-1で書いてる内容を、基本設計方針本文の内容に、
0:54:32	的な記載として書いた部分になります。あと配置上の考慮は今館さんおっしゃった通り、前回、竜巻32で説明した後、外気取入口から下に落ちてきて、
0:54:43	終わるっていうところを、トラクターは壊れたら大丈夫っていう手前の、あとは一条のコイルで当たらないっていう説明をしようとして、
0:54:52	記載したっていうところで、確かにおっしゃる通り壊れても大丈夫っていう
0:54:58	説明とどっちでしょうかと悩んだんですけど、今そういう考えでこの記載をしました。
0:55:03	成長度です。まず壊れても大丈夫って僕はいいい言い方も、
0:55:08	衝突を考慮しても大丈夫
0:55:10	壊れて大丈夫というとなんか語弊が出てくるんで、ショートしても、結局流路さえあれば大丈夫なんですっていうものな気がするんで、機能も踏まえて大丈夫っていう話かなっていうのが認識ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:21	配置上の考慮の話しててもいいんですけど、前のヒアリングでも私お話になったような気がするんですけど、配置上の考慮だけだと、何をやったら説明し切るのかようわからん話になってた気がするんですよ。はね返ってきたらどうこうってやつやってもいいんですけど。
0:55:36	よくわからない結果しか出てこないじゃないですかそのはね返り場所の材質は何なんだろうはね返るんだって別に解析するわけでも何でも多分ないはずで、何である、そこの説明に頼ってやるんだったらそれは本当っていう話を説明しなきゃいけないんですけど。
0:55:50	さっき言ったようにそもそも機能を考えたときに、
0:55:52	別に何か配置上の考慮どうこう、もう別に記載しておりません。
0:55:58	コサクです。
0:56:00	別に配置上の考慮書いてあっても、直接飛来物がドンと落ちてきて、閉塞するというようなふうにダクトが置いてませんっていうことでも、
0:56:13	理解はできると思うんですけど結局、この言葉が何を言いたいのかっていうところに、
0:56:20	何て言う必要があるかどうかっていう古藤ですけど、必要っていうとちょっと語弊があるかもしれないけど、あったところでさっきのような解釈で、
0:56:31	読むことは可能じゃないですかねっていうのでどういう認識でいきますかっていうことだと思うんですけど。
0:56:39	4名のカサモです。一条の考慮を使いたかったところが2ヶ所で、その先、
0:56:45	外気取入口、上から落ちてきた、久慈田井で守ってないところを、竹原が入ってきて、廊下が長くて、その廊下に突き当たって右の方に壁がないところで、
0:56:58	配置上の考慮を使いたくて書いたんですけど、そのlgGのコールっていうことを本文に書くと、
0:57:04	配置上の考慮が約束事項であると何でも、
0:57:07	背壁の断熱計画等も全部配置上のところで説明できるような本分になってしまうので、その2ヶ所をちょっと配置上の考慮って言葉を使わずに説明することを考えたいと思います。
0:57:21	規制庁の田尻です。すいません二つ目のやつって、その部屋にいないんじゃないかなったけ。
0:57:26	そのロッカー行ったら何かそこにいるって話でしたけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:30	それで一番でかい入口のところの話されてます。
0:57:34	行傾斜でございますこれも例のあれです。どこの金かけるを考えるかで どんだんどんだん行くところにどんだん入っていくんですけど、まっす ぐ入ったときに不安にはおっきい場合には何もありません。
0:57:46	これがまず前提で話をしてました。以上です。コサクです。その、その 場所に何もありませんっていうこと自体が配置上の考慮とえば別に書いて あってもいいんじゃないかなっていうのが私が今思ってたところだっ たんですけど。
0:57:58	はい。日本原燃志田でございますすみません。笠間さんも一生懸命説明 していただいてもともと我々本当そうです。能勢。
0:58:07	梅木さん量の前倒し時でもありますねまず大前提として
0:58:13	入ってきてぶつかりそうな場所想像できませんっていうのも前提として 話をしてましたんでそういうことも含めて、整理をしてましたというこ とがここは一部考慮っていうふうに繋がってたと思ってます。それは、 あとは子供としてちゃんと解釈が、
0:58:30	ご説明できるということも含めて店舗がそれを補足をしてちゃんと説明 するっていうのも一つ方法としてはあるかなと思ってました。以上で す。
0:58:41	はい。規制庁コサクです。
0:58:44	土肥、私の思ってるところをお伝えをしたんですけど、なのでダツとの 関係はあまりこだわってですねどういう、こういうというよりは、閉塞 しなければ、
0:58:56	機能は維持できるよねっていう共通理解があった上でそれを、
0:59:01	どう表現するかっていうのを実用炉等平仄を合わせながらっていうこと だと思います。田崎さんどうぞ。
0:59:10	規制庁タジリつ、
0:59:14	配置上の考慮でもどれでも最後、結論としては自分の、あまりこだわ りがあるところじゃないですけど結局
0:59:20	防護対象自体が圧倒屋外の一部出るところは一定措置自体をそいつで 守るっていう話し合いはそれ自体が、衝突考慮しても大丈夫な部分っ ていうのを言おうとしなきゃいけないのかなという
0:59:32	屋外の構成機器による防護ってのが多分その花Cになるのかなと思った んであわせて鍵は一つで書けるかなぐらいに持っていっただけなので別 に配置上の考慮で書いていただいても全然問題はありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:43	その上で配置上の考慮っていう話を出した時に1点確認なんですけど、
0:59:49	建屋内の壁による防護ってやつがいると思うんですけど、
0:59:52	これって要は突っ込んでくる部屋にいませんよっていう話して、そこに壁があってさらにその壁の奥のやつについてって鼻Cになるんだと思うんですけど、
1:00:02	これ、建屋内の壁による防護って、
1:00:05	何か書かなくても説明できてきてるような気もするんですけど、意図は何かっていうと、ここってそもそも建屋による防護が期待できないところについて説明していで、
1:00:15	建屋の内部のところは配置上の考慮して突っ込んでくるところに防護対象居ませんよっていう話がかかれていてで、建屋から飛び出るところとかで防護対象いる場合は、そいつ自体が大丈夫なようにしますよって言って、
1:00:26	中身の話は、建屋で防護するって話で、4でもいいんじゃないかと。なぜそれを言ってるかっていうと、
1:00:32	右下79ページとかで添付の話が書いてある添付で話書かれていて、
1:00:38	建屋内に収納されるアボが期待できない竜巻防護対象施設っていう話がかかれていて、
1:00:43	ここで対象を書くときなんですけど、その中壁の橋井持田須藤壁の向こうの対象設備なんか何でもかんでも書かなきゃいけないかなっていうのを少し気にしてるんですけどその辺りで整理ついてますか。
1:00:56	日本原燃笠間です。
1:00:58	この文章を作った後、
1:01:01	私も今、館さんがおっしゃった同じ懸念があって、そ、ちょっとその建屋の下、建屋内の下流の向こうの対象設備は、
1:01:10	久世穴井建屋の支柱の最初が防護が期待しない設備に、
1:01:14	選定しない。
1:01:16	これに書きたかったんですけどその書き方が間違っていました。
1:01:20	これ壁による防護っていうのを書いたのは、建屋内の壁の色計算を強度計算と結びつけるために、
1:01:28	書いたので、
1:01:29	あと、
1:01:30	ちょっと本文に書くかどうかは別として、建屋の壁、強度計算書に結びつくように、添付書類の記載を考えたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:39	規制庁タジリつ建屋で防護するっていう話等開口部の説明等その配置上の考慮でその部分にいないっていう話があるので、当然うちからも評価対象というので建屋による防護っていうので、添付で、よりわかりやすく書いてもらえればなお良いと思うんですけど。
1:01:54	繋がりを持てるかなという気はするので、そしたら多分ここ大分すっきりするんじゃないかなとそうすることによって建屋内に収納されれば僕は期待できないけど建屋内の壁で防護っていうところも、
1:02:05	何かと同時な感じの言葉も何かなくなってくれるような気はするので、
1:02:10	趣旨は多分伝わった気がするんですけど大丈夫そうですかね。
1:02:16	植野笠田です。ちょっと私も文章として気になった所ではあったので、添付でしっかり展開わかるように、ちょっと考えさせてください。
1:02:27	はい、新谷ですそうすることで結局、建屋内の防護が期待できないってなんだっつたら、入ってくる空間にいるやつとかっていう話になって結局そこんところに配置上の考慮で置かないようにして一部出てきている。
1:02:40	事業理事のお宅とか何かのところは結局、その入ってくる空間に物があるんだけど、そいつについてはどういう設計だから大丈夫ですよっていうふうに言ってしまうと他のこういう設計だから防護対象自体が機能を損なわない設計になってますよって言ってもらえれば、
1:02:53	何となく簡潔になるかなという気はするのでご検討のほどよろしく願いします。
1:02:58	あとしない。はい。
1:03:02	どうぞ。はい。あと何か、ちなみに再処理の方は何かこの部分を説明したいっていうので今日 000 一井が入ってるのこの部分あたりだっちゃん話を聞いた気がするんですけど。
1:03:13	大丈夫ですかね。この辺りは設計、
1:03:16	はい。日本原燃の蝦名です。もともと、このうち壁の部分の記載がちょっと整備が
1:03:25	違いが出てたんですけども、今のお話であれば多分最終的に同じようになると思いますんで、すいません。説明する内容は特になくなったというふうな認識です。
1:03:39	はい。
1:03:40	規制庁谷井です。小阪です。蝦名さんすいません。
1:03:44	0001 の何ページですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:49	えっとですね 00-01 のですね、20、再処理の方 25 ページが 27 ページまでの辺りになります。
1:04:04	はい、以上 5 ページですね。
1:04:06	再処理の方ではですね
1:04:11	あれですねとか、
1:04:13	いや、により棒を、が期待できるの方に打ち壁の話を書いております。
1:04:28	それはですね M O X は建屋といったときには外壁だという意識で書いてあったんだけど、
1:04:35	再処理の方は、建屋というのには、外壁内壁含むと。
1:04:40	いうことで書いてありますってことですね。そうです。はい。
1:04:45	それで今、M O X の議論としては外壁内壁とかいうようなことは言わずに、
1:04:54	整理をするという方向になったので影響が出てくるものなかった、
1:04:59	最初にこのままでいいと思ってるってことですか。
1:05:05	無数のですね記載の見ながらにはなると思いますが、そんな差は出ないんじゃない。出なくなるんじゃないかなというふうに考えてございます。
1:05:21	規制庁コサクです。田尻さんどう、どうなんでしょうちょっと私が十分、どういう方向での書きぶりになるのかが、イメージできてないので申し訳ないんですけど。
1:05:31	規制庁田尻です。結論から言うと今も複数に関しては、建屋の整理は再処理と同じ記載になった上で、最初についてはプラス防護対策設備の話を書いていたところ、
1:05:44	M O X についてはその配置上の考慮の話と、ちょっとこの配置上の考慮ひょっとしたら最初に説明あるかもしれないので、配置上の考慮はなしと、こう言ってもらいつつ、
1:05:54	黙食は防護対象施設時、建屋内で建屋内っていうのが建屋に付随してなのかわからんけど、防護対象施設自体で守る者がいるっていうところで差が生じるかどうかだけかなと認識しましたけど、
1:06:10	やはり日本原燃の蝦名ですそのような認識でございます。
1:06:17	成長度ですなんで M O X の方は言葉形に直してもらったら、建屋っていうのはうち壁だとか外壁だろうがつける建屋で防護するものの範囲って

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>というのがいて、ただ、建屋内に侵入してくる部分に関しては配置上の考慮っていうやつをそこにはないようにするってのが読めるようになって、</p>
1:06:32	<p>一部、DGのダクトがなかった言葉なんかで防護対象施設自体が、強度を持つか、継続しないかで、機能が損なわない設計とするっていうのがいる形になって、</p>
1:06:44	<p>再処理施設の方で、その排除の考慮を多分しなきゃいけないっての多分言って、防護対象自体で守るやつ、屋外にはいるのかな、ちょっと防護対象自体で守るやつって最初に言いましたっけ。</p>
1:06:58	<p>年齢のエビナです。再処理の方では屋外そういうふうなものはいないです。</p>
1:07:05	<p>規制庁田尻です。なんで、今言ったように、中身なのが外壁だろうが建屋による壁とは事業の効用で記載防護し切れないやつに関しては防護対策をとりますよっていうところが再処理施設ではプラスで書かれるイメージですかね。</p>
1:07:24	<p>はい。日本原燃できない。すいませんいろいろ言っていたいてありがとうございます。そのように、</p>
1:07:29	<p>考えてございます。</p>
1:07:32	<p>社長館です。自分はある程度イメージができましたが何か気になる点あれば、他の方ご指摘等お願いします。</p>
1:07:39	<p>規制庁コサクです</p>
1:07:41	<p>建屋以外で守るものっていう具体的には屋外みたいなことですが、それについては、MOXは書きます。</p>
1:07:52	<p>再処理は書きませんっていうなんか逆のようなイメージでいたんですけど、</p>
1:07:57	<p>再処理のほうは屋外のものはもう防護対策を講じますとしているので</p>
1:08:04	<p>すべて講じるから書かなくて済んでるっていうことですかね。</p>
1:08:10	<p>はい。日本原燃の蝦名です。</p>
1:08:15	<p>犬</p>
1:08:20	<p>規制庁谷内ちなみにちょっと1点なんですけど、</p>
1:08:23	<p>何か屋外でも配管とかダクト系でそのまま板厚持ってるやつもいたような気がするんでちょっと最初のイメージがちょっとつき切っていないところがいて、防護対策くうとるのは間違いなくて防護対象自体の強度でも評価するやつがいるっていうんだったらそこも読めるように書いてくださいね。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:40	何か言いたいんだったら、消せばいいって話でいるんだったら書いてくださいってというのが趣旨です。
1:08:46	はい。日本原燃の古川でございますすいません先ほどは、第5が期待できないものとしてあるかと聞かれたと思ってエビナの方からそのように答えております。で、今屋外の、竜巻防護対象施設の話になっておりますので、
1:08:59	それは再処理の方はもちろん、火、
1:09:02	アボ対象は屋外にありましてそれに対して地震でもつものもあれば、またないので防護対策を講ずるものもでございます。
1:09:10	それについては、右下、30ページの方に記載してあります。以上です。
1:09:16	はい、規制庁絶えずなんで建屋内で防護できるやつ外気取り入れてるやつ、防護が期待できないやつのほかに、奥がしゃべりっていう分類が最初は書かれていてボックス屋外設備がないんでそれ書かれてないので、
1:09:28	MOXが言っている5が期待できないってやつの一応建屋内の分類にはなってるんだけど、壁とか何でも守ってもらえるやつってのがいて、ただ、それに関しては最初の施設については言いませんよという
1:09:39	それ自体で守らなきゃいけないやつは屋外システムに分類されてそっちで説明するやつですよってそういうことですかね。
1:09:48	日本原燃の古川ですその通りでございます。
1:09:52	規制庁谷さんのイメージがわかってきました。
1:09:59	工作です。私もわかりました
1:10:03	は、内容としてはわかったんですけどスズキ案内こちら辺ってあれですね再処理とMOXで書き方が大分違うということですね。
1:10:17	すいません日本原燃の蝦名です。何すか、対策の話があるんで差は出ると思うんですけどもそれ以外は基本的には同じような表現で説明できるかなというふうに考えております。以上です。
1:10:36	規制庁不足です。同じような表現でってというのがよく分かんなくて文書構成が今の対比を見ると全然違うような気がしたんですけど。
1:10:47	横に並べて綺麗に並んでるようなもんなんですか。
1:10:55	すいません、日本例のエビナです。ちょっと今は並んでないんですが、最終的に、同じように合わせさせられるというふうなことで、先ほど、同じような、にできるというふうな話をしました。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:12	規制庁高坂です。わかりました。じゃあ、同じようにされたものを見るほどねと思えるんだらうと思いますので、対応、よろしくお願いします。
1:11:25	規制庁タジリちなみに0がうちの1の方強者分のところだけちゅう話だったんで、言葉遣いとか並んでるかとかまで、板野精査してないですからまだ指摘しないですけどそこは現在直されるという、
1:11:38	認識を持ってたんですけどあってました。
1:11:41	はい。日本原燃の蝦名です。その通り、そのような認識でございます。こちらの方はさらに精査していきたいと思います。以上です。
1:11:51	規制庁谷井です特に竜巻とカーに関して言うと防護対策施設が結構出てくるので、その部分はどうしてもオリジナルで書かなきゃいけないところがあるので、
1:12:01	ただあの基本炉と同じようなところで防護対策設備と書いてるところをそのまま入れ込んだり、対策のところの方法対策設備を設置するとかっていうところを入れ込んでいけば説明はできるかなとは認識してるんですけど
1:12:14	個別部分でまた悩むところとかがあればヒアリングの設定等適宜検討いただければと思うんでよろしくお願いします。
1:12:22	はい。日本原燃玲美奈です。その場合設定させていただきます。よろしくお願いします失礼します。
1:12:29	はい。規制庁田尻です。別紙1については自分から言うか別紙1までほかに規制庁側から何かありますでしょうか。
1:12:37	すいません。年重ねないですけどちょっと1個確認させてもらっていいですか。はい。
1:12:42	はい。江藤。
1:12:44	それ002D。
1:12:47	ペアなりの壁を変えたところで、建屋の方が明確に、
1:12:51	その壁を決して今再処理が収納されるのは後で他程度分をするっていうところを、平均及び内壁で書いてるのでそこに入り、
1:13:02	同じように入れ込んで、建屋の強度計算書につなげるっていう方向で今考えてるんですけど、他社さんの認識もそれでよろしいでしょうか。
1:13:11	規制庁土肥ですは行政経営方針として結構建屋で守りますよっていうところをさえ書いてあれば、建屋っていうふうに言って外壁だけで守れるところと内壁の外側の内側にいるやつ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:23	天内樋口側に防護対象がいる場合というのがそれぞれいて、あとはそこは説明書のところでそこも含んだ形で書いてるよっていうところが書いていただいた上で共同計算につなげていただければよりわかりいいかなとは思ってますけど。
1:13:34	結局共同計算のところも建屋全体としての壁で板厚一番薄いところっていう形で結果を示してたと思うので、一応繋がるかなと思ってるんですけど。
1:13:45	わかりました。ありがとうございますその認識で作業させていただきます。
1:13:49	はい、佐治ですよろしくお願いたします。
1:13:52	別紙1までほかになさそうであればちょっと時間ちょっとかけ過ぎてところあるんで別紙を以降もちょっと自分から確認を幾つかさせていただきます。
1:14:04	細かな強いって意味でいうと、
1:14:14	単にこれ全般論としてなんですけど右下61ページとかで、
1:14:19	添付5-1-1の1-2-1のところの頭のところで、機械的強度を有する建屋に防護する等とかっていう形で、相変わらず所々いる気がするんですけど、竜巻の構成考えると頭基本方針のところで書いてる通りに関しては後の強度計算とか防護設計の具体のところと具体化されてるから多少ここには残っているけど、
1:14:39	特に説明は書いてないぐらいに思っとけばいいですかね。
1:14:43	はい。乳井イシハラでございます構成上、そういう形で示させていただきましたこうと思ってました。はい。
1:14:50	ちょっと事実は変わりますんで。
1:14:52	そこを後世ちゃんと整理してくださいねって話とあと、62ページのところ僕が期待できないのところはさっきの話があったと思うんで、蜂谷の声の話とあとことかでおなのかまたなのかわかんないですけどぶつかっても大丈夫な構造であるというところを謳っていただければなお説得材料になってるような気がするんでそういったところ、
1:15:12	踏まえた上で、記載等ついていただければと思います。
1:15:17	はい、新美西浦でございます。いたしました。
1:15:21	はい。続いてなんですが、
1:15:28	続いてっていうところはすいません毎回同じ内容のところなんでちょっと飛ばしますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:36	右下 83 ページのところ
1:15:40	この
1:15:40	ことばかりだけなのかもしれんけどなお書きで書いてあるやつでなお竜巻防護対象施設への機能的な波及影響については竜巻防護対象施設の屋外の附属設備、設備に対し、
1:15:51	竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えないよう設計してるっていうんですけど。
1:15:56	これっていうのは、
1:15:58	それ自体を守るって話してるんですか何か附属施設で、安全機能に影響を与えないというのがいまいよくわからなかったんですけど。
1:16:13	日本原燃カサモですそこで十分あるんですけど影響しないことを確認していることから、およぼし得る施設に該当する施設はないということで、
1:16:24	その確認結果を今、補足説明資料で説明しようとしておりますキャンペーン。はい。小阪です。片野さん今自分で言ったことがトートロジーになっているのはわかりませんか。
1:16:35	影響しないことを確認しているから影響しないものとしますって。
1:16:40	そうですね影響しないことを確認するなら、だから確認するっていうことです。
1:16:58	規制庁館です。ここっていうのは結局何してるかっていうと、その附属施設が壊れても大丈夫なように設計を施すという岩本からその設備自体が壊れても大丈夫だったという説明に、をやるっていうことなんですけど、ちょっとすみませんまた変な聞き方なっちゃってますけど。
1:17:17	従業員稼ぐ際ここで附属設備を確認してその施設が壊れても、
1:17:23	竜巻防護対象施設の機能に影響がないっていうことを確認しています。それを、
1:17:30	そうです。すみません。規制庁コサクですけど、ちょっと私自身も混乱してるので確認なんですけど、まず、
1:17:41	機能に影響を与えないっていうのはどういうことかっていうことなんですけど、
1:17:47	倒壊をして、
1:17:50	防護対象施設にぶつかるようなことがあって、そ物倒壊するかしないかっていうような話と、
1:17:59	倒壊しても規模が小さくて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:04	機能影響を与えるほどの損傷を与えないということなのかと。
1:18:09	いう話等、
1:18:11	そもそも
1:18:13	附属くうの機能として、その機能がないと。
1:18:18	本体側の機能に影響を与えるかもしれない。
1:18:22	ていうこと等、
1:18:25	あるような気はするんですけど。
1:18:27	前者後者ともに扱っているのか、後者の話はそういうものは防護対象としてあげますということで、話が上がらないものなのか。
1:18:38	どういう整理なんでしたっけ。
1:18:40	刀禰笠間です今、本社の方のその附属設備が壊れても、
1:18:45	職責ではあるんですけど、つまり防護対象施設自体の安全機能に影響ないものっていうことは、これが選んでないっていう誠実で壊れて、比較的影響を与えるものは、
1:18:57	全部確認して、
1:19:00	影響を与えるか与えないかを確認して、それに近い提供機能的影響、そういう観点で今、選定をしました。
1:19:10	すいません。後者っていうのは、私が言った話はそもそも間接機能として、必要のあるものっていうようなことはそもそも防護対象側で入ってて波及影響云々じゃないような気が。
1:19:26	していたんですけどそうではないんでしたっけ。
1:19:39	日本列車でございますこれちょっとこちらの別途個別の補足説明資料を出すべく、出さないといけないんで準備はしてたんですけどすみません間に合いませんで、
1:19:50	やってるのは、先ほどおっしゃっていただいた電車乗っ公開とか、距離で食べても、そもそも食べませんもしくは対応という、
1:20:00	一定の距離があるので、ぶつかったりすることはありませんっていうのと、機能的影響としては、塔婆ですけどその人の附属設備。
1:20:11	例えば、非常社内稟議設備非常用発電機の燃料油の貯蔵タンクについていうな、附属設備ですねそういったものは、
1:20:23	例えば壊れたときに、状況がありますか、あとはすべき設備かということ例えば追求の勉強会みたいなもの、それは運動。
1:20:34	今年、
1:20:37	持ってきた。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:40	間瀬ろう。
1:20:42	マイクが消えますすいません。そういったものは燃料タンクとしてエントリーをしていてその附属設備がそれぞれついているのでそいつが救助、例えば壊れて影響しますかといったようなことを見ているというのが今のやり方でございます。はい。
1:21:01	規制庁コサクです。そうする等、その間接影響か何かももとの機能としての間接！！になってるようなものっていうのは、
1:21:13	防護対象に上がってないものがあるって、
1:21:16	それについて
1:21:20	影響を与えないかというのをこの枠で議論をしているっていうことですね。
1:21:25	はい。日本原燃石原でございますはいそういう整理でございます。
1:21:31	はい。で、その時 2 b o x の場合は何かというのが、
1:21:40	いまいち明確になってないから、議論がよくわからないっていうことですかね。
1:21:47	はい。乳井西浦でございますはい。ちょっと先ほど、農家さんとかも含めて他の事象それぞれば限り影響のところで登場物を書いた上で、それぞれ多分こういうことで影響がないっていうことを確認をしたと。
1:22:02	いうことを、ちゃんと添付上で書いてですね、整理をしていくということが必要かと思えます。
1:22:12	例えば、
1:22:13	他のところででき、
1:22:16	あれ比較みたいなもので次回で具体出てくるけど今回の第 1 回で建屋との関係ではっきり契約長内と言い切るのであれば、そういう意義のために必要な情報が、今回、
1:22:27	中で情報を追加しました鶴飼田上では、こここういう設計をしている影響はないんだということをちゃんと書き切るということかなと思えました。以上でそこは足りないと思えますので多分あの話が、
1:22:42	僕繋がってないと思ってます。以上です。
1:22:46	はい、規制庁不足ですわかりました。特に、MOX の場合はユーティリティー関係が、
1:22:56	そもそもその機能としてそんなに安全確保に関連しないということがあって、話が見えなくなってるような気がするので、そこら辺まとめてもらえばわかるようになるのかなと思えました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:11	立石さんすいません戻しますあ、規制庁谷です。ありがとうございます。ちょっと自分の認識の確認があったん 83 ページのところで、
1:23:19	簡単に今なお書きで書いてあるところについて、なお、機能的影響を及ぼす可能性のある屋外の附属設備としては、これこれこれこれといったものがあるけれど、
1:23:30	これこれについてその機能がそこがこのこいつが損傷した場合の影響について確認したところ、これこれだから、安全機能が損なわれることがないことを確認したっていう話になるってことですかね。
1:23:41	はい。乳井西田でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます含めて整理をして、今おっしゃっていただいたことが必要だと思いますので、記載を拡充させていただきます。以上です。
1:23:53	規制庁田井です意味わかりましたありがとうございます何か言葉がよくわかんなくなっちゃうんですけど、先ほど長さんがおっしゃられたように、そもそも何も至ってってところがよくわからなくて、
1:24:04	そいつって何も附属設備って時点でちょっとよくわからないところがあるんですけど特にさらに目視だと、板付ってところから始まってしまうので整理いただけると助かります。
1:24:15	そういったことでちょっと次行かせていただきたいです。委託っていう意味でいうと、その上に書いてあるやつがエネルギー管理建屋、
1:24:25	その屋根外壁なんて書いてあってですね。
1:24:28	結局そのこの辺りの施設って何物だっけっていうので安全機能とどういう関係にあるのっていうことを言っていけば、
1:24:38	わかるのかなというふうに思ったんですけど、石原さんそういう感じですよ。
1:24:43	はい、日本 1 社でございますはい登場するのは設工認全体見た時に出てくる登場人物の関係がわかるようにちょっと整理を、記載を整理させていただきます。以上です。
1:24:55	はい、補足ですよろしくお願ひし、よろしくお願ひします。結局そこら辺がその安全機能と直接関係しませんよっていうことの説明になるんじゃないかなと想像してます。
1:25:05	以上です。田尻さんどうぞ。はい、ありがとうございます。続けて行かせていただいて、103 から 105 ページぐらいはさっきの建屋内の防護の話なんでここはもう言葉綺麗に整理し考えてくださいねっていうのと、
1:25:18	ちょっと認識最後合わせておければと思うんですけど 107 ページのところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:24	この前段部分までのところで、波及影響の話についてなんですけど、基本的に悪影響欲しいの観点から、対策施しますよって話があって、それぞれの段落のところに悪影響の話が盛り込まれる形になってると思うんですけど。
1:25:37	今回結局波及的影響をおよぼし得る施設については、何までを舞台に述べて、何まであと時間に飛ばしてるかの整理を説明していただいてあと、それが他条文等も今並びがとれてるかどうかっていうところについて説明いただきたい。
1:25:52	どこですか。
1:25:55	はい。
1:25:56	弓削西原でございます先ほど説明した上部の関係説明しといて賜ってなくてですね、そこをちゃんと整理をして記載を拡充させていただきます。特に今回IK的影響で残っているのが排気塔になります。
1:26:11	ばかり鬼頭浩二会ですので詳細を次回に示すで終わってしまうとですね、耐震とかの設計でもお話があったように、今回の燃料加工建屋の設計にフィードバックすることが本当はないんだろうなということがどうしてもつきまといますので、
1:26:26	こういう設計なので、基本的にその建屋で考慮を追加で考慮する事項はないんだということが蓋然性というかそれがわかるように、
1:26:39	廃棄等に担保すべき条件というのが、ここでちゃんと書かれて、ただし詳細は次回でということかと思ってます。それを
1:26:49	耐震であったり他の上昇であったりも含めて統一されるように記載をさせ、整理させていただきたいと思います。以上です。
1:26:56	規制庁谷です今おっしゃられたように建屋としての設計はけりつきたいですよね簡単に言うと、その状況の中で、例えば波及で協力影響をおよぼし得るってやつがあと次回の申請でなければ当然今説明するんですけど、
1:27:11	あと時間の対象だから舞台はっていう言い過ぎるせいで、本当に影響を与えない、与えない設計になってるんだっけってところが担保されないまま次に行ってしまうと、大臣の方で指摘があったという話ですけど。
1:27:22	結局あと次回であうん設計帰られてしまっても、こちらとして何を確認なのかよくわからなくなってくところがあるので要は基準適合性企業版ができてたのかっていう話に立ち戻ってしまうところがあるので、
1:27:33	あくまで今外部事象に対して建屋として担保しなければいけないところの、最低限設計の後、設計の中身っていうのが確認、ある程度できない

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	と、0と言いつらい状況になると思うのでその点も考慮していただいた上でどこまで記載するか。
1:27:46	体制と並びとかも踏まえた上で整理いただければと思います。
1:27:50	規制庁コサクです。
1:27:52	ちょっと補足すると、
1:27:55	次回で申請をするものもうこちらの方に影響を与えないように、どういう方針で設置するのかということを、関連する部分をちゃんと方針として述べてくださいと。
1:28:07	ということです。で、排気塔でいうと、余計よくわからないんですけど、そもそも排気塔に対して安全機能として要求するものは、本来なくて、
1:28:20	何だけ同経路としては設置するものだから、
1:28:26	波及波及影響を及ぼさないようには何らか語らなくちゃいけないってということになって、そうした時に波及影響を及ぼさないようにどういう設計にするっていう方針を、
1:28:38	宣言しときますかっていうところなんですけど。
1:28:43	特に竜巻という関係だとう何が必要なんでしたっけ。
1:28:57	はい。人間のイシハラでございます
1:29:00	これは荷重に対して対応とかも倒れない、壊れないが、今打ってそれで、
1:29:08	変な荷重が建屋にかからないということが、やりたかったことです。単純に
1:29:17	返した時に考えた時に高さで、距離がありますよは言えないので、そうなると倒れたときに燃料加工建屋に変な影響ないですよねっていうところを、過剰として見るということかなと思ってました。
1:29:37	規制庁コサクです。そもそも倒れなければいいのかっていうのはなCだと、逆に倒れても全然問題はないような気がしていて、
1:29:49	倒れるか倒れないか等荷重っていうのはまた別途、波及影響の関係で別物で丹それぞれ考えるってことですかね。
1:30:00	はい。入社でございます。廃棄体自体は、
1:30:08	あってもなくても大体ですけど空気の流量としてもともとボックスの場合は地上放散ですし排気塔から放出しないと、安全評価上もおかしいということじゃないので、
1:30:18	本当に他、
1:30:21	それが何ていうんすかね。今はもともとは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:27	先ほどの波及的影響の機械的急騰機能的影響の方も、機械的影響で確か倒れて持っている方で受けたと思います機能的協定みたいなんだっていうと別に穴沢港湾省が、
1:30:41	なんかこうかっていうあれですけどね、飛来物で穴が開いても外に出て空気は地上放散であれば、それを藤堂に比べてもおかしな話ではないのでっていうところで、
1:30:52	機能的影響がにはあんまり影響ないかなと思ってたところでした。以上です。
1:30:58	はい。これも先ほどの吸気側の話と一緒にですけど閉塞さえしなければっていうことだと思いますので、
1:31:07	その辺りの関係性を明確にしてもらってということじゃないかなと思います。で、排気塔については耐震上の話もその辺りで、
1:31:20	ちょっと論点がはっきりしてなくて、荷重がサポート側に移って建屋に損傷を与えないかみたいなところは考えてくださいねっていう話をしますし、
1:31:32	外部火災についても熱影響ということで悪さをしないかと、いうことを考えてくれって話をしていますので、竜巻も同様にどういう視点が必要か結局さっきの荷重ということになると、
1:31:45	ますけど、あとは機能としては閉塞をして、
1:31:51	排気系というところの機能に影響を与えないかということだと思いますんでその点がしっかりと書くべきところに書くということで整理をいただければと思います。以上です。
1:32:02	はい、日本吉田でございますはい、承知いたしました。
1:32:06	はい、規制庁タチエスありがとうございますので、続いて行かせていただいて同じような話は所々あるんでもうそこは直してくださいねという形で行かせていただきます。
1:32:18	例えば 137 ページとかでも建屋内の壁がというようなやつが書かれていてここんところとか建屋内の壁として述べるところと、両方で述べるところとかいろいろ出てくる形にはなると思ってるので、
1:32:30	さっきのお話で結局あの中の話で頭のところへ、両方のものとして建屋によって防護っていうふうにうたった上で、添付のところではそれぞれについてしっかり述べるようなことを言われたと思うんで結局主語がそれぞれちゃんと正しくなってる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:44	全体を見ていただく人がどうしても生じると思うのでその点は考慮して対応いただければというのはこれはコメントまでと言わせていただいて、
1:32:51	あと1点、これは、
1:32:54	認識がわからなかったんで165ページなんですけど、
1:32:59	括弧Cで荷重の算定という形のものが書かれていて、ここ共同計算の方針なんですけど例えば144ページとカーの荷重のところの話じゃなくて、
1:33:09	ここに書くもんですかね
1:33:12	この評価の話ぐらいになってから荷重の話が出てきてるのが少しだけ違和感があったんですけど。
1:33:24	与儀西田です。すみません田尻さん、何ページっておっしゃいました。165ページです。165ページで、括弧Cで、荷重の算定の話が書いてあって、
1:33:35	風圧力に契約した荷重は、
1:33:38	4ポツ、荷重の種類締め算出石を用いる。改めて計算してるだけっていうことなんすかね。
1:33:46	はい。日本原燃志田でございますところで確認をしておきますが共同評価の方法として、
1:33:53	順番に必要な所、条件から始まって5.5、5.1ですかね、(1)から順番に書き方してその中の一つとして、その流れの中で書いているものだと理解をしてました。以上です。
1:34:06	規制庁タジリです。ここに書く意図があればいいんですけどこいつ今4ポツ1の(1)荷重の種類に示す算出式を用いるで平家による加治小路梶縁示すって形で、
1:34:18	141ページからのところでこの比嘉井内による衝撃荷重に関する式って別に書いていなくて、
1:34:24	何で、何か意識ここで述べてしまえば何か、ここで改めて引用して説明しなくてもと思ったんですけどここに書くイトウとか、全体の構成の整理の話になってしまうかもしれないんですけど、
1:34:35	荷重の話変えて設計の話変えて実際の強度評価の話でっていう、一連の流れっていうのはもう考えながら書かれてると思ってるので、ここも多分意図はあるんだと思うんですけど
1:34:45	整理でおかしく金谷おかしくないかだけ確認いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:51	はい、日本吉田でございます淡路さんを確認させていただきます。
1:34:55	はい、規制庁谷です。ちょっと自分から最後1点なんですけど。
1:35:00	205 ページD。
1:35:03	毎日なんか何やってるのがわからなくなってきたんですけど、第4-2-2-2の表ってやつがいて、
1:35:10	ここんところ固定荷重積載荷重で複合荷重をマイナ数でやる形にしてるんですけど。
1:35:15	ていうか何と何比較したいのかよくわかんなくなっていて、
1:35:19	屋根部にかかっているもので普段から、固定荷重として下向きにかかっている荷重の大きさがあってで、今回竜巻で上向きの荷重かかる形になっていて、
1:35:30	そこの値同士だけを比較するのかと思って何か引き算を始めたりされてるんですけど、これやったらそりゃあちっちゃくはなるだろうと思うんですけどこれ何やっているんですしたっけ。
1:35:49	規制庁谷です。次、207 ページのところ、5-2-2-1の表っていうところで脱落評価結果っていうのが書いてあって、さっきの引き算したやつと、設計時の長期荷重を比較して何かかかって書いてるんですけど。
1:36:05	それ、設計時の長期のやつのところから積雪除く形にはなりますけど積雪等、マイナス分たち合わせがちっちゃくなるのはそれはそうだろうと思うんですけど、
1:36:14	これの非カクウする意味って何かあるでしたっけ。
1:36:21	訓練カミタイラです。こちらについては、竜巻キーの時に作用する荷重を考慮した上で、トータルの荷重がどうなっているかと。
1:36:32	これ、仮にですね、竜巻時に、当所、上方向にかかる荷重がさらに大きくなっていくと。
1:36:41	上向きに全体が引っ張られるという荷重モードになりますので、そのときに、0 通り越して上向きにかかっているって、
1:36:51	設計時長期荷重よりも大きな荷重が上向きに作用すると、部材の断面評価が、
1:37:00	設計時よりも厳しくなると。
1:37:02	いう状態になるきますので、それを確認しているということになります。
1:37:08	規制庁タジリですどこまでぎりぎりやるかの話なのかもしれないんですけど、上向きの時と下向きだとか中の考慮するのか引っ張りなのか圧縮

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	なのかわるような気もしますしボルトの評価じゃなく、痛みの評価だから変わらないって話をされてるのかもしれないんですけど、
1:37:24	結局、
1:37:25	説明されたいのがやれるっていうふうに見たときに普段下請けでかかっているやつに対して、今回上向きにかかり得る荷重っていうのがちっちゃいんで、
1:37:34	そこだけの比較をされたいのか、それとも、今おっしゃられたようにそこも立ち合わせたやつで、
1:37:40	極端な話、今の理屈で言うと竜巻がマイナス 5000 とか 5 万マイナス 6 万とかそこらの桁に行かない限りはかっていうふうにしたいんですとかそういう話をされてるんすかね。
1:37:51	MN カミタイラです。その通りです。衛藤最初の方におっしゃりました評価ルートとは違ってコンクリートのスラブ面を評価しております、
1:38:03	宇和場の鉄筋とシャワーの鉄筋が同配筋になっておりますので、これは荷重が下抜きであろうが、と同じ荷重で、同じ結果になるということからこういう評価手法でいいという判断をしております。以上です。
1:38:17	規制庁館です。その理屈でいくんだったらその部分も説明として書いていただければと思います前にヒアリングでお聞きしたときは、今か、今想定してる下向きに係る普段から測ってる下向きの荷重よりも上向きでかかり得るものがそもそもちっちゃいっていうその部分の比較だと思ったんですけど。
1:38:33	今のお話だと上向きだろうが下向きだろうが、荷重がかかっている部位のことを考えるとどっちでも下の北尾鏡木田が荷重の大きさだけを単純比較できるんですっていう説明をされるっちゃうことですよ今の感じだと。
1:38:46	表現カミタイラでした。その通りです。文書に関しても、ご指摘の通り、考え方をもう少し丁寧に記載するように、訂正いたします。
1:38:56	規制庁谷井です。基本的に竜巻の上向き荷重で屋根が吹っ飛ぶっていう想定はほぼないと思ってるんでそこまで、何かここにこだわりたいわけではないんですけど、
1:39:07	だから、
1:39:08	環境に見る等、普段長期で上、赤下向きにかかっているやつに、
1:39:14	さらに今回上向きのやつで引き算したと、普段かかっているやつ比較すりゃそれがちっちゃくなるようにしか見えないでなんか、あまり意味があ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るのかないのかよくわかんなかったんで確認だけしたの、やりたいことはわかったんで理屈をちゃんと書いていただければと思います。
1:39:31	はい。日本原燃カミタイラいいです。承知いたしました。
1:39:35	規制庁田尻です。二つの機関で全体通して規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:39:45	なさそうであれば原課の振り返りとスケジュールお願いします火山のとき、あの中身は大体方向性見えたと思うんですけど、あの中の後の話に関しては、結構いろんなところに影響を与えてしまうので直ったやつできればもう1回早めに見たいと思ってるんでそこも踏まえてスケジュールについて説明をお願いします。
1:40:06	はい。日本原燃の安保でございます。竜巻についてですけれども、飛来物の部分について建屋の
1:40:15	建屋の入口壁で防護すると言っていたところにつきましては、
1:40:19	例えば午後するということろで快適な比木含めた、セ・リーグするということろで全体の方見直しをします。
1:40:27	あと
1:40:29	遠田ウノ天木にさせていただく部分につきましては破損したとしても機能を損なわないというような整理でこちらの方も、あわせて見直しの方をして基本方針、添付の方、展開の方をしていくと。
1:40:43	いうところで考えてございます。
1:40:47	阿藤。
1:40:50	別紙4-5で波及影響の書き方のところで、
1:40:55	悪影響で登場人物何がいるかというのは出した上でそれらが影響を受けないということもしっかりと規制をしていくというのがですね、しっかりと、
1:41:06	当研究の観点でフィクションのところにつきましては、また長文と記載、
1:41:13	レベルといいますかそういったところがないということろでイトウで、何を
1:41:18	竜巻防護として何を竜巻に対して何を担保するかということろもしっかり書いていくと。
1:41:24	を進めていきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:26	はい。阿藤。最後の話の、岩根田崎奥のところですね、こちら、考え方というの、大体今、記載の方していくというところ。大きなところで以上となります。
1:41:40	規制庁タジリつあの中の防護の話なんか建屋期待できない時の防護の話とあと発券ところがでかいかなと思うんでその点だけ、しっかりあとそこはしっかりよろしくお願ひしますというのとスケジュールについて何かありますか。
1:41:56	はい、上西でございますこちら先ほど火山と一緒に20日を目標にしてさせていただきたい。歴史剤ということなので20日目標で、それから早くなる方向は努力をさせていただきたいと思ひます以上です。
1:42:11	はい、規制庁谷ですよろしくお願ひします。
1:42:14	それでは次の議題をお願ひします。
1:42:20	はい、井上志田でございますそれでは次、遮へいレベルの02でございます。ビジョン9ということで7月7日に提出をさせていただいたものになります。
1:42:31	遮へいにつきましては出させていただいたときの修正点とあとすいませんこれも年度も見直しながらこういうところもというやりとりも含めてさせていただければと思ひます。
1:42:44	まずは、別紙1でございますが右下6ページ
1:42:51	結果でも並びに大分整理をさせていただいてますが、許可の流れを見ますと、許可天空書類5ですかね、①下んちい基本的な考え方の後に、
1:43:05	それ塩発以降の下につなげるためにこのためということで遮へい設計として以下の対策を講ずると書いてあるところ、今河原木氏、
1:43:15	して、設計とすると書いてありますけども対策としてやはり本部の法務1課で遮へい等の対策を講ずるといったようなことで、それぞれ下につなげるように書いてますので、
1:43:26	それとのリンクで同じように許可整合という意味でも、横並びを図るように修正を、
1:43:31	させていただきたいと思ひます。
1:43:34	右下7ページでございます。右下のページ、すいませんこちらの作業として抜けでございますので27ページの一番頭の基本設計方針最後に番号はついておりませんで、
1:43:46	この③番をつけてリンクをとらなきゃいけないと思ひますけどそこを、
1:43:57	すいませんちょっとうちの方がうるさかったんで、すみませんでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:01	7 ページのところ③番というリンクをつけさせていただきますという ことでございます。
1:44:08	あとは、今、談合ということですね、こっから金技術基準規則番号を つけてましてこの中で、こちらも、
1:44:21	4 番というのは 7 ページ、基本設計方針案によりますんでこの④番の対 になる
1:44:28	本文添付が、すいません、北条氏ておりませんで、具体的な対象が 10 ページに下の方③遮へい設備と堅固でありますバイトルに入っている社 製設備の中でも、
1:44:42	いや、真壁社長とか A B C、あと次のページ、D があると思いますけど この項目がそれぞれ設備としてのルールになりますので、
1:44:52	これローリングで番号整理をさせていただきたいと思います。
1:44:56	す。
1:44:58	はい。あと別紙 1 の 27 ページですかね右下。
1:45:04	来年度の経理処理側で明確化するといったようなことを含めて記載の考 え方を整理をさせていただきましたということでございます。
1:45:18	はい。続きまして別紙 4 が、西田さん 10 ページから別紙 4-1 というこ とになってます。
1:45:28	やはりこちらについては、大きくは 33 ページ以降のこれ、前の話で
1:45:37	高所への被ばく等を従事者の被ばくの計算の指揮者の順番ですねこれを 入れ替えたというのが、
1:45:44	大きなところでございます。
1:45:47	あとは、記載を、それぞれ言葉足らずなところも含めて、整理をさせて いただいているのがあります。
1:45:56	右下 35 ページ立ち入り制限とかの専務とかも考慮してとこういう条件 としては考えますけど何らか定めたものというのはこういったことを考 慮してありますよっていう、いわゆるインパクトの条件のようにして書 くということでございます。
1:46:13	はい。
1:46:16	あとはすいませんこれも修正が追いついてなかったところで、右下 42 ページでございます。
1:46:25	再処理の事業変更評価申請書に示すということで見込んでますこれも 今までの別紙 4、別紙 1 のやりとりで、最初の場合でいきますと事業指 定括弧事業変更、括弧変更許可、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:39	2シミズというような形で整理をさせていただきたいと思います。
1:46:51	あと43ページ以降を拡充をさせていただいてございます。はい。
1:46:58	あとは
1:47:00	僕、
1:47:06	あとすいませんブルーム記載を不足でございましてので1者64ページ以降で表がついておりますこれ生遮へい設計の基準通りの線量率であったり、
1:47:18	経営との関係を示してます。この中にバーというのが幾つかあるんですけども、本意味を全く表に書いてありませんで、
1:47:32	50万位以上場所のところを書いてるんですがそれがわかるように注書きになんなりで、補足をさせていただきたいと思います。
1:47:41	はい。遮へいはそういう意味では幾つかそういう拡充をさせていただきましたということと、
1:47:49	あと別紙4同じように前回の議論のやりとり右下83ページからですけども記載の追加後、
1:48:01	明確化をさせていただいております。
1:48:07	はい。
1:48:08	遮へいについて説明以上に思います。
1:48:12	規制庁岡です。下へあんまちょっと午前中時間も何か見られてますが、今言っていた通りちょっと基本設計方針のところ、まず別紙1に関しては、
1:48:25	先ほどおっしゃっていただいた前段の、
1:48:31	6ページの7ポチ遮へいと、(1)の繋がりのところを少し追加した方がいいかなというところ、直されるということでその方針も、
1:48:41	大体沿っていたかなと思います。あと、判例関係で幾つかまだ見直しが必要ということでしたが、他の十分だと
1:48:52	普通のところから引っ張ってくるようなところだと、結構-1とかああいうふうにとかってつけたりしてるんですが小さい条文だから、つけてないっていうのもあるかもしれないんですが、
1:49:03	他の条文に合わせてちょっと結構6とか3とか複数あったりするので、少し名カクウ化のためにもそういう工夫はさせていただきたいなと思うんですがいかがですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:15	はい。乳井西田でございますはい。オオオカとの関係も含めて適切な番号体系で規模付けができるようにさせていただきたいと思います。以上です。
1:49:26	はい。政調会です。あとちょっとずっと気になってはいるんですが本文と添付横からずっと線を引っ張っているような、
1:49:36	ところもあってですね7ページ目のポツ、基本設計方針の(2)の報通。
1:49:42	じゃない。
1:49:47	で、すみません8ページ目のbポツとかですね。
1:49:51	とかあと6ページ目の(1)なんかもそうなんです、本文と添付からどっちもずっとちょ線を実線で持ってきてますというふうに、
1:50:03	表現されていて、こちらを確認したいのはまず、本文事項がしっかり取り込まれているかでそれを補足するための添付で必要なところがちゃんと各充実に使われているかみたいなところですので、
1:50:15	全部実線で引かれるとその辺の区別がつかなくなってしまうんですが、その辺、もう少しスペシャイタいてるところなんです、いかがでしょうか。
1:50:27	はい。日本原燃車でございます。ちょっと今のやり方を含めて、もう一度事実確認した上で見やすい、わかりやすいというか場合度が伝わりやすいことで、させていただきたいと思いますがまず、
1:50:39	今やっておりますのは以前、我々のちょっとやり方がうまくなくて同じように水を引いて、場合に重複記載で外してしまうことをずっとなるべく避けたいなというのもあって、
1:50:54	両方補助に使ってる場合は両方に線を引くというようなやり方そういうような文章が若干違う場合は重複というわけではないので、ただその場合をおっしゃっていただいている通り、
1:51:06	ただですね、この場合は手続き見やすさを考えたいと思います本文を引用しながらも、基本的には添付の文章を持ってきて、
1:51:17	頭のところに記載をうなぎ線で意思修正したりしているところなので、
1:51:23	ちょっとこれはそうですね大川さんがおっしゃっていただいているような見やすさになるような、ちょっと工夫をちょっと考えさせていただきたいと思います現状見るべきと、こうになってしまうという答えになってしまいますけど、ちょっと工夫をさせていただきたいと思います。
1:51:39	規制庁岡です。そういうルールなんであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:44	わかりましたそういう観点で少し直してみます。すいません。
1:51:49	結構重複記載が多くて、そこは全部ハッチングになるのかなと考えておりましたので、そこに手間を掛けていただく必要はないかもしれません。ちょっとそういう、
1:52:00	上でもう一度確認してます。
1:52:03	あと、判例関係でちょっと気ももう少し議論があったところなん溢水の部分で議論があったが、
1:52:10	16 ページ目の別紙 1-02 で、
1:52:19	1 ポツの②、加工施設からの直接線スカイシャイン線に対する設計方針で引用、引用するということ、参考とする添付書類が、
1:52:29	コンマ日となっていて B ポツ 2、
1:52:32	構内配置図みたいなのがないんですが、
1:52:37	これは昨日の溢水の説明でもちょっとありましたが
1:52:41	添付書類の中にそれに直接的な図を入れ込み入れ込んだために、全体を、
1:52:48	どうしたような、宇和 M a a S 引用しないでそういう意図でここ、
1:52:53	この配置図を入れてないってそういう感じなんですかね。
1:52:58	はい、日本石田でございますそうですね添付としてリンクを張るのは直接的にまずリンクを張られるものっていうのを前提に書かさせていただきますので全体の何ていうんすかねベースになるようなものは、直接的なものというよりは、ちょっと若干形が違いますので、
1:53:18	ここには入れてないというのが現状の書き方でございます。
1:53:23	はい、規制庁から昨日の溢水でもちょっと議論がありましたけど結局参考にするにはあるっていう。
1:53:30	ことも、
1:53:31	あって県の元としての方針をもう少し、どっかで確認させていただければと思います。
1:53:41	はい。はい。評議員の石田でございます承知いたしましたしてちょっと整理をさせていただきます。
1:53:46	規制庁コサクですすみません、先ほどの件で、
1:53:50	8 ページの d ポツですけど、
1:53:55	許可の方よりも、
1:53:58	添付のホースに書きました。
1:54:01	で、許可からの変更点ということで説明をしましたと、いうこと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:06	だったんですけど、
1:54:12	骨格としてそういうことはあり得るとは思いつつですね。
1:54:16	許可からの変更点見る等、
1:54:19	同一であることからって言うんですけど建屋壁と床天井は同一じゃないんじゃないんですか。
1:54:28	設計方針としては同一かもしれないですけど、対象を外したように見えちゃうんですけど、どうなのでしょう。
1:54:40	人間シタニです。床例につきましては用語の定義として建屋壁社系に床天井も含めるということで今日、
1:54:50	許可後の整理とそのままにしたいということで、
1:54:54	このような記載になっております。
1:54:58	ちょっとごめんなさい。それはどこで定義されてるんですか。
1:55:03	宮部シタニです。
1:55:06	車建設Bの
1:55:10	定義につきましては添付書類の方で記載しておりまして、
1:55:14	もう許可のときも、ごめんなさい、それは何で添付書類でいいんですか。すいません。規制庁原です。ちょっと補足するようですが10ページ目に、許可の添付5の方で、
1:55:24	③遮へい設備っていうのがあってそのAポツが建屋に遮へいを表現していまして、そこで壁とスラブで構成されるっていう構築物、
1:55:38	展されています。
1:55:41	規制庁コサクですけどそれは点、本文で床天井も含めて考えるというのがあり、
1:55:49	それを受けての点プーの
1:55:52	用語の整理の中で、
1:55:54	壁という中に含めて今後説明しますよと言っているのであって、
1:56:02	意識を
1:56:04	設工認の審査せ基本設計方針の中で示さなきゃいけないんだと思うんですけどそれが添付書類でいいんだってというのがわからない。
1:56:14	入園者でございます。すいません。呼吸数のうちの方の、
1:56:19	説明もうまくなかったかもしれませんがおっしゃっていただいている通りだと思いますちょっとここは全体を見た上で文章としては、
1:56:28	開口部または貫通部がある場合でっていうそのあとの文章を見て、どちらが具体的に書いているか、基本設計方針に振っていくのはどちら

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を持っていくのがいいのかってということで添付5の方を使わせていただきましたが、
1:56:43	その頭のところが放射線を遮へいするための壁床天井ってというのがまずあって、それは全体の枠組みとして方針の対象物だと。
1:56:53	それを添付書類側で、それを建屋遮へいということで一つの言葉で置き換えているということだと理解をしています。そういうことから考えると、頭の方の出だしは部分を使いつつ、そのあとの設計のところは、
1:57:08	その（エ）括弧Bだったり具体の展開も含めた上で譴責方針約束事項として、私説明する必要があるんじゃないかと思ってたところもありますので、添付側の記載を展開しながら、示させていただくと。
1:57:22	ということが、やり方としては一番よかったのかなと、そういうふうになってなかったところについては申し訳ございません。以上です。
1:57:30	規制庁課ですとすいません。木瀬。
1:57:33	私の補足です。すいません。結局は
1:57:37	あれですかね、dポツの最初で要望定義をするっていうことですかね。
1:57:43	はい。日本原燃志田でございます。それをすることで、要はその中に出てくる言葉もありますんで、これ撮影者というか天井かっこいいか、建屋下げというところですねそういった定義をした上で、
1:57:56	添付の文章に展開をしていくということかなと思ってました。以上です。
1:58:01	はい。規制庁コサクですそれであれば、おかしくはないかなと思います。岡さんどうぞ。
1:58:07	規制庁甲斐です今のところ仕様表では表現されるという認識なんです
1:58:13	が、
1:58:13	非建屋駅遮へいということで、
1:58:16	はい、宮城志田でございます建屋車両として新指標としておっしゃったように区分をしてそれぞれ必要なものが出てきます。ただ本当に一番最初に出てくるのがこの
1:58:28	譴責方針だということも考えて基本設計方針の中での展開を、ある程度、本文事項としても必要事項という意味では、許可制御許可の本文との橋渡しという意味で、先ほども
1:58:44	冒頭の許可本文の③番の出だしの文章、かつ、それを建屋遮へいというんだと言った上で、その建屋遮へいというものの構造がちゃんと仕様表の中で分解をされてそれで出てくると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:56	いう義務づけで設計方針としては適切な形になるのではないかなと思ってました。以上です。
1:59:03	はい、規制庁課長ありがとうございます。それで、わかりやすくなるかと思しますので、はい。
1:59:13	規制庁からほか、別紙1関係特にないでしょうか。
1:59:20	何時間もないんですが別紙3のところ、ちょっと確認というか、
1:59:29	今の状況というの建物なんですが、20、
1:59:33	6ページ目。
1:59:36	C302、ここでいろんな構成が見れまして、2-2-1の遮へい設計に関する基本方針を、
1:59:46	構成というか育てながらですね、結構、
1:59:51	広がってしまっているといろんな
1:59:55	コメント対応とかで、
1:59:58	町を追加してしまっていて結構広がってしまっていて、ただ基本方針で他の条文だと、123ぐらいで、大体、
2:00:06	収まっているような状況なんですが、ここに多様なことをいっぱい書いてあったりそのメッシュ感が少し他とは違うかなって細かいメッシュ感でここ、
2:00:16	新しく出されてるなっていうのもあってですねこの辺の構成って、もう少し皆を他のところの条文とかも参考にして、同じぐらいのレベルかに1、1.1とか1、2.1とか、
2:00:28	そういうのが入るような感じで、見直しの方がいいのかなと思ってるんですがその辺いかがでしょうか。
2:00:39	はい、宮西でございます。はい。ちょっと今回BC3を作ることによってさらに他との横並びってというのが、目指す部分が確かおっしゃる通りあると思います。は、そこも含めた上で、一度こちらで、すいません別の人が多分見た方がいいと思うんで私が1回見て、
2:00:57	構成含めて、いずれできるところは整理をしてやらしていただくということで、整理させていただければと思います。以上です。
2:01:07	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。あと関連してなんですが、遮へいて準拠器架空の方が設けられてないんですが、そこはどういう考えなん。
2:01:35	はい、二本木西田でございます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:38	共通 6 で書いて全角として添付書類が添付書類で、本文から追加で評価計算等で使うものがあれば、
2:01:49	書くということだと思いますので、そこを含めてちょっと整理をさせていただければと思います。以上です。
2:01:55	はい、社長岡です。本文側で、その告示とかいろいろ書いてあったりもすることは確認しているので、もしないんであれば必要ないのかなと思つ、つつも、
2:02:07	もし、検討されてなくてこういう結果だったら少し検討いただければと思いますまた結果の方だけ、はい。教えていただければ
2:02:16	あと関連してなんですけど、2-3、2、計算機プログラムの概要っていうのが申請書側ではついてきているんですが、そうやって、別紙 4 とかには、
2:02:28	ついてきてないんですがどこでこう確認するというか、
2:02:33	ここでヒアリング受ける書類になるんでしょうか。
2:02:59	はい。運営者でございます。ちょっと至急も含めて確認してお出しをしていきたいと思えますはい。内容的には、
2:03:11	普通に使ってるプログラムの概要だと思いますので、
2:03:16	うち起立確認した上でお話してと思ってました。以上です。
2:03:22	はい。室長からその場合別紙 4 に作る感じなんでしょうか。
2:03:31	はい。井上西原でございますはい。ちょっと別紙共通 8 でお出しをするものも目次が確かあったと思う。それも含めて確認して、
2:03:42	適切な場所につけさせていただきたいと思えます。以上です。
2:03:46	はい、規制庁ですよろしくお願ひします。あと別紙 4 の中身なんですけど、ちょっと今回追加されたところで幾つか確認した、33 ページ名の
2:03:59	ところで、一応配置設計とかをちゃんと考慮して、燃料物質を地下階で扱いますとかそういう制限をまずはしていただいた上で、
2:04:09	3 ポチからの繋がりっていう意味で、3 ポツカラー書いている
2:04:15	例えば、
2:04:16	核燃料物質を取り扱う設備機器とか、あと、ちょっと今回追加いただいた放射性廃棄物を取り扱う室とか燃料集合体輸送用地を取り扱う室っていうのが、
2:04:28	こちら辺にあって、だから、この 3 ポツとか 4 歩Ⅱでこういう配慮をしなければいけないっていうような繋がりっていうのを、少し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:38	具体的に、前回コメントしていたんですが、今回、その辺がちょっとやっぱり見えてきてなくてですね、例えば配置図を全部つけてはいるんですがその配置分の
2:04:51	どこが、その各電力通り物質を取り扱う機器、
2:04:56	なのとか、
2:04:58	そういう部屋なのかっていうのは、ちょっとまだ不明瞭というか、わかってる人はわかってるのかもしれないんですけど、3ポツ以降で使われている言葉とのリンクっていうのが、
2:05:09	まだ少し見えてこないところがありますのでそういう拡充を求めたいんですがいかが。
2:05:16	はい、日本イシハラでございますそれもこちらの示し方がまだ足りなかったかもしれません
2:05:24	今中身の配置図自体はマスキングになってますけど、名称は18ページ以降それぞれ各部屋の名称をつけさせていただいてございます。あとちょっと部屋名称でイメージとしては伝わるかなというところがあったんですけど具体的には、やはり先ほどあった3ポツ以降出てくる分類額と、
2:05:45	この平手の関係がわかるように、
2:05:49	名称のところのを分けるか配置図でもあるか、ちょっと拡幅をした上で、対象物とのさっきの分類が一对一でわかるように工夫をさせていただきたいと思います。以上です。
2:06:03	はい。規制庁加賀ですよろしく申し上げます。あと、
2:06:10	あと37ページ目に、
2:06:14	貫通部に対する放射線の漏えい防止のところ、前回ちょっと議論になった江本モルタルルーの使い分けの話を少し具体的に、
2:06:25	示してくださいとお願いしたんですが、
2:06:28	今回及び津波で、
2:06:31	二つ、エンモウ及びモルタルがすぐに要求される耐火性能及び、
2:06:36	施工監視場所の施工性を考慮して選択すること、具体的に、
2:06:41	昨日ちょっと遮へいじゃないや、溢水の条文のところでも少し、
2:06:46	議論になりましたが、有川芝を有する、強まるときはモルタルとか、
2:06:52	完全に何か分かれるような指標ってあるんでしょうか。
2:06:58	はい日本原燃の安保でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:02	基本的には高さよくされたことは、モルタル等を使うんですけども昨日の溢水の話でもありましたけれども一部、この蒸気配管が通るところについては、
2:07:13	配管の収縮を考慮して、精神棒状考慮してモルタルが使えないというところがありますので、そういったところについては遮へいの観点では、Mを使うと。
2:07:24	といったようなところがあるのでここについては
2:07:27	そういう耐火性能という言葉を入れてると、あとは基本的に瀬古清ということで、
2:07:34	盛田の方基本とするんですけどそれが施工上難しいところについては前も詰めてと、そういったような選択をするというところでございます。
2:07:44	はい。規制庁加賀ですそういったところを基本的にはモルタルとするとか、それは第一化成のためとかそういう、
2:07:51	もう少し具体的な理由をちゃんとここはモルタル使うんだなとかこういう持ち込んだなっていうのがもう少しちゃんと見えるような感じで、
2:08:00	書いていただきたかったんですがいかがですか。
2:08:08	はい。日本原燃の安保でございます。それでももう少し先ほど口頭で説明した内容を補足するような形で記載充実させたいと思います。
2:08:17	はい。規制庁加賀です。大村、お願いします。あと43ページ目に、
2:08:23	補正係数の花Cの説明を少し追加していただいて、これ前回もちょっとコメントしたんですが、
2:08:32	この等比級数イコールで成立する場合って、
2:08:35	経理部の、
2:08:38	絶対値が1以下じゃないと多分成立しなくて、それって結局ミリかい
2:08:45	ちゃんと、
2:08:48	メディカイで評価になるような結果を出すような、減ってるじゃないと。
2:08:54	できないってような成立条件があるというふうに、前回ちょっとコメントしたんですが、そういう、この数式の適用範囲みたいなことが、ある場合はちゃんと適用範囲、
2:09:07	数式の成立条件に基づく適用範囲と、その物理的、物理的な観点とのリンクをちゃんと、だから使えるんだっていうようなことを、を示してくださいというふうに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:19	伝えしたつもりだったんですが、いかがでしょうか。
2:09:25	はい。はい。日本原燃須田です。申し訳ございませんまさにおっしゃる通りですね、M面と急須等で経営ディレクティブは1未満であるということそれが未臨界であるということですね、ちょっと書き足りてませんので、そこをしっかりと追加当然
2:09:40	未臨界であるってことは前提条件としては当然そうですので、それをしっかりとここにちゃんと書き込むようにします。
2:09:47	以上です。
2:09:48	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。あと、
2:09:52	64 ページから続く第3-1表で、
2:09:57	バーのところ時、詳細に書いていただくと。
2:10:01	いう、説明を追加していただくというところでしたがあと66ページ名の地下2階の右側は、
2:10:11	66ページ目の、
2:10:12	データは抜けてまして今回、
2:10:15	結構遮へい、
2:10:18	性補正でも結構データ抜けとかあったんですが、
2:10:24	次の補正は、ちょっとちゃんとして欲しいなっていうところで、もう少しちゃんとレビューしたとかも、
2:10:31	データ抜けとかがないようにしていただきたいんですがいかがですか。
2:10:35	はい。日本原燃安保でございます。はい。大変申し訳ございません。
2:10:39	ですねこういったところがないように、きちんと確保していきたいと思えます。
2:10:45	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。ちょっと大きいところではそれぐらいで、あと、今回ヒアリング対象になってない3、補足説明資料しゃへい010203なんかもう、
2:10:57	もしまだ、
2:10:59	これも前回コメントした、
2:11:03	今ついてない参考資料を引用しているようなところとかですねまだちょっと、
2:11:08	もう少し精査したほうがいいかなというようなところとかもありましたので、また少し精査を続けていただければと思います。遮へい関係私からは以上なんですけど、
2:11:18	規制庁側から何かありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:29	規制庁課です特にならなければ、振り返り、
2:11:33	をお願いします。
2:11:36	はい。日本原燃の安保でございます。
2:11:39	遮へいに関しましてはちょっと記載というか、制裁というところでまだ多少分と合っていないようなところがあるというところにつきましてはまた部分の記載踏まえて
2:11:52	皆さん方していきます。
2:11:55	はい、阿藤他で建屋壁、縦は記者系につきましては、今、許可の添付の記載を守ってきているというところでしたけれども、
2:12:05	また本文のカビが天井と、
2:12:07	作業するというところを持ってきた上で縦平均遮へいの定義をして、それ以降使っていくという形で整理の方をし直したいと。
2:12:17	思います。
2:12:19	あと
2:12:21	添付書類の2-1の基本方針のところの構成がこちら、
2:12:26	他の条文と比べるとレベル感として回っていないということでしたのでこちらの工数の方の見直しの方も進めていくと。
2:12:36	いうところを進めていきます。あと計算機プログラム二名につきのところの説明につきまして別途資料の方提示させていただきたいと思います。
2:12:46	大きなところとしては以上となります。
2:12:52	はい、規制庁かですねスケジュール感とかはいかがですか。
2:13:05	日本原燃の安保でございます。はい。こちら先ほど外部職種を導入に水曜日めどに資料提出させていただきたいと思います。
2:13:15	はい。社長からですよろしくをお願いします。
2:13:18	じゃ、志水さん、お願いします。
2:13:22	はい、規制庁市民ですとか、島全体ヒアリング全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
2:13:32	はい。
2:13:32	藤議員の方もよろしいでしょうか。
2:13:35	はい。人間は特にございません。規制庁清水です。それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、本庁側で録音の提出をお願いします。
0:00:00	福岡市ました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:03	規制庁竹田です。それではただいまから、日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:09	フォントのヒアリングは、2年、
0:00:12	12月に申請があった設工認申請について、これまでの資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:20	まず規制庁側の出席者紹介いたします。
0:00:23	本庁からは、キシノタカナシセトガワ。
0:00:28	以上になります。
0:00:31	続きましてWEBからの参加者ですが、
0:00:37	コサク、
0:00:39	オオハシ、
0:00:41	カミデ、
0:00:44	ハバサキツガネ。
0:00:47	フジワラ。
0:00:49	そしてタケダ以上になります。
0:00:52	それでは日本原燃の方から、出席者の紹介と、伊田委員の構成、説明範囲、達成目標について説明をお願いいたします。
0:01:02	はい、保全メンバー釜でございます。
0:01:05	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:10	茂呂書き、
0:01:11	小松。
0:01:13	谷口。
0:01:14	石原。
0:01:16	伊藤。
0:01:17	トヨカワヤマダ。
0:01:20	口サメジマ。
0:01:23	サトウ。
0:01:24	赤星。
0:01:26	津川。
0:01:27	窪た。
0:01:28	ナカムラ。
0:01:30	サガワ。
0:01:32	次の、
0:01:33	うち、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:34	付け側、
0:01:36	ヒロタニ、
0:01:38	タカナシ、
0:01:39	長谷。
0:01:40	佐藤サクラバ。
0:01:43	ウノ。
0:01:44	ミヤモト。
0:01:46	稲垣。
0:01:48	プラーザ。
0:01:49	ナカヤ。
0:01:51	東。
0:01:52	渡部。
0:01:54	古藤。
0:01:55	大山。
0:01:57	成田。
0:01:58	小橋。
0:02:00	鶴田。
0:02:01	杉田。
0:02:03	中浜。
0:02:04	あと九州電力様よりしさば、
0:02:08	大成建設様より、
0:02:10	小橋様。
0:02:11	河上様。
0:02:13	ウェブからの参加で、大成建設様より、高部様、様、以上となります。
0:02:21	県立ご確認いただきます資料でございますけれども、
0:02:25	現在画面共有させていただいております。
0:02:29	個別補足説明資料でございます。十時が01。
0:02:34	先日の次に、先日の非常に上でいただきました、※1.2節関係に関する
0:02:42	中台事故等の処理説明に関する資料構成についての資料、
0:02:49	そのあと、耐震建物 30、
0:02:52	新建物 13、
0:02:55	新建物 08 の順で進めさせていただきたいと考えてございます。
0:03:00	それでは重大事故十時 01 へ説明差し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	はい、乳井西原でございます。1101 リビジョンにということで7月13日に提出をさせていただきました。
0:03:17	添付書類の健全性説明書を含めた重大事故側の整理ということ、今一度DB側の整理も含めて
0:03:28	検討しお示しをしたのが、投資1分時で、
0:03:33	50ページあんのかないのここ。
0:03:36	ちょっとお待ちください。
0:03:45	すいません。41ページですいません。
0:03:48	これは規制側の整理になります
0:03:54	前回いろいろと中に何が入っているか特に別紙4-1と言ってる、左側から2番目のところここでの構成であったり、インとアウトの関係であったりというところが
0:04:07	ほっとしていて詳細わかりづらかったところもありましたので、
0:04:12	環境条件で示しているところを別紙4、4-1と書いてある5-1-1-4も、
0:04:17	おや添付になりますけどもこの健全性でも、重大事項がある記載の環境条件側の話、あとは、
0:04:26	2.65、地震影響する重大事故等に対するた施設耐震設計であったり、2.7、可搬型重大事故等対設備の内部火災に対する防護方針であったりと。
0:04:41	いうところの繋がりというのも含めて、
0:04:45	第どういふうな関係になっているかというのを、記載を拡充をいたしましたということでございます。
0:04:54	また途中で括弧とか書いてあるのが外部損益の課税タテウチ火山等でありますけどもこういったところはピンクで精油出てますが(3)番の
0:05:07	ところに大関宇都、前回(1)番の環境条件の頭のところだけを、子供の添付になります5-1-1-4に真ん中にあるところと紐付けてましたが、
0:05:19	前回の衛藤でもご指摘ありました通り自然現象等により発生する荷重の影響というのも当然含んだ上の関係になりますので、こちらの関係するということも含めてわかるように見える化させていただきましたということでございます。
0:05:35	こういう形で重大事故の健全性の家添付と子供の関係、また、そのさらに右側に行きますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	設計基準での竜巻への配慮に関する説明書等との関係というのを、どう いう繋がりによっての方を今一度整理をしたということでございます。
0:05:57	あと
0:05:59	資料の1の青い色で塗ってある地震火災津波については、四角というこ とで上側に飛ばしてありますけども、
0:06:08	その条文としてあるものについては個別の旧設計をきちんと検証の関係 でお示しをするという繋がりを示したということでございます。
0:06:17	ここですみません毎回同じような間違いをして恐縮でございますが、津 波の添付書類は全く火災と同じ番号になってしまってますがこれは5-1 -1-1の6-1がちょっと一行或いは津波側で、
0:06:30	火災は今の番号でやっているということで、
0:06:33	後日また修正をしてお出しをしたいと思えます。
0:06:36	A D D策定基準との関係でいきますと一番最後の42ページが、設計基 準外です、設計基準例になりますが、基本設計方針3.3の外部衝撃か ら、
0:06:50	2に、上から3番目の、
0:06:53	親の研究になります
0:06:56	津崎とか花山とかに5-1-1-21、3-1というのが並んでいて、
0:07:02	さらにその横に施設施設の選定であったり設計方針添付があり、三枝杉 共同強度に関する計算部分があると。
0:07:13	ここの
0:07:15	最初のの天保2番目の枠にある添付3番目の強度計算のグループという ことで、1番目の親側の店舗の位置付けが先ほど、
0:07:27	重大事故側とのリンクでいきますと別紙4-1の51-1-4になって、
0:07:33	00中出別府から、先ほど言うもの1-1-2の検討の、
0:07:40	関係になるかと、最後農協の計算側でジョイントするというような流れ で整理をしているのが現状でございます。
0:07:50	はい。あとは、修正者の方の両方の上でございますあともう1点、
0:07:57	前回から修正したのが、
0:08:13	右下34ページのところでございます。
0:08:17	ちょっとまだ部門がこなれてないところありますが許可のところであつと る。
0:08:24	国鉄でもは、ところで、いわゆる重大事故に、
0:08:29	発生を仮定する条件であつたり、ところへ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:32	今、今日席をしてくるときには、この当該部分っていうのは、あくまで いろんな評価の前提になるところで、施設こんなだった時、改めて書く ことは、
0:08:44	してないということで、今回変えておりませんという意味で、これ外部 衝撃と同じように、
0:08:50	営業括弧変更括弧閉じ許可で示したと書いてますが、設定したというこ とかもしれません。条件であるということがわかるようにつなぐこうだ とっております。
0:09:01	またその次の番号重大事故が矛盾型連鎖した政策への対処というところ に書いてある通り示す通りと書いてあるところについては、
0:09:10	もう、
0:09:12	衛藤。
0:09:13	すいません私がいっぱい書いてしまいました但重大事故の発生を仮定す 際の条件の設定及び運用結果としてって書いてあるところまでは、W e b事業（ホ）変更、括弧閉じ許可、
0:09:25	設定下で十分通じるのでそこはそういう形にさせていただいた上で、
0:09:31	事故だけですと、えんさで起こるんではないので、自己管理の共用は ありませんよというようなこととかで決められたといったことだとい うことがわかるように、
0:09:43	記載を展開をするということで整理をさせていただければと思ってお りました。
0:09:48	はい。ちょっと長くなりました説明は以上になります。
0:09:54	規制庁竹田ですありがとうございます。
0:09:58	それでは十時 01 につきまして規制庁側から確認がありましたらお願い いたします。
0:10:06	規制庁の藤原です。私から何点かまず変えさせてください。修正された 41 ページ 42 ページ辺りの話なんです、前回のヒアリングでは、内場 が生産物とか、こういったものってここで書き切るのか、っていう話 は、
0:10:21	あったかと思って今回の整理見ると、もう、別紙の 1-5-1-1-4 の この中で、基本的には書き切るという理解なんです、それでいいです かっていうのと同じように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:33	外部衝撃の高温、凍結落雷等っていうふうなポツで示されているこれも同様に、ここで書き切るということで、5店舗の方には流れていかないという理解でいいですか。
0:10:47	はい。与儀西原でございますはい。答えとしてはその通りでございます。ちょっと記載をもう少し拡充してわかりやすくしたいと思います。はい。以上です。
0:11:00	規制庁の藤原です。わかりました。で、基本的に前回のヒアリングでもあったと思うんですけども、DPと同じところプラス、とはどこまでかっているのと、
0:11:11	あと、SAとしてオリジナルとして何があるのかっていったところはきちんとわかるように記載を展開されていくという理解でいいですか。
0:11:20	はい。西田でございますはい。
0:11:23	今日お出しをすることに考えてます十時0002では、添付書でDBと同じ部分についてはDBの設計方針を、
0:11:34	読み込みながらそれと同じようにやりますということプラス重大事故として、追加要件としてやることっていうのは、それはそれで、重大事故としてはこれを考慮するというで設計しそれぞれ書き分けて、
0:11:48	見えたのにさせていただこうと思ってました。以上です。
0:11:53	成長のフジワラですわかりました。
0:11:56	あと、今回別紙4-1の中で、2.6のところは1.2S sの話だと思うんですけど、2.72は方の内部火災の方針があると思うんですけど、
0:12:08	これと、後、上の方の基本設計方針5ポツの火災、火災のところから矢印が行く、5-1-1-6に書いてある。
0:12:18	本当の関係なんですけど、5-1-1-6の火災の説明書のところにも、ある程度過半の記載もあるかと思っていてこの辺の関係をちょっと簡単に教えていただけますでしょうか。
0:12:33	はい、乾西原でございます。火災のときにも確か同じような議論になったと思います火災防護の審査基準等に基づいて、を踏まえながら、
0:12:45	火災の添付書類では1レーン常設というものも含めて可搬型に向かわの重大事故大切にも、設計上考慮すべきものっていうのは、部会をして書く、一般的な火災の
0:12:58	設計という意味で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:02	多分同じようにやることについては書くというのが、火災があって、可搬型重大事故等対象設備の内部火災に対する防護設計というのは許可での展開も含めた上で、
0:13:13	可搬型重大事故等対象設備の火災としてに対する防護設計状況下での特別に考慮する事項という形でいこうという、
0:13:24	含めて、5展開をするんだと思っておりました。以上ですが、
0:13:29	記載の方針というのはわかっていました。2.72で先ほど説明のあった特別に考慮するものっていうのって、実際
0:13:39	この1-1-6っていうのが一般的な話なんで、もう少し何ですかね、具体というか、そういったものが展開されるという理解でいいんですかね。
0:13:56	はい。日本西原でございます。ですね。
0:14:00	そうですね実際は許可のときに、まず、この可搬型重大事故等対象設備の内部火災に対する分方針県の、
0:14:11	大分県は、重大事故大雪の全体の確かにそうなんですけども、10月坪田に対処するための必要機能っていうのが、IU側であったり常設の重大事故対象設備と同時に機能喪失しないと言ってる場合前提に関係するところを、
0:14:29	火災に特化したいわゆる設計方針を変えていくというところが、文献等の取材だったと思ってます。そういったものを念頭に記載を展開していると思っています。はい。以上です。
0:14:46	規制庁の藤原ですわかりました。あと1点今年の4142の手前の資料との関係なんですけど、今回この71ページのところの、
0:14:57	真ん中よりちょっと右寄りのピンク色の四角のところ、第1回先生、
0:15:02	についてはっていったところで、今回は直接、添付書類の方に紐付けていくのでって話があってなので、その手前の書類関係ではこの後の1-1-4-2っていう。
0:15:15	ところに流れていくような矢印とかそういったものがないっていうふうな理解でいいですか。
0:15:20	すみません。はい、宮城でございます。現状そういうことでございます。ちょっと次回も含めて全体がわかるようになっていう意味ではもう少し工夫が要ると思います。そこはさらに拡充を進めたいと思います。以上です。
0:15:34	規制庁の藤原ですわかりました。とりあえずこの資料について私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:42	規制庁コサクですすみません。
0:15:45	フジワラの方が理解が進んでしまって私がかわかってないんですけど、
0:15:52	どうしようかな。
0:15:57	まず先ほど議論があった笠出野河畔なんですけど、そもそも何で
0:16:05	別紙4-1のところで2.7というので特出しするんですけど。
0:16:19	はい、与儀西原でございます。
0:16:22	ちょっと一瞬私も十時0002度、本文許可を見てからちょっとしゃべりたいと思います。
0:16:36	今日からの時も、
0:16:46	細部方、確かにもともと書いてること自体は、
0:16:52	方に対して、直接的に火災のす、設計上の不燃材とか難燃剤の使用とか、感知設備消火設備を設けなさいとかっていう部分は、
0:17:05	先ほど藤原さんがあったとお話があった通り
0:17:10	外部火災の方も、基本設計方針だったり添付書類で、
0:17:15	機能を有する施設当たり重大事故等対設備全般に対して話をしているのでそこでスコープが当てられるんだと思っていました。ただ基本的に確か重大事故対処設備も、
0:17:28	案については共通要因の同時故障同時機能喪失っていうかねそれに対する考慮っていうのを考えなきゃいけないというのが、交渉を個別に、
0:17:43	挙げていたと記憶をしています。
0:17:46	はい。事業許可の基準規則でいうと第24条3項第6号だったと思いますけどそれに基づいてこの項目をA品で起こして書こうということで話がスタートしたと記憶をしています。
0:18:08	規制庁コサクすみません、今の27条と言われたのは許可の方。
0:18:15	はいそうですねすみません。許可の方です。
0:18:18	次、マックスホールディングスの向後施設の事業許可、位置構造設備の第27条第3項第6号、石川の過半としての考慮があってその話を受けた形で、
0:18:31	火災について徳田してここに項目を起こしたと思う記憶をしています。
0:18:39	排気直属です
0:18:42	それ自体はわかり、
0:18:48	ちょっと見えてないので、正確にはあれですけど、考えてる構造は、
0:18:55	おりますと、5、
0:18:58	それでその許可でも項目分けして猫も並べた形にしますよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:05	ということですけど。
0:19:08	これはあれです。
0:19:10	ここ、氏原と同じこと聞いてるんだと思うんですけど。
0:19:14	別紙 4-1 のところ書き切ると言う古藤なんですね。
0:19:23	はい、日本イシハラでございますはい。
0:19:26	柿木乾つもりで考えておりました。
0:19:29	規制庁コサクです。そうしたときに、火災に対するという意味だと。
0:19:37	5-1-1-6 っていうのがありつつ、別でここにも書いてあるよっていうので分かれていった方ちいになるんですけど。
0:19:46	他の事象は大体
0:19:49	子番号に行く時に合体させて、
0:19:54	この事象については 1 年こういうふうにしますよということが見える形になってるんですけど。
0:20:00	分かれちゃうっていうことについてはどう頭の整理をしてますか。
0:20:18	はい。日本イシハラでございます。
0:20:24	一つは
0:20:26	開いたこと自体はですね確かに葛西側 5-1-1 のうかがわれてること、
0:20:35	基本的には河田の意見は火災の発生防止をすとか、不在材を使うとか、そういったこと自体自然現象に対する発生防止であったり、
0:20:46	この考え方自体の項目打診は、同じです。最終的にここでやっているのがここを見ていきますと、先ほど申し上げました
0:20:59	共通での
0:21:02	そういう機能を期待するような、同じような部分を、設計事由事項に対処するための設備の安全機能または常設重大事故等対処設備、
0:21:13	両方の事故に対する必要機能と同時に機能が損なわれないということを個別に説明をするというのがほとんど剛設計方針の語尾になりますので、そういった意味で
0:21:25	例えば
0:21:26	逆に踏ん張るっていうんすかね。これがアウトで、合流するというのは、その上本の設計方針は 5-1-1-6 で言ってることとあんまり変わらないとそれをもとに考えたとしてそれを売りにした上で、
0:21:39	このターゲットに対して個別設計方針述べるということの関係かなと思ってましたが、以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:54	規制庁規則ですちょ。
0:21:57	ちょっとよくわかりませんが5-1-1-6で書いてある内容の対応から、プラスになることはなくて、
0:22:08	その内容合致してますよということを、この1-1-4の2.7では書いていくってことだっていう説明なんですか。
0:22:20	はい。日本原燃者でございますはい。基本ベースは、
0:22:26	そうなっていると思ってます。個別に例えば発生防止であれば、発生文書すること自体の考え方っていうのは当然、5-1-1-6で言ってる。
0:22:39	使いの審査基準等を用いた発生防止の考え方と、当然同じであってそれを可搬型重大事故と大雪に特化した場合に、
0:22:49	この場所フクイた上で、そういうことってどっかで書き下すというのが、一つのターゲットではあると。もう一つのターゲットとしては、
0:23:00	火災の総通気感知消火については、当然ながら、笠川緒方重大事故対設備に対する、その設置場所での火災の影響点を限定的にするために、早期感知、早期消火消火をするというのが、
0:23:16	1-1度くれってということとあまり変わらないこと、ただし、
0:23:19	火災によって
0:23:24	影響が生じるってことの範囲を限定することによって、共通故障という意味では、
0:23:33	それに対する、DBであったり、常設重大事故対設備と同時に機能喪失しないということが、つなげて説明をされると。
0:23:41	ということだと思ってました。書いてあることの方針は許可ご意見ほとんどが、もう一度一族で言ってるような後、葛西のほうで言ってるようなことと同じようなことを、
0:23:53	ベースに書き下していたということもあって、そういう整理かと思ってました。以上です。
0:24:05	規制庁補足です。
0:24:14	ものを照らし合わせて見てないので、
0:24:18	何となくわかるようなわかんないようなという。
0:24:23	域を越えないんですけど、
0:24:31	十時 0002
0:24:34	サトウ、
0:24:36	こちら辺に書いてあるんだったらって今わかります。
0:24:43	はい、どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:45	一生お待ちくださいこないだ出してやった、ちょっと私今、今日新たに出そうとしたやつですね前のやつを見て、ページ数はちょっとすいません。すいません。
0:25:10	はい。容疑者でございます。
0:25:16	8日にヒアリングをやったときに、出しをして資料でいきますと、別紙1が右下60数、63ページから可搬の
0:25:28	内部火災に対する防護方針というのが出てきます。
0:25:34	井出藤8期2.7が基本設計方針で抜けて
0:25:41	内容としては、共通としたことによってところから始まって、DB性、常設の衛星と同時に機能喪失しないと、いうことそれに対する外部火災に対する防護方針を以下に示すって書いてあるんですけど。
0:25:56	その下を見ていくと(1)番で発生防止と書いてあって発生防止に対する設計方針ってのは、何て言いましょうか、何も変わらないんですよ。特別なことを書いてるわけじゃなくて、施策です。
0:26:09	気になってるのは、石原さんが言われた時に、あんまりっていう言葉を結構頻繁に入れられてですね。
0:26:17	イコールじゃないんだったら、何か言わない。
0:26:20	ちゃいけなくてそれについて、同じような体系添付で説明するんじゃないのかっていう気がしちゃうんですけど。
0:26:28	この方針を見る限り、
0:26:32	全体的に5-1-1-6でしたっけ、火災防護の添付書類で書いてあっていい内容かなっていう気がするのですよ。
0:26:43	はい。その次の不燃性難燃性も同じD、Dまで、そのときに、ここでも技術的な困難な場合は、
0:26:53	他の可搬等とかっていうのでちょっと、
0:26:55	可搬としての特徴があるようにも見えるんですけど、
0:26:59	こういったことも含めて、この1-1-6では書かれていると思っていいんですか。
0:27:07	はい、飯野峰氏でございますそうですねあの、今回火災になったときも同じ議論が確かあったと思ってます。南は、
0:27:17	可能な限り使う、使えない場合ってというのは
0:27:21	まずはちゃんと使うということと技術機構の場合は、その設計上の考慮でこれ書いてることのようなことを書いてました。はい。
0:27:32	はい。そうすると一、この1-1-6で書いてないのは何かと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:39	いうことを見ていった時に先ほど言ったような、
0:27:43	観点だけです。要は
0:27:49	共通要因故障という関係からの1。
0:27:53	何ですかね、相手先というか、どれと共通で倒れないようにっていう意味での常設。
0:28:02	D B常設っていう観点だけっていうことで、
0:28:07	でしょうか。
0:28:08	はい、上西でございますそうですねちょっと私もあんまりということを使う使い過ぎてしまいました。まず一つは単純に手法が違うってだけです。それはもう一つの観点は先ほど今、小沢さん言っていただいた、
0:28:20	共通故障で同時に倒れない相手先が決まっていますその話を書いているということを意見だと思ってます。それ以外の話についてはもう、笠井で言っている部分1-1-9でって話と、
0:28:32	変わらないと思ってますというのが現状だと、ということです。以上です。
0:28:37	ちょっと補足でその主語って言ってるのがちょっとよくわからなくて、1-1-6、5-1-1-6ってというのは、過半を含んでるのか含んでないのか。
0:28:47	組んでいると思って聞いたんですけど。
0:28:50	すいません。相場管理者でございます。含んでいるというのが答えです。
0:28:56	すいません私もちょっと言葉遣いがよくなくて、消防が限定して書いてるんで含むの1-1. ナカハマを含めて書いていますということです。
0:29:08	はい。規制庁コサクですそうするとセガワの他也書いているのが5-1-1-6であってっていうだけで、同じ内容が書かれているというふうに理解をしました。
0:29:19	そこら辺をですねお詫びをします。
0:29:23	先ほどですね先ほど藤原の方からD Bと同じものはD Bと同じでっていうことを明確にすると、ということと同じで、整理をいただいた方がいいかなというふうに思いますけど。
0:29:34	そんな認識でいいですかね。
0:29:37	はい。乳井西田でございますはい。そうですね。
0:29:42	レベルさっきの図もそうですし、別紙自体の中でも、す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:47	それとの関係ってのは同じことだということのリンクがわかるように、記載を整理をさせていただければと思っております。以上です。
0:29:56	はい。大体少なく、まず火災はそれで、少し頭の整理ができました。その次わかりやすいところで、似たようなやつだと地震があって、
0:30:08	地震の方は2.6で、地震を要因とするというのを徳田していて、過半は徳田されていないと。
0:30:17	いうところです。
0:30:21	よね。
0:30:23	で、
0:30:25	地震の方での可搬っていうのはどういう扱いになってるのかっていうところなんですけど、火災の場合は、条文の方で、
0:30:33	常設可搬というのを仕分けはされていなくて含んでいるという形の中で先ほどの確認になりましたけど地震の方は個別条文では含んでない状態になっていてという古藤なんで、
0:30:46	その点での配慮の見え方っていうのがあると思うんですけどそこはどうなっていたんですか。
0:30:56	はい、日本原燃車でございます。
0:31:00	まず、実施のところはですね41ページですかね別紙4-1のところでおっしゃっていただいている(1)環境実験環境条件等の(1)環境条件で、
0:31:14	常設重大事故等対処設備、文案が始まります。この地震計というのは、ここでAAに行って、A3のシリーズに流れていくということでございます。
0:31:28	効果上がるとする可搬のところを見ていただきますとその次にあるのが地震で家をして、設計上の考慮としては落下防止、転倒防止固縛と。
0:31:39	ことが設計上の考慮ということで、方針に書いてありましてこれを、要は、来添付になりますの1-1-4-2で受けるということで、
0:31:49	落下物転倒防止固縛ということの設計の時になくす方針とするかは、添付で書いた上で、その部隊を添付のバスということで、
0:32:01	この地震以外の固縛というのが竜巻も出てきますんで、そういったものをあわせて小店舗側で展開をしようということで、具体を考えていましたということでございます。以上です。
0:32:16	規制庁不足です。その点妥当
0:32:21	環境条件の中を常設と可搬で分けてというところで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:29	漏れがないような形での記載構成を考えていると、いうことは理解をし さっきの火災についてもその中で、可搬火災とあって、
0:32:41	当日は 2.7 に飛ばした状態でということ。
0:32:45	あることは理解をしました。で、
0:32:49	そこから 5-1-1-4-2 に飛んで、
0:32:56	A II、
0:32:58	耐震に戻ってくるのか、戻ってこないのかその辺りはよくわかんなかっ たんですけど、
0:33:14	はい。乳井の石原でございます。現状そうですね今転倒防止高バラツ株 主転倒防止固縛については、耐震の方が言う常設を、基本的に考えてい ると。
0:33:29	いうことも含めて、この 1-1 のその方針を含めて、設計を書こうとい うふうに考えていました。
0:33:39	ウノ現状でございます。最初はですね規制部会を出したやつはここから 1-3-6 を飛ばそうと思ったんですがここで、3-6 ぐらいで相手にして いる現状が 2.6 の地震とする重大事故等に対する、
0:33:55	施設の耐震設計の中の 1. の S s の下方の話を、ページを受けた上で山 ろくに飛ばしている関係のところしか現状受け A の関係がないというの もあって、そこに飛ばすのはさすがに、
0:34:09	位置付けが異なるだろうと思って今、1-1-1-4-2 で、設計方針を書 き切ることを前提に考えておりました。以上です。
0:34:20	規制庁補足です。
0:34:22	そこがよくわからなくてですね。
0:34:28	どう、
0:34:31	5-1-1-4-2 にワー
0:34:35	1.2 S s のことは入ってるのか入ってないか。
0:34:44	はい。メディアでございます。現状の整理はこの緑のグループとピンク 等の LAN リンクはないというふうに考えてました。理由は、
0:34:55	2-1 別紙 4-1551-1 の方、関係、健全性説明書、2.4、(1) 例えばで すけども、設計基準事項の条件より厳しい条件で地震が出てくるところ を、
0:35:10	もともと 2.6 ということで飛ばした上で 2.6 にきてという流れで、整理 をして飛ばしていくという形かと思っていました。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:23	はい。規制庁、蘇武です緑をそういうふうにかかれたと思うので。そうすると、可搬の固縛ってというのは
0:35:31	5-1-1-4-2にもあるし、5-1-1-4-4にもあるっていうことですよね。
0:35:40	はい。日本原燃石原でございます。はい。今現状はそうなっています。文献学齢過半に対しては、枠もそうですし、
0:35:52	地震地震動、地震力に対する基準っていかねて2倍の地震力に対する機能維持の加振試験の話も含めて書いてありますので、そこを全体を2.6で受けて、
0:36:03	A B Cの2-1-1-4のように渡すということで整理を考えていました。以上です。
0:36:10	はい、規制庁補足です。そうする等、
0:36:14	あれですか固縛を両方に同じことを、
0:36:18	変えていくってということなんですか。
0:36:24	はい、米田でございます。
0:36:28	はい。
0:36:29	す。現状そう考えてましたというわけではでして、
0:36:33	何となく不安にしているなどは思ってますけど、現状はそう考えてました。おっしゃっている、いわゆるご指摘も十分理解しております。以上です。
0:36:46	規制庁コサクです。おそらく方針で済みますのか、計算書をつけるのかっていうときに、
0:36:55	方針レベルで済まそうと思っているのこの真ん中の段階で終わってて、まだ合流する前で終わっちゃってるからそれぞれでということに
0:37:05	なってるのかなと思うんですけど。
0:37:08	固縛って、
0:37:11	発電所の方では計算書とかついてないんですけど。
0:37:23	結構耐震計算でもめて、
0:37:25	滝奥が仙台のときにあるんですけど、
0:37:31	米谷家です。手元にすいません書類がなくてあれですけど別添という形でご説明させてもらってたんじゃないかなと思います。
0:37:43	はい。規制庁加来です。おそらくそれであれですよ。耐震計算書の中での出てるんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:50	やっぱり日本原燃谷口です。耐震計算書がバーツと並んだと、そこははまらなかったものっていうので、っていうのを作ってそここでご説明してたやに、
0:38:00	記憶してます。
0:38:02	はい。規制庁、蘇武です。多分そうなんだろうなと思ってそうするとそれを、
0:38:08	ここでどこにつけるのといったときに、
0:38:12	5-1-1-4-2 と 5-1-1-4-4
0:38:16	にそれぞれっていうので、はまりますかね。
0:38:30	はい。日本イシハラでございます。まず一つの
0:38:37	通常の基準地震に対する考え方を、が 1.2 S s だろうが、多分方針としては変わらないと思います。
0:38:48	一括、二つのデータを渡した時にそれぞれどういうことを書いてそれほど差別化はそもそも分類できるのかって言われると、
0:38:56	正直難しいと思います。そこもちょっと何を書かなきゃいけないかも含めてそれぞれの役割分担ができる、できないんであればやはり、お教え懸念をされている通り
0:39:11	一見 S s 側を添付の中で展開をして、実際は全体を書くということもあり得るかなと思いますちょっとそこは、
0:39:21	至急整理をしたいと思います。以上です。
0:39:25	はい、規制庁不足です。
0:39:28	どこに。
0:39:29	どっち側に寄せるっていうのは、私、自治体はこだわりはなくてちゃんと紐付けをして
0:39:36	整合した。
0:39:38	或いは見やすい、整理をしていただければと思う。
0:39:42	ていて、
0:39:43	結局わあ、何らか、3 の資料に飛ばしたほうがいいんじゃないかなという気がしています。
0:39:53	ちょっと竜巻防護とかっていうから、固縛だと絡むので、その点で、
0:40:00	影響度側に置いておきたいっていうのがあるのかもしれないですけど、そこは、
0:40:06	でもあれですね、ちょっと違う評価的にもちょっと違うんだらうなと思いますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:14	どちらにしても経産省に繋がるように構成を考えて、一つにするにしても、結局は
0:40:24	5-1-1-4-2等、
0:40:28	5-1-1-4-4のところ飛ばしをちゃんと書けばいいだけなので、整理をしてまとめていただければと思います。
0:40:39	その時にそうですね。今の、両方とも可搬の話だからそれで対応できるかと思います。
0:40:48	はい。宮城西田でございます。はい。今、ご指摘いただいて含めて検討させていただきたいと思います。
0:40:55	はい。規制庁コサクです。
0:40:57	その次、事象として津波なんですけど、
0:41:01	可搬の津波っていうのが、
0:41:05	これはそのまま水色になっていて、
0:41:09	に飛ばしてというふうになってますけど、これは津波の条文で可搬も含めて大丈夫なんでしたっけ。
0:41:20	はい。日本原燃者でございますこれちょっと私の書き方も違いましたっていうのが半分ですね。
0:41:26	可搬のほうの保管場所は松波側で受けてます。あとそれ以外の可搬の据えつけだったり、使用時の工業は、この後の1-1-4で書いてますので、そこがわかるようにさせていただければと思います。以上です。
0:41:54	何か発言されてますか。
0:41:57	すいません。ミュートを逆にしました。
0:42:02	今の津波については5-1-1-4の
0:42:08	2ポツ4
0:42:10	環境条件可搬っていうところ書き切るということです。
0:42:16	かね。
0:42:17	す。そうですね下、文献4を、可搬のところに津波で書いてある項目が二つありまして、一つは、保管場所、実際の官公高に置く場所に対する津波考慮っていうのは、
0:42:32	津波のテープを呼び込む、そちらで示しますということで書いてます。ただそのあとにですね、据えつけ時の降雨って津波に対する考慮っていうのをいわゆる、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:45	行政側としての添付書類の記載として設計方針記載をさせていただいているということで、半々とは言わないけどこれはこの後になってます。以上です。
0:42:56	はい。そうする等、今この図の書き方が悪くて、全部飛ばしたようになってるんだけど、
0:43:03	記載内容としては飛ばすところとところで書き、
0:43:07	込むところとありますってということだと思んですけど。
0:43:12	それはあれですかねちょっと火災は、2.7 へといって 2.7 でそういったその呼び込むところとプラス、
0:43:20	関連性とというのを書くのに、
0:43:23	対して、
0:43:25	葛西よりもう、
0:43:26	津波の方がプラスアルファあるわけですけど、
0:43:29	この中で書き切るという形なのは若干違和感はありつつも許可の体系からそのままっていうことですかね。
0:43:38	はい、日本エリアでございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:43:43	はい。この図の中をちゃんと書いていただいて、過半としては追加要件ここで書くことにしてますということがわかるようにしていただければと思います。
0:43:53	はい。日本原燃志田でございます。はい。対応させていただきます。
0:43:59	はい規制庁コサクですそれ
0:44:04	ちょっと細かく一つ一つ確認しましたが、全体体系なんですけど、
0:44:09	1 項の 1-1-4-2 っていうのが、オレンジ色の部分を拾い上げる、具体的にその設計につなげる。
0:44:21	添付書類と、それを介して、DB と同じ添付書類側にも、セ経産省側に持っていくと。
0:44:31	いう概念なのは理解用 S I M M E R。
0:44:36	下が、もう一つ悩ましいねといったのがその下を書いてある 5-1-1-4-3 と、
0:44:46	ということですけどもこれわあ、
0:44:51	順番として 4-3 にするということ
0:44:56	しかも過半というところを、
0:44:59	ていうので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:01	どの趣旨のということがわかるような題名にしてと。
0:45:05	ということでここに置かれたってということですね。
0:45:09	はい。二本木西原でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:45:14	はい、わかりました。で、
0:45:20	一応これだけを見ると、何となく落ち着いたかなって感じがするんですけど、このDB側、
0:45:29	A、A、
0:45:32	塗装、江藤5の1-1-4。
0:45:36	の資料の中だと2、1ポツがDB側ってということ。
0:45:42	それが次のページー。
0:45:49	一番下の段にそれが書いてあるわけですよ。
0:45:54	はい、そうです。
0:45:58	規制庁不足でそれが次じゃあ添付書類どこに行くのってなると、
0:46:03	基本的に5-1-1の、
0:46:08	1の云々と。
0:46:10	いうところに直接飛んでいると。
0:46:16	言う古藤なんですけど。
0:46:21	そうすると-S Aだけ、5-1-1-4-2っていう回り道をする。
0:46:28	いうふうに見えるんですけどそういう理解でいいんですか。
0:46:42	はい。日本理事者でございます。どうやって示そうか悩んだ結果がこれなんですけど、そうですね回り道をしてるように見えますね。
0:46:53	ちょっと実際もう、条件として、かぶっている部分があるよという、例えば、電磁的障害は、
0:47:03	1-1-1って言って自然現象側で言ってることと同じですよということをつけているのでそういう意味で、回り道の用意はそちらに飛ばしてる記載になっているので、こういう表記をさせていただきました。
0:47:21	実際はもう一度1段当たり、改めてここで何か条件を付さなきゃいけないかっていうことからするとそれはあまりないんだゴム自然現象から言ってることをそのまま言えばいいということで、こういう点線で、
0:47:33	そのために、頭をつなげる形でさせていただきました。
0:47:38	はいなので、そういう関係でということでございます。はい。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:44	規制庁コサクです。すいませんちょっと私も読み解き方が悪かったんですけど前回話をしてた話だなと思い出しましたが、5-1-1-1の資料は、
0:47:56	事象ごとに23Cと繋がり、その下の枝番で、42ページは、1シリーズが、
0:48:08	左から2列目に、2列目にあり、その次、2、枝番の23があり、最後に4があると。
0:48:17	有効性が基本的にあって、最後の4のところにSAが合流をしていくと。
0:48:24	ということで、相田の123については、SAワー、5-1-1-4-2の中で、分けずに、一体として書いてしまうと。なぜならば、
0:48:39	ADの呼び込みが多いので、コンパクトにと。
0:48:42	ということですかね。
0:48:44	はい。すいません柳下でございますおっしゃっていただいた通りでございます。
0:48:49	はいわかりました。ちょっと図の書き方は難しいかと思うんですけど、並びがとれてると、わかりやすかったかなっていうふうには思います。
0:48:57	それで理解はできましたが、それちょっとDB側に入れちゃって申し訳ないんですけど、今の理解と違った書きぶりが1ヶ所あって、
0:49:09	外部火災、
0:49:13	これが
0:49:15	123までは一緒なんですけど、
0:49:18	一番右側のところろうD4-三、四-4っていうふうになっててですねなぜここ4-3も入ってるんですけど、これ何ですか。
0:49:28	はい。小峰者でございますこれ外部火災で大岡さんから何回かいろいろと言われて、ご指摘いただいてまして結果的に構成がですね、他の竜巻火山は、
0:49:42	設計方針の後に、強度計算の方針があって共同経産省に繋がります。外部火災っていうのはそれそのものが評価に近いものがあるので、
0:49:53	設計方針という、憲法単独でうたってるのがなかなか中身も追随しないということで、実際のいわゆる他の強度計算の方針、近いものが評価方針なんですこの評価方針に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:08	設計方針というのを足し込んで、一つの店舗にしているのが外部火災で ございます。そういう意味でちょっと書き方ちょっと考えをちょっと考 えればよかったかもしれん。
0:50:18	真ん中のボックスで使いたいのは、炉5の1-1-1の3号、設計方針と いうところまでです。リアボックスで使えてる同じ添付書類を、
0:50:30	評価方針の部分をテレビボックスで使いたかったということございま す。以上です。
0:50:36	規制庁コサクです。わかりました。そういう意味では
0:50:42	ここの部分だけ、添付書類を分けずにくっつけているというだけでやっ てというのでセイリガクは変わってないということでした。
0:50:52	いいかな。
0:50:58	はい。そうすると今みたいなDBとの関係だったり他との関係を整理を してというのが、あれですか今日の今日提出予定という、十時0002で 見えてくるってということですかね。
0:51:17	はい電源車でございます。はい。先ほどの41ページとかで示してい るような、それぞれの関係がわかるように飛ばしであったり、委員のと ころであったりというのは、
0:51:29	今日お出しするので、運用化しております。若干先ほどこの資料として 云々かはちょっと難しいこれ自体がですね確かそのままついているもあ った気がしたので、そこはすみません
0:51:42	話がまた第2弾が、そのあと週明けに出るかもしれませんが、はい、以 上です。
0:51:48	はい、わかりました。今日の議論で少し主に修正する部分は間に合わ ないのは当然だなとは思いますが、順次見ていければと思います。以 上です。
0:52:07	その他は規制庁側から確認でございますでしょうか。
0:52:15	規制庁コサクです念のためですけど、
0:52:19	藤原さん確認した後私からも、再確認的に話をしましたが、私等話をし ている中で藤原さんの理解と違ってたところとあってありました。
0:52:32	規制庁藤原です。いえ、理解とずれてません。むしろちょっと足りてな かったのでありがとうございました。
0:52:41	規制庁笠田です。わかりました。先ほどの話で進めていただければと思 います。
0:52:52	ちょっと%規制庁が、よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:57	よろしければ、日本原燃の方から修正更新の説明をお願いいたします。
0:53:04	はい。日本原電の塩谷でございます。
0:53:10	特に資料の15-1-1のように、オオオカとのリンクの話、もう少し実態と合っていないところ記載が十分じゃないところありまして、拡充していきたいということと、川俣の
0:53:24	言葉の扱いですね、この添付書類の内側でどういう役割分担でっていうのは、先ほどお話した通り1.2S s側での整理をしながらも1-1-4-2とのリンクの張りつけも含めて整理をしていくと。
0:53:39	ということ。そういったものを全部見えるように、大パッケージ整理をさせていただきます。あとB側の整理、先ほど制度の関係も含めて、数横並びで見えるように整理をさせていただきたいと思います。
0:53:53	はい。これ自体の修正は
0:53:57	時間をかけての全体の方針になりますので、金田限り早くということで、週明け週末開けたら19日にでも出せるように、
0:54:07	作業したいと思います。以上です。
0:54:13	規制庁竹田ですありがとうございます。今の説明で、何かコメントございますでしょうか。
0:54:21	よろしいでしょうか。では1101の確認は以上とさせていただきます。
0:54:27	続きましたの資料が、
0:54:33	地震を要因とする重大事故等への対処の説明に関する資料構成ですね。
0:54:38	こちらの資料について、日本原燃の方から説明をお願いいたします。
0:54:44	はい。井上の谷口です。次の資料がAの横、1.2S sの資料構成をご説明をする資料でございます。
0:54:53	前回ヒアリングをさせていただいた時にですね、実際引くべき内容が書くべき順番で並んでいるかどうかというその資料の構成がAを綺麗にご説明できてないというのがありましたので、
0:55:06	まず全体として1.2S sに対して、会合でお話をした資料から、本文、添付補足説明資料というふうな、
0:55:16	説明の内容を展開していくということを考えているかと。
0:55:21	いうことをまとめさせていただいて、ご説明をさせていただきたいと思います。
0:55:26	資料につきまして水曜日に一度出させていただいたあとまだちょっとできが悪いというのでもう一度修正をさせていただきました時間のないところ本当にご対応いただきありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:36	ちょっと後の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。
0:55:43	やはり、日本原燃の菊池です。それでは資料の方説明させていただきます。2 ページ目をお願いいたします。
0:55:52	前回のヒアリングでのご指摘を踏まえまして4月25日の審査会合のコメントに説明しました衛藤。
0:56:02	理事を用意する重大事故対策設備の設計方針に関して、基本設計方針の展開がされるのかというのとあと添付書類、説明資料ですねそちらあと本文ですね、どのように展開されてるかということで、
0:56:17	審査会合の、
0:56:20	数を示しました。記載しました当期新設計方針等をですねどういったところで展開するかということでこちらのページを作成してございます。
0:56:31	20 平賀をご覧ください。4月25日の審査会合の方で
0:56:38	ものなら、左、左から右に、基本設計方針、そのあとはですね、この1-1-4の添付書類14-1ですね、その次に右側に別紙4-2という流れで形を
0:56:54	補正させていただいています。
0:56:56	まず基本設計方針の方で、違いません審査会合の設計方針をですが、
0:57:03	オレンジ色で枠組みをしています1.2倍した地震力に他地震に対して重大事故対策が必要な機能を確保する設計とするであるとか、耐震建屋側の設計ですけども、計画状態。
0:57:17	運転マイクロに異常に達しない設計とするところとあとクライテリアとして協議会に関しての考え方に関してはですね基本設計方針として別紙1の、
0:57:29	にそれぞれ(1)、
0:57:31	なお基本的な方針と部分と、教育委員会の方に展開する形としてございます。
0:57:36	重大事故等対設備のですね要件ですとかあと建物を4000マイクロ以上に達しない設計とするということで具体的に書いているスラブの設計ですとか壁の設計に関しては、
0:57:48	あ、はい。
0:57:50	規制庁上出です。大体構成は説明いただいたと思うんですけどあと中身で補足的に特に説明したいことっていうのだけで結構ですので、よろしくをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:03	はい。申し訳ございませんわかりました。等ですと、前回のご説明の際にですね波及的影響の展開の形が、整理できてないというご指摘を踏まえまして今回改めて整理をし直してございます。
0:58:18	波及的影響に関しては3-6のシリーズで展開していく形で、今後修正していく形で考えてございます。
0:58:27	次のページ行かせて3ページ目に行かせていただきます。
0:58:32	3ページ目に関してはですね別紙りの阿部氏別所に、2-4-2に関しての構成に関して、今後どうやって修正していくかという部分と補足をどうしていくかという部分を記載してございます。
0:58:45	今後の修正としてですね、まずはですね3-2、左側2番目の枠の3ポツ2の部分ですが、こちら重大事故と対設備に関して、
0:58:57	配置等の図面と、現実的示してございましたが、こちら対象となる設備を明確にした上で配置等に関しては、補足説明資料の十時02の方で説明する内容で改めて整理をし直してございます。
0:59:11	また次の中段の部分ですが、
0:59:16	こちら重大事故対設備の要件5-1で書いてる要件に関して、前回可搬型に、
0:59:24	テンション飛ばすことにしてございましたが可搬型に関しても、こちら1.に期待する可搬型に関して要件をこちらで整理して今後展開していくという形で修正をする予定でございます。
0:59:37	それらですね機能に関しての詳細、考え方に関しては十時02の方で、これまで示した部分でありますけども展開する形としようかというふうに考えてございます。
0:59:48	アポの日報の方ですが、こちら、地域のご指摘踏まえましてというアクティビティとか配置構造計画の部分で1.2特Aの部分、
0:59:57	ちゃんと整理しなきゃいけないということを検討いただきましたので、ちょっとどういった整理をするかというところで悩んでちょっと、
1:00:04	入れた方がいいんじゃないかというふうに考え
1:00:06	ちょっと今そちら入れたらどうかというふうに考えているところでございます。
1:00:11	またですね前回のご指摘を踏まえましてええと壁の支持部の部分の機器側の方の考慮に関してですね、こちらに関しては補足説明資料の方で、
1:00:22	明確にしようというふうに考えているところでございます。
1:00:26	4ページ目に関しては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:30	耐震のA3の1-1の構成がそれぞれの別紙の横野に対して、物品と関係してるかということを図示したのになってございます。
1:00:41	こちらは3-1-1の1名の内容が漏れ入れるということで形。
1:00:48	伊勢示したものでありますのでこちらの内容をどんどんC4-2に入れていきたいというふうに考えているところでございます。
1:00:57	続きまして、5ページ目に関しましては、
1:01:04	計算書の6、3-6のチーズに関してどういう展開してるかというものを示してまして、ちょっと淡路西忘れて申し訳なかったですが次回の部分ですが、
1:01:15	土岐期であったり、はUALであったり可搬型に関する計算書をつけることを考えてございました方に関しての整理に関しては先ほどのヒアリングをコメントを踏まえまして工数については、再度整理したいと考えてございます。
1:01:32	6ページ目の部分のフローに関して後程、
1:01:37	ご説明させていただきたいと思います。
1:01:39	7ページ目からですね基本設計方針として、こういった展開をしていくかというところで今、現在考えている、入れてる入れてみようと考えている文章に関して入れてございます。
1:01:53	まず基本設計方針としましては、耐震の方針として1.2に関して前回ご指摘、基本の方針及び戻りという基本設計方針として展開し、再度考える必要があるんじゃないかのご指摘を、
1:02:07	踏まえまして、建物に関してですね終局状態の以下にとどまる設計とするということを明確に記載した方がいいのかと考えましてそちらの方を記載してございます。
1:02:18	重大事故当貸設備設置する建物に関して、建物で生じる1点
1:02:25	お願いした地震力に対して、建物が生じる影響を踏まえて、機器機器が機器がですね必要な機能を損なわない設計とするというところで明言をするというところで記載を追記したらどうかというふうに考えてございます。
1:02:39	次のページの8ページ目に関してはですね、機器側の方の評議委員会の方の記載に関して今、どういう設計をするかというところで今考えている文章に関して、
1:02:52	入力がAと記載をして、追加しているところでございます。ちょっと文字入れがあって申し訳ございません後程修正したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:00	9 ページ目につきましては、
1:03:05	もう 1-1-4-4、機能維持の記載、記載に対して記号はどういうふうな記載をするかというところで、今考えている対応に関して記載しているところになります。
1:03:16	10 ページ目も同じような流れ指針が建物の方に記載をさせていただいてましてちょっと、
1:03:24	文字が足りてないところがありましたが、基準地震動 S_s に 1.2 倍した地震で止まっていますけど、地震力に対して、建物が初期状態に、以下にとどまる設計とするということで、
1:03:35	方針協議会の方で記載をすることを考えてございます。
1:03:40	次の 11 ページ目にですね実際のこの 1-1-4-4 の幼児の支持機能のところですね、実際にその 4000 マイクロ以下にとどまる設計としてどういう設計をするかということで、
1:03:52	審査会合で御示しました設計方針に関してこちらで設計を記載するようにしてございます。またなお以降の部分に関してですね、クライテリアのところの記載。
1:04:03	そして、こちらで改めて記載を追加したらどうかというふうに考えているところでございます。
1:04:11	説明としては以上になります。
1:04:17	規制庁竹田ですありがとうございます。それでは、規制庁側から確認がありましたらお願いいたします。
1:04:26	規制庁上出です。今説明あった中で 3 ページで、5.2 ポツの青字の矢印ですけどその構造計画とか配置計画について、
1:04:41	5.2 に寄せますっていう古藤だったんですね前は 6 ポツにあったんだけど、
1:04:47	その展開されたのが 11 ページっていうことなのか他 2 書くのかっていうのがよくわかんなかったんですけど、どういうことになってますか。
1:05:00	はい、浦野谷藤です。ちょっとすいません今の 11 ページでお示しをした後、次の中には今具体的にこれを展開しようと思っておりますという文章は示しできているものではありません。
1:05:13	今まだ資料として、ここにこういったことを書こうと思っておりますという 3 ページは、まだ意図までで、実際の記載にはなってないです。
1:05:24	はい。規制庁、上出です。ちょっとそういう資料の段階だと、ちょっとす。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:31	話のねらいどころがちょっと定まり切らないところがあるんですけど
1:05:38	ちょっと今日は具体のところから認識を合わせていきたいなあと思ったんですけど、11 ページのところは、
1:05:50	介護で説明したことをここに入りますよと言って、貼ってはいるものの、
1:05:58	そもそもこれ、機能維持のところに出てくるものじゃないでしょうと。
1:06:04	ここに出てきてもいいんだけどその上の基本方針でどうなってるの。
1:06:11	であったり構造系カクウみたいなところとして話をするべきことなんじゃないのっていう話をしたかったんですけど。
1:06:21	さっきの話だとそこはまだ書いてないからって言われちゃうと、今後どうなるのかっていうイメージがちょっと掴めないんですけど、ちょっと説明いただけますか。
1:06:35	日本原燃谷口です。本日ですね 7 ページ目以降でお示しをしたところが、
1:06:43	もう、
1:06:43	20、4 月 25 日の審査会合でご説明をしていた内容のうち、当該の記載を入れるとすると、こういった内容になろうかというのでイメージをした。
1:06:56	内容でございました。
1:06:57	今先ほどおっしゃっていただいた 3 ページ目にある、
1:07:01	行動計画と配置計画、どんなことを書こうとしているかというのが今具体的にないということでこれすいませんでした申し訳ないです。
1:07:11	入れようと思っていたのはですね、実際の 1.2 S s に対処する設備の配置がですね、
1:07:19	十分な支持機能を有している壁に支持をされて、例えば地下 1 階開発課三階まで設備が配置されてますと。
1:07:27	というのがありますので、医師看護のときに、さっきご説明させていただいたきちんとしてできる壁のところから支持をとって、設備配置してるんですって、そういったことをお聞きしようというふうに思っておりました。
1:07:43	規制庁カミデです
1:07:46	具体的には、11 ページのその右側の青字ですけど行かさ分は概ね弾性とか、耐震液位と大事以外は云々みたいのところとか、
1:07:58	あとは開口部の話とかがありますが、ここ 2、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:04	繋がる、上流の方針っていうのをちゃんと体系的に書き込んでいって欲しくて、今だと、
1:08:15	7ページの記載。
1:08:17	から、いきなり飛んできてるような感じなんですけど、もう少しこう段階を踏んでですね、こういう舞台の介護で説明したようなところ、具体的に、
1:08:30	紐づくという体系でちゃんと書き下して欲しいということなんですけど、今の話で対応できそうですか。
1:08:40	はい。日本原燃谷口です。本日ご用意をした
1:08:45	11ページ目のところの資料はですね本当にその会合の内容として宣言をした約束事項を書く場所がここですというその場所だけ、
1:08:56	ちょっと書いて抜き出してしまっておりました。
1:08:59	前回ですねヒアリングで5ポツ2の項目、
1:09:05	報通。
1:09:06	ごめんなさい5ポツの項目として、
1:09:09	ご説明してさせていただいた内容の流れの中でですね、きちんとその許容限界に行く手前のところできちんとすることが、排除された設備になっていて、きちんとそういう配置を踏まえて、今回こういう許容限界を設定しますと。
1:09:24	いうそういうことを5ポツの中で、きちんと流れとして説明した上で、最後のこの最後のっていうところの11ページ目のところで書いている。
1:09:35	の内容をきちんと宣言を、記載をするっていうそういった、補正で対応させていただきたいと考えております。
1:09:45	規制庁、上出です。ちょっと3ページ。
1:09:51	認識を合わせると今、勃発2のところできちんと書きますっていう話だったんです。ですけど5×2の中でも確かにこういう機能維持の基本方針っていう中に多分いろんなこと書かれるんで、
1:10:04	そこはそこで、ちゃんと書くっていうことなんですけど。
1:10:08	3ポツの基本方針3ポツの3.1の基本方針とかでもう先ほどの7ページのようなところを受けてですね。
1:10:18	こういう設計にするんだっていうところをまず書いた上で、5ポツでまた

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:26	その詳細が、体系的に説明されるっていう形で私はイメージしてますけど、違ってますか。
1:10:36	これ日本エヌタニグチですそれでいきますと、具体的なクライテリアとしてこうなってるんだと。
1:10:43	いうところの、
1:10:45	上流がですねそうかなんか、5ポツの項目としては、
1:10:49	確かに記載すべき内容はそうなんですけれども、その3ポツ1の基本方針、
1:10:56	レストか、あと、対象が違うな。
1:11:00	3ポツ3ですね3と3で耐震設計の基本方針を記載するところがござい ますが、こういったところに展開をしていくということで今おっしゃっ ていただいた。
1:11:11	対応になるのかなというふうに思いました。
1:11:17	はい。規制庁管です。大体、手当をしなきゃいけないところはそういう ところだと思うんですけど。
1:11:26	具体的に一つ一つの話は11ページに書いてますけど、
1:11:34	包含して言うと、こういう設計なんだっていうところは、何かわかりや すいワードとかでも止めて欲しいんですけど、何か今
1:11:44	思い浮かんでるのかってあります。
1:11:49	老年タニグチです。江藤。
1:11:52	それはあれですかその構造計画で、
1:11:55	どんなことを書こうとしてるかっていう。
1:11:57	イメージ。
1:11:59	ていうことでやってますか。
1:12:01	そうですね規制庁カミデです。
1:12:04	単純に1.2S sに対して、
1:12:08	重大事項対しの維持っていうだけではなくてその構造として、
1:12:16	なかなか、
1:12:18	これっていう言葉も、今の段階ではないんですけど、
1:12:26	十分な、十分な余裕って言ってもあれですけど例えばそういうようなこ ととかですね、
1:12:32	何かこう、気をまとめの
1:12:37	ところが欲しいなと思っていて海越上どうかっていうとそこは要件①② みたいな形で、そこが表現されていてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:49	それがそのまま、今言ったようなざっくりの基本方針にまとめられるワードでもなくというところで何かまとめて示してもらいたいなと思ってるところなんですけど、まず問題意識は伝わりましたかね。
1:13:10	やはり日本原燃谷口です。
1:13:13	そうですね。
1:13:16	どういったことっていうか設備の設計として、
1:13:19	1点のみ変えるために、
1:13:22	こういうことを踏まえて設計をしてるんです。
1:13:27	そんなことを書くのかなと思ったんですけどそんなイメージでやってますか。
1:13:32	はい。成長カミデです。なかなかイメージとしてはそうなんですけど、具体化は何ですか。大体そういうイメージで、
1:13:40	検討いただければというところですよ。
1:13:44	会議の元タニグチですはい。私も申し上げて、
1:13:48	何か具体的なことがP R Aで書けるかってのはまだちょっとですけどはい。考えさせてください。
1:13:54	規制庁細木です。すいません私も要件 0102 なんだろうなと思って。
1:14:01	いたんですけど、今それを、昨日
1:14:06	追加効果なんか丸めて書かれてるっていうことかなと思ってて、
1:14:11	要件 0102 億書くっていうのじゃ駄目なんですかね。
1:14:18	あんまりリルート砕けすぎてるってことなんですかね。
1:14:21	うん谷口です。
1:14:24	これをどうしても恒設購入の文書だと何々という設計とするっていうのにつなげる必要があるかなというのがちょっとどうしてもあってですね、当時ご説明をさせていただいたのは、
1:14:36	もう当時もイメージとして、実際壁と壁にこうやって指示をして、これでちゃんと重大事故の機能が果たせるようにしますねっていう、ご説明をしておりましたのでちょっとそれを上手くこう、
1:14:49	きちんと設工認なりの文章で、
1:14:52	でいくのがちょっと要るかなと思ってて、そこだけだと思っているんです。なのでちょっとそこを考えさせてもらえればと思いました。
1:15:01	はい。コサクですわかりました。
1:15:05	はい。規制庁カミデです改めて見ると、0102 をつなげた上で設工認言い出し文章になってことなのかもしれないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:17	大体そんな感じでもいいのかと思いました。
1:15:21	あとですね、この資料でいうと、
1:15:29	これ、今の話が、
1:15:32	3ポツ1にもいきつつ、ちょっと7ページのところが、ちょっと違和感があるだという感じで、
1:15:46	ここは
1:15:48	AぽつBポツ
1:15:53	原発の一発ほぼ建屋も含んだ形で、起因となるっていうのと、対処するっていうのとあとは可搬型に持ちのこをちゃんと書きましようとしてA B Cで分けた後に、
1:16:07	建物だけマターとくだして、しかもちょっと書いてるのが、A B Cと並んでなくて、詳しいのことが書いてあるっていうのが違和感なんですけど、この辺って、
1:16:23	何かまだ、
1:16:25	これからどうしようかってあれば、説明いただきたいんですが、加賀君。
1:16:33	はい。日本原燃谷内です。作った時のイトウはですね、
1:16:39	AぽつBポツCポツがすべて1.2S sに対処するためのものをご説明をしていますので、これらの文に対しては、
1:16:49	全部こういうことを考えますということ、
1:16:53	締めで下に書こうかなと思って、まずはその、
1:16:58	ものとしては終局光します。そのとてにも置かれている重大事故等対象施設は、その状態を踏まえてもちゃんと機能が発揮できるようにしますっていうのを、
1:17:09	A B C全部に、
1:17:11	引っかけようと思っていました。
1:17:15	ちょっとそんな全体の流れとして記載をしてしまっていましたんで、
1:17:19	そうですねその建物の部分のところ、
1:17:24	ご説明する設備のところをご説明するっていうので、
1:17:30	ちょっと分けた方がいいのかなっていうのを、今、
1:17:33	お伺いして思いました。
1:17:35	藤規制庁カミデです分けて記載する必要があるのかっていうところと、あと並びがとれてないっていう話でF O - Bも必要な機能を損なわないってすごい方針として書いてあるんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:52	ええ。
1:17:54	下のやつはそのために、このうち、建物については、終局を2と0って いってもう一段深いところを話していて、そうなると、じゃあ、機器も 一段、
1:18:09	深いところ話を書かないと並ばないしってということなんですけど、ここ でそこまで深い話を掘り下げて書かなきゃいけないのかと、特に別紙1 のところですね。
1:18:21	なので、記載アテンションをABCに合わせると、建物もう機能の損な われないぐらいの話になってしまい、それだったら、Bに含まれてるって いう整理でそのまま書かなくていいんじゃないかという気がしてます が、いかがでしょう。
1:18:41	日本原燃谷口です者というほど今理解できましたはい。記載の、
1:18:47	すべき内容の深さが合っていないということ。
1:18:51	なのかなと思いましたので、ちょっとそれを整理をして、同じ深さで書 けるようにするっていうのをちょっと考えたいなと思いました。
1:19:00	はい。成長管理です書きたいのは、建物については終局いかにみたいな その深さの話を書きたいんでしょからそれであれば、
1:19:10	その深さを借りている階層に書いてもらうっていうことでいいかと思 いますのでちょっとその辺は
1:19:19	気をつけて整理をしてもらいたいなと思いますが、大丈夫ですか。
1:19:26	はい。井上タニグチです。はい。概要承知いたしました。ちゃん、それ が前回のヒアリングでおっしゃっていた、その書くべきところに書くべ き内容が書かれていますかっていうことなんだと思いますのでちょっとそ こは気をつけて整理をさせていただきたいと思います。
1:19:42	規制庁コサクですすみませんちょっとかなりぼけた質問になって申し訳 ないんですけどこれAとBって何が違って、
1:19:51	いるんでしたっけ。
1:19:54	はい。稲毛タニグチです。では、地震を要因とする重大事故の発生を想 定するもの。
1:20:02	はABがそれに対処するものということで理解しておりました。
1:20:10	わかります。
1:20:18	規制庁カミデ許可の時だと、特にその再処理とかですけど臨界関係の設 備とかっていうのはそのポツに入っていて形状、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:31	管理なりがポツとして、1.2 S sに耐えるから、そこで重大事故の発生は想定しないのでっていうのでまた、に入ってBはBでその蒸発乾固とかそういうものに対応する。
1:20:46	重大事故等対処設備に対してのものっていうのでそういう意味で書き分けていたもんだと。
1:20:53	規制庁コサクです。その意味合いがわかる文章になってるのかっていうのがちょっとよくわからなくて、そもそもそのこの前の資料のところから話のあったように、
1:21:04	用語としては一つでこの添付書類に飛んでくる、この方針なり添付書類2で整理をされるわけで、
1:21:14	一つのワードだったのBに分かれるという、
1:21:17	ところでの表現が、
1:21:20	まとまっていたんだろかっていうの今更なんですけど。
1:21:24	ちょっと混乱をしてですね、この言葉で、許可の段階で整理がついているっていうことだったんですけど。
1:21:32	はい。宮城の石田でございます。許可の時は、そうですね。交通のところがこれ、確かに許可の時はこのように事故選定とかの話があるのでポツの話がそこで出ていて、
1:21:49	重大事故の拡大防止というか対処の話がそのあとに来てという流れで、それぞれひもづいていたと思います。思ってますのでここを切り出した時にそれがちゃんと意図が伝わるのかというところは
1:22:06	おっしゃっている趣旨はわかるので、誤解がないように、この医療辞書異常事象の選挙を受け、Aに考慮するという計画で、
1:22:18	もともと許可はこれ以上水野選定の、
1:22:21	要は、そこで説明してる中でいける S sでの、事故に廃棄事故には事故の発生に至らないといったところで壊れる作業に繋がっている。
1:22:31	5時以降の時計した後、実施要領として発生する増大事故等に対処する設備系の方がちゃんと選ばれてどういうふうに対処するかっていう、繋がりがあってここに来て、
1:22:42	何かがわかった状態で話をしていくので、その恐れがないことを前提にこの顧客の中でちゃんとわかるように、記載を工夫させていただければと思います。以上です。
1:22:54	はい。規制庁コサクです今十時 000 に見ても今、石原さんが言われたように書いてあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:01	その言葉をそのまましっかりと使うか、用語定義をするなり何なりして、繋いでいくと。
1:23:10	いうふうにしないといけないかなというふうに思います。特にこの部分は章立てからしてそもそもこういうことを言いますと言っているのに何か、延々と同じ言葉が長ったらしく続いているっていうのも、
1:23:26	何か気持ち悪いなというのも、今更ながらに思ったところもあるので、何をっていうのが明確になるようなところの工夫をする中でちょっと検討いただければと思います。以上です。
1:23:40	はい。猪野技師でございますはい。承知いたしました書いてることの
1:23:46	何を設計上考慮しなきゃいけないか確かに五味も一緒ですし、前村布田が言ってもあまり繋がらないところもあります。全体の繋がりも含めてどっかの並び、
1:23:56	も含めて記載を見直す案を作りたいと思います。以上です。
1:24:04	藤規制庁カミデです。
1:24:08	あと 11 ページなんですけどさっき
1:24:11	そのちょっと前の話でありますけど、書くべきところにちゃんと書きましようっていう関係でいうと、
1:24:19	右側の字で書いてある。へえ。
1:24:23	開口。
1:24:25	補強みたいなのところとか、要件みたいなのところっていうのは、
1:24:32	機能維持の方針でもなければ、これ設計方針なのかどうかっていうところもあって、
1:24:41	この変形。
1:24:42	S s に対してもうこういうことってあると思うんですけど、それは、どういうところで読めるんでしたっけ工事の方法とかで4分ででしたっけ。
1:24:57	日本原燃のオガセでございます。ちょっと今の上出さんのお話ですとちょっとあの、今まず事実関係として今回 1.2 S s の評価としては当然その開口部なんかには補強金を廃止しますということを言ってますが、神尾さんがおっしゃってる通りのところで S s なんか、
1:25:12	普通に設計をする上ではベースとして標準的にやることというところの範疇のところでございます。きちんと 1.2 は、そういうのをやったやってるのを確認した上でやっていますというようなそういう評価の方やっけてますというようなところに位置付けになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:26	このS sに対してやるというふうにごどこかで設工認上ないし検査上書いているのかということとそういうところはちょっと今は現状としてはないようなところというのが認識でございます。以上です。
1:25:38	はい。規制庁加来です。中身っていう記載維持という意味で、確認をしたんですけど他に全くないっていうのであれば自由なところに入れるのかもしれないですけど、
1:25:54	あほ。
1:25:55	何かちょっと違和感はあるなと思いますが、
1:26:01	あれですかねそういう、そういうのって、
1:26:04	もう、
1:26:05	全然触れてないんですかね。
1:26:11	規制庁コサクですけど、全然触れてないっていうのはちょっと語弊が多分。
1:26:16	あって先ほどの説明は若干納得いかないんですけど、具体的に書いてないだけ例えば弱の呼び込みをしてるとか、
1:26:24	ああいうようなこと触れられている場所っていうのはあるんじゃないのかなと思うんですけどどうですかね。日本原燃の浅野今野コサクさんのおっしゃる通りでございまして当然RC基準以下そういった規格基準類、あとは建築基準法そういったようなところの、
1:26:40	これについて即して設計をしている、もしくは施工しているというところでございますのでそういう意味でははい、入っているという対応として入っているという位置付けになります。以上です。
1:26:50	はい、規制庁コサクですそうだと思うんです。で、それがどこの場所が、それに相当しますかねっていう話をカミデが聞いているのかなと思うんですけどいかが。
1:27:05	日本のオガセでございますちょっと皆さん、どこと言われるとちょっとすいません具体的に出てこなくて申し訳ないんですけども少なくともそういった関係法令ですとか基準にのっとった設計とするというような概念のところがあったはずですので、
1:27:20	ちょっと、
1:27:22	はいそういうところに該当するのかなと思いますちょっとすいません具体例が申し訳ありませんすいません規制庁コサクです。そこまで言っちゃうと、議論にならないので、逆に言うのですね、ジャグでっていうようなことであれば、弱の書類構成ではどうなってどの部分に書いてあるのかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:38	ということで、それと基本的にワー対応関係んおって、
1:27:44	設工認図書も書いてあるはずなので、弱のこの部分だから、添付書類だったらこの部分かなとかってというのがわかると思うんで、その辺りを整理をして、
1:27:55	また話ができればと思います。
1:27:58	とりあえずカミデさんに戻します。
1:28:01	はい、規制庁カミデです言いたいことを言ってもらって、
1:28:06	そういうことで実態今、今はそこまで話をできないということですから全体を見渡してどこに該当するっていうところをまず把握いただいてその上で、
1:28:16	こういうところに書くのか、或いはみたいな話がちゃんとお話できればと思いますのでちょっとその辺り、確認していただいた上でまた話ができれば、
1:28:28	原燃忘れすかしこまりましたそちらの規格基準上のはい。そういったところの改良のところはどこに書かれてるかそれを踏まえて基本方針でどこを書くかというところを考えた上で、
1:28:38	再度ご提出させていただきます。
1:28:41	はい。規制庁カミデです今の補強金の話を例に入れましたけど全般、そういうことですからどこに書くべきかっていうのはきちんと話ができるよね。確認をしております。
1:28:55	伝え、
1:28:57	それで建物構築物に関しては大体そんな感じかと思っていて、次に9ページで、その機器配管系の話があるんですけど、これも一緒に、
1:29:15	9ページは、許容限界のところに来、
1:29:21	機器設計の方針を書いているつもりなんだと思うんですけど、
1:29:28	1が本当にここでいいのかっていうのは、建物構築物と同じで、さらにあっさり書き過ぎて、何のことかよくわからんと。
1:29:37	いうのは園木特有の問題なんですけど、この辺りと考えてます。
1:29:45	はい。日本原燃谷口です。記載の場所については先ほど議論させていただいた内容も踏まえて、ちょっとどの階層に書くのがいいのかなというのはきちんと検討させてください。
1:29:59	大きさの丸差なんですけれども、
1:30:02	もうこれはどうしても、私の思いで、設備が今回出ていかないところなので、それでいくとやっぱその深さの階層の記載までは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:13	記載するのはふさわしくないかなというので方針として、確保するといった内容になるのかなと思って、記載検討させていただいたような次第です。
1:30:25	はい。規制庁深見です。ただ、結局、建物の時に話したみたいに要件0102を、
1:30:34	機器なりに当てはめて書いて密接工認の申請書と設計方針として書いてみるって何かそんな感じかなと思いますので、その記載を
1:30:48	考えた上で適切な場所書いてもらって、そのあとにまた
1:30:55	協力のところはそれで1つどこに落とし込むということだと思いますのでそういう形で対応できそうですか。
1:31:05	日本原燃、谷口です。もうちょっと先ほどの前半の議論で、
1:31:10	その後任風格場合文章っていうのはまだまだちょっとすいませんんですけどアイソレを踏まえてきちんと記載をさせていただきたいと思います。
1:31:21	はい、規制庁カミデですね。あともう1点ですけど8ページで、今の話に含まれて整理されるNOだとは思っているんですけど、
1:31:33	青字で何かまた書きで
1:31:38	要は、建物の応答。
1:31:41	今回、1.2 S s に対して終局まで見るってことですからそれに応じて、支持できる設計っていうことなんですけど、
1:31:52	その変形追従性っていうか、その建物の状態を適切にっていうのは設計方針的なところに入ると思いますし、
1:32:00	あと、支持できる設計となる状況限界みたいな話は、
1:32:05	機器配管系についてはある程度きょカーの時にもう
1:32:12	要は、S s に対するルー制限スタ対応限界としてそれ以外を適用する場合は、その上に書いてますけど、ここである程度言っていることを、
1:32:24	あまり変わらないというか、これで説明ほぼできてるんじゃないかという気がしますけど、そのあたりどう考えますか。
1:32:36	はい。表現のタニグチです。当初この文章作った時の、
1:32:41	おいとしては、
1:32:42	確かにその教育委員会として当時の許可の議論の中でもS u を直接使う中でも、S s 限界の引張まで評価できますというのがあった上で、
1:32:57	けれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:57	実際審査会合の中で議論させていただいたのは、実際のその設備の状態をきちんと踏まえて、評価すべき部位を強化するということだったので、
1:33:08	きちんとそれで指示ができるんですっていうことを、改めて記載した方がいいかなと思って記載はさせていただきました。
1:33:16	ただおっしゃっていただいたその上流側で言っている、
1:33:19	その他の教育委員会使うっていうのはあるよっていうのはもう評価のときから言っていることで、その範疇の、
1:33:26	内数だと言うのはそれはおっしゃる通りだと思いますんでちょっとここ、この記載が本当に必要かどうかも含めて考えさせていただければと思います。
1:33:39	はい。規制庁深見です。よろしくお願いします。
1:33:43	あとは
1:33:48	6 ページのフローの話で、前回、先週のヒアリングで少し話をして
1:33:58	あの時は、何か 2000 マイクロつろうとして入れて判断基準に入れてやってたんおかしくなっていたところを、
1:34:08	まずは 4000 ですという形で直されてますけど、ここにおいても、
1:34:16	耐震以外の壁とか床スラブって、何か 2000 マイクロ収まってたら、
1:34:25	何か見なくてもいいんじゃないかなとも思えるんですけど、その辺は、先ほど話をしたような要件 0102 の設計方針を踏まえると、
1:34:39	ここで
1:34:42	この部分だけはしっかり見ておくっていう整理になるんですかねそのあたりどうですか。
1:34:49	日本原燃のオガセでございますまさしく今上出さんがおっしゃってました、評価としてこの水色の四角のところですね建屋全体として 2000 マイクロ以内となりますと、
1:34:59	いわゆる設計基準と同じような設計の世界にいるというところでございますので、耐震以外の床とか壁、耐震以外の壁とか床スラブについても、永井横長の四角の中の三つ目の矢羽根なんですけれども、いわゆるそんなに大きな損傷にはなることはないというふうなところで、
1:35:16	一番定性的なというかそういった言い方で、そういった細かい評価というところをせずとも、重大事故対象に影響を与えないということはいえるというふうに考えております。ただその上で会合でもそういった評価

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	をする床スラブについては概ね弾性で評価をするというふうなところを 約束しているというところもございますし、
1:35:35	あとBの方ではこれ、定量的な評価を、耐震1回基礎スラブっていうのは 応力分布とかも含めて見てるんですけども、タイヘキ以外の壁とか床 スラブっていうのはDBでもそういうところ見てないところもございます ので、今回一定にS sの評価におきましては、丸い裏付け、これらの 横長の四角の内容について裏付けをとるために、
1:35:53	ある程度こう数字を持ったような評価というところで、この下青四角の 中の下側に書いているような評価の方を実施するとそういうような位置 付けになるかというふうに考えております。以上です。
1:36:05	はい。規制庁カミデです。こういう評価が、いきなりポンと出てくるん じゃなくてちゃんと方針との繋がりでやるんですけどっていうことはわかる ようにしておいてもらいたくて、
1:36:18	その点で、じゃあどの書類に書くかって言うと、
1:36:25	十時 0002 というよりは、
1:36:30	あれですかね
1:36:33	5 ページにある別紙の 15 に当たります角どうですか。あんまりこっちっ ていうことは言わないですけど、
1:36:40	はい。日本原燃のオガセでございます。今申し上げたような内容まさに このフロー図の説明の文章のような形になるんですけども、これについ てはこの蟹江さん場所にはまさにおっしゃってたような、別紙4-15 い わゆる3ローマ数字3の6-1のところですけども、
1:36:57	こちらのオレンジで書いているところ建物構築物のところになります4 ポツ1のところですね、こちらのところで説明がされるものというふう に考えておりますので、この3-6の別紙4-15の中で説明がされるも のというふうに考えてございますそのように修正するようになりたいと考 えているところでした。
1:37:15	はい。規制庁神です。わかりました。
1:37:20	私の方から全般浦伊井。
1:37:24	いいですか。はい、ありがとうございます。
1:37:30	そっか、確認事項ございますでしょうか。
1:37:40	よろしいでしょうか。
1:37:42	それでは日本原燃の方からこの事務についての修正方針の説明をお願い いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:49	やっぱり日本原燃の谷口です。
1:37:51	今回の資料で彩色れていなかったところが会合の中で言っていたその要件 0102 っていうところを、
1:38:00	どういうふうに設工認の中に展開していくかということでご指摘いただいたんだというふうに理解をしています。
1:38:07	一応ちょっとその文章については個別に検討はするんですけども、
1:38:11	それをどの階層にどういう方で変えていくかということを検討するべきだというふうに理解をいたしました。
1:38:19	細かい構造のことを書く内容なのか、もっともっと大枠の方針を書くべき内容のところなのか、それがきちんとその上流から流れてくるように項目別に記載をしていくっていうその検討が、
1:38:32	必要かなというふうに思いました。
1:38:34	今回まずはちょっとその補正としてお示しをさせていただきましたが、
1:38:39	最終的にきちんとそこの中に書くべき文章としてこういうものを入れ込んでいきますという一式の資料にした上で、最終的にこういう記載をここに入れてますと。
1:38:49	いうサマリーとして、またこの資料を使うようにちょっと資料としては構成させていただきたいというふうに思いました。
1:38:58	一応ちょっとその形で文章も一緒に作って来週、もう早いうちにお出しできるようにということでちょっと作業させていただければというふうに思います。
1:39:11	規制庁上出です。
1:39:14	どう進めるかなんですけど一番いいのは 00 の方ちい出てくるのが一番いいんですけど、
1:39:27	この資料でもっかいやって 00 っていうステップを踏みたいですか、どうですか。
1:39:35	日本原燃谷口です。今私イメージしていたのはもう 00 の形で資料として 1.2 の資料全体としてこうなりますという実物の文章を書いたもの。
1:39:46	含めて構成をした上で、その表紙に、今回の 3 ページなり 4 ページなりみたいなんで、全体、こういったところに埋め込んで記載しましたっていうなことを、
1:39:56	お示しできるようにすればいいかなと思いましたが、そんな形でいかがでしょうか。
1:40:02	はい。規制庁上出です。わかりました

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:06	00 が出てくるんだったら
1:40:10	無理につけてとも思わないですけど、もしくはその
1:40:17	逆にそれを、それが原因で、
1:40:21	この資料のリバイス版みたいのが原因で 00 が遅くなるっていうようであれば 00 先に出して、もらいたいんですけどそちらの作業としてもう 00 作る副産物としてそれも出てくるつできるかなと。
1:40:35	江田でついてくる分には全然構いません。あとは来週早いうちにと言われたので、もう金曜日ですけど、
1:40:44	来週中には遅くても出てくるっていうことであればぎりぎりかだったとは思ってますのでよろしくお願いします。
1:40:54	はい。日本原燃の谷口です。我々としての作業を進めるにあたって多分、まず最初に、この御説明資料のここにこんな書くのかなっていうのをイメージした上で、あと文章述べて作っていくっていうそんな形になるかなと思いますので多分
1:41:09	一緒にお出しできるようになるかなと思います。その利息で、00 が補足するっていうことでもないと思っていますので、そこ鋭意作業して、資料としてお出しできるようにしたいと思います。
1:41:21	一つだけちょっと補足をさせていただきます。今日フジノ 0-02 はお出しをする予定になってますが一応そこは、通常の 30 条の対応としてという内容が入っています。
1:41:32	インタビューの内容入っていますので、それを別途、来週出させていただくっていうそういう形で対応させていただければと思います。
1:41:41	はい。規制庁上出です。わかりました。
1:41:48	規制庁竹田ですそのほか、規制庁側から、修正更新統について説明ござい、確認ございますでしょうか。
1:41:58	よろしいでしょうか。
1:42:00	それではこの資料の確認としては以上とさせていただきます。
1:42:05	続きましては、耐震建物 30 ですね、こちらの資料について日本原燃から説明をお願いいたします。
1:42:16	日本原燃香田でございます。それでは建物耐震三重へと令和 4 年 7 月 11 日に提出した R2 を用いて説明の方させていただきます。
1:42:27	江藤の説明に関しましては前回 6 月 24 日に説明させていただいたヒアリングの方ですね、現場資料全般としまして、まずその最終的な耐震設計上機能維持と

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:39	大戸さん入口である安全上重要な施設の安全機能といったところ、機能の、
1:42:44	津波のところですね。
1:42:46	本文で文章でいきますと2ポツのところ、その安全機能とその機能と、
1:42:50	ここの展開をしているんですが、そこの書き出しをですね、文章と繋がるように、拡充の方をいたしております。そういった修正を全般的にポツ、2ポツ1で、安全機能のところの詳細の説明を追加し、
1:43:05	2ポツのところ、その機能を受けた具体の設備と、それから問い合わせられる耐震設計における機能維持と、
1:43:11	項目を拡充してございますという形で全般にポツのほうを修正させていただいております、その上で結論としては以前提出いただいた提示させていただいた最終設計の基本
1:43:24	機能維持の項目としては結論は変わっておりません。
1:43:28	はい。その項目と等、
1:43:31	通しページでいきますと、10、
1:43:35	21ページ以降ですね、3ポツにおいて、江藤数そういった機能時の機能維持において、具体的に耐震設計の家設計方針、
1:43:43	述べているところで、特にですね冒頭構造共助の制限というところで、前回のちょっと表現はですね省略というところに限定したような記載とか、
1:43:53	いうところがありましてそこを、実態の評価の内容を踏まえまして、応力またはブロックによって生じるひずみですとかダクトについては、曲げモーメント、
1:44:04	許諾マグウッド言い方をするとといったところで具体的な設計やってございますがそういったところを明確化することで修繕の方をいたしました。
1:44:13	はい、神田でございますが、以上でございます。
1:44:18	規制庁竹田です。ありがとうございます。
1:44:21	それでは耐震建物30について、規制庁側からここにありましたらお願いいたします。
1:44:28	規制庁カミデですちょっと細かい実例を確認しながら、ちょっと大本の認識を合わせたいと思うんですけど。
1:44:40	まず、通しの12ページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:46	下に静的な閉じ込めっていうので8日溶解槽があって、これが一設備の構造強度によりって整理されてるんですけど、溶解槽自体は水封で閉じ込めているようなところ
1:45:04	単純にその構造強度、おそらく応力なり何なりっていうことだと思うんですけどそれで、
1:45:13	必ずしも評価できるものでもないと思うんですけどそのあたりどう考えてますか。
1:45:21	はい。日本原燃窪田でございます。まず溶解槽自体に関しましては先ほど申した通り、おっしゃっていただいた通り、基本は構造強度で、ここで同型制限をすることによって、まず
1:45:34	容器自体の保持というのを維持してますと、それとですねあとは気中ですね、あと
1:45:39	なさいということで、
1:45:41	その動的閉じ込めである。具体的には、伴水系が繋がっておりましてその木曾層内を負圧に維持するといったところで合わせ統制的な閉じ込めとその動的な閉じ込め機能で合わせて閉じ込め機能を維持するような、
1:45:56	設計というふうにしてございます。
1:45:58	以上です。
1:46:01	規制庁岡見です。
1:46:04	そうすると、メール等、
1:46:09	ある程度その主査の部分は、構造強度への言いつつ、蓋の部分は水封がたとえ壊れたとしてもこういうことで機能維持しますみたいな割とそういういろんな合わせ技で、
1:46:24	見なきゃいけないっていうことなんですかね。
1:46:28	はい。日本原燃、窪田でございます。おっしゃる通りでございます。
1:46:33	はい。木曾医長カミデです。じゃ、ちょっとそれはそれで置いていてまた13ページだと、また背ルート化の話があって、
1:46:45	これも構造強度と閉じ込め機能ってあってですね、基本的に、
1:46:51	構造強度でしっかり作ってますっていう話でいいんじゃないかと思うんですけど、このとじ込み機能っていうのがわざわざ出てくるってのはこれどういうことなんですかね。
1:47:02	はい。日本原燃窪田でございます。ですね基本的にはおっしゃる通り構造強度で担保するということには変わりはありませんで建物構築物に関しましては鉄筋コンクリート造というところもありまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:15	通常の構造とかであれば、多少変形したところでバウンダリーというかそういうひび割れ等はないんですけど鉄筋コンクリートに関しましては、その弾性す。
1:47:25	筐体であってもひび割れが生じるといった性質のものもございましてひび割れたとしても、この機能は維持できるかと。
1:47:33	いった観点で機能を取り出してそれでも、問題空き機能でいきますと、
1:47:38	そういったところを、機能維持の譴責設計方針として、説明する必要あると考えております。ということもあましてちょっとまたでは建物の鉄筋コンクリート造というところに着目して、
1:47:51	閉じ込め機能というところを、機能として取り出しているという考え方になります。
1:47:56	以上でございます。
1:47:59	藤規制庁カミデですひび割れっていうお話があったんですが、ひび割れさせない設計にするとかですね、どこまでに納めますとか、
1:48:09	そういうのはないですか。
1:48:13	日本円クボタでございます。こちらは、結果して構造強度、すなわち2000マイクロに止める、公共性を担保することで、結果して、閉じ込め機能は維持できると。
1:48:25	いうふうに考えておりますので気象体系でいきましたら、結論とした構造強度上の業限界を達成することで機能は維持できるという結論で考えてございます。以上です。
1:48:38	藤規制庁カミデちょっと思ったような話の流れにならなかったですけど、
1:48:45	津実用ろうで言ってるほどの機密性みたいのを維持しないのはなぜかみたいなどころなんですけど。
1:48:53	結局最初の場合、排風機で引きながらってところがさっきの溶解層もそうですけど、そういうのがあって、
1:49:05	バウンダリーとなるものには、あまりそのガチガチな穴一つ一つ開けませんっていうことではなくてっていうことなんです。
1:49:18	はい。日本原燃久保でもございます。すいません。
1:49:21	おっしゃる通りでその説明は、セルのところの健康状況のところでは止まってしまったんですけどもおっしゃる通りで基本的にセルは開口部が栗栖も、あとありまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:32	厳格な機密ではなく、去年その建屋の排風機やセルの排風機で動的に閉じ込めると。
1:49:38	いう設計になってございます。はい。
1:49:42	以上でございます。はい。規制庁カミデです。今みたいに、要は粗悪をそもそも入れていたりっていうことが、
1:49:50	あるので、ちょっとそういうところ、再処理施設のその動的閉じ込めってというのはこういうものになってるっていうのをちょっと前提で、
1:50:01	お話をいただかないとなかなか
1:50:04	話だけ見て実用炉のものとかも見ると、何でこれいいのってここまでもっとちゃんと見なきゃいけないんじゃないのっていうのがいっぱい引いてきちゃって、あと前段で最初の閉じ込めってというのはこういうもんだっていうのを、
1:50:19	少し説明をいただきたいなと思う、全体リブというか天空でもいいんですけど、この資料の添付でもいいんですが、少し説明をいただいた上で、また認識合わせしたいなと思うんですけどいかがですか。
1:50:35	はい。日本原燃窪田でございます。承知しました冒頭2ポツのところの機能の取り出しのところ確かにそれぞれ静的、動的というところ、
1:50:45	分解してやっていますがそういった合わせ方の全体的な閉じ込め機能とは何かという話はい。
1:50:50	ここで拡充するようにいたします。
1:50:53	日本原燃車でございますが、若干追加をさせていただきます前回は、私いなかったのここ、あのやりとりも聞いた上で、ちょっとやはり神谷さんのご心配されてる通り、
1:51:06	処理施設を取り込むってまず、五分会議とかの液体が入ってる機器を溶接構造等で漏えいしがたいようにするというに加えて、やはり安全冷却水系とか安全工系とかで、
1:51:19	ゆっくりあたり水素掃気をちゃんとするというので、
1:51:24	この喪失させるような状態に至らしめないということ、さらに加えて配賦切りべき落ち込みをするというような組み合わせで、取り込みしているのそういうこと。
1:51:40	すいませんそういうことがちゃんとわかるように全体像を書かさせていただきたいと思います。以上です。
1:51:48	はい、規制庁カミデです。よろしく申し上げます。あとですね、ちょっと話変わりますが15ページの遮へい機能みたいなのところに、どう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:01	コンクリートの話はあるんだけど、グローブ遮へい体付のグローブボックスは再処理はないかもしれないですけど、MOXにはあるし、一方で、他の中性子吸収材はあれしか平均者、中性子吸収材は遮へいじゃないかもしれないですけど、
1:52:17	あと他の材料で遮へいをしていることもあると思うんですけどその辺ってどうなってますか。
1:52:25	はい、日本原燃久保田でございますおっしゃる通り鉄筋コンクリート建物以外にも、そういった堀江生ですとか、鉛ですとか、そういったもので、遮へい窓があったりそういったものがございます。
1:52:40	そういう意味で少し、そうですねこの対象の設備書き、
1:52:45	頭で少しオガせてしまっているところもありますので、少しそこは記載拡充したいなと思います。以上です。
1:52:55	と規制庁、上出です他にもうそういうところがあってあの時々の再処理のいろいろな設備思いが彼もこれもみたいところが、
1:53:07	あって、
1:53:08	しっかりその辺は書いていただきたいと思いつつ、
1:53:14	第1回で今機能維持の設計方針は
1:53:18	県とのですね申請書の添付の機能維持の設計をしっかりと書こうと思ったときに、
1:53:25	本当に全部が全部抜け漏れなく、
1:53:29	これで見れば大丈夫っていう形にならないと思って家で、やっぱり事業者の設計方針、
1:53:36	に対して思ってるのはすごい限定的に、これ、これだけ見ればいい、コンクリートだけ見ればいいですとか、ここ能力だけ見ればいいんだっていうふうにすごい限定的に書かれてるがゆえにすごいいろいろ心配してしまうんですけど、
1:53:54	その辺は方針ですから、あまり、
1:53:59	具体的に限定はせずにですね、きちんと設備の構造なり機能なりをしっかりと見た上で、
1:54:10	適切な表現かをすると、いうことをまず書いてもらわない。
1:54:18	まず書いてもらうのが特に最初にとかなんかだとふさわしいんじゃないかなと思いますけどそのあたりいかがですか。
1:54:29	はい、日本円クボタでございます。
1:54:32	地下に今まさに書いたような遮へい機能の部分も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:37	先ほど閉じ込めと同じで、そのコンクリートがひび割れのDってところの必要なひびが貫通ひびが生じないようにというところに着目して
1:54:47	暮らしてはいたんですけど、その前欄にはもちろんそれ以外の水回りはそれらがどう、
1:54:54	どういう構造でそういう評価を担保することで機能が維持できるかと。
1:54:58	確かに書きだしができてないかなといったところは理解いたしましたので、少し対応の方検討させていただきます。
1:55:07	以上です。規制庁カミデです書き下していただくのは、主お願いですってということなんですけど一番大事なのは設計方針として、あまり変に限定しすぎない。
1:55:21	ものとして、きちんとしたものを書いてもらうというのが、まず最初だと思ってますけど、大丈夫ですか。
1:55:40	はい。日本原燃窪田でございます。多分そこのお話の結論になると最終的にその次の3ポツでいくような公共上の制限でいったら置いたものに対してどう、
1:55:55	評価上で考慮して、そういった繋ぎになるためにも、前段できちんと対象と
1:56:02	どういったものがあるってどういった、
1:56:05	類部材に対してどういう、
1:56:08	評価をしなければいけないかといったところが、設計方針として、愛称をすべからく包含できるような設計方針っていうところが、
1:56:18	ICボールというところが、
1:56:20	理解いたしました少しその辺、
1:56:23	日本原燃の瀬川でございますちょっと憶測というか私の認識のところを述べさせていただきますと、
1:56:32	21ページのところろで構造強度譲渡制限といった場合に、これ、確かに決めちいチックなふうに書かれているんですけども、
1:56:42	構造強度を考慮しなきゃいけない、安全機能つつうのはどういうものがあるんだと。
1:56:48	というようなところをまず前段でしっかり述べた上で、そういった安全機能なので、構造強度上はこういった観点、応力だとかモーメントだとかそういったところを見とけばいいんだよと。
1:57:00	というようなその安全機能を、まず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:03	前面に打ち出すというかですね、冒頭に述べるような形で方針を述べていくというふうにとらえましたけれども、
1:57:10	認識合ってますでしょうか。
1:57:14	はい。規制庁カミデです。安全機能をまず、
1:57:18	謳ってっていうのは今の方針でもまずできているところで、何がまずいかっていうとその安全機能を達成するために、例えばさっき話をしましたけど、
1:57:32	遮へい機能っていうのはちゃんと打ち出されてるんですね、15ページにあり、ただ遮へい機能を達成するために、コンクリートの
1:57:42	強度で見ますと、これを見ればOKなんですっていう事業者の言い方なんですよ。ただ、今言ったように、当然コンクリート以外での遮へいを持って、遮へい機能を持たせて材料はあって、で、
1:57:58	それはまず第、今の時点でそれをすべからく網羅的に細かく書くのかというところでもないと思っていて、他のこともあるので、あまり現、ある程度その具体例は書きつつも、
1:58:14	そこに限定をしない書き方っていうので工夫できるんじゃないかなんか思っているところなんですけどイトウ伝わりますでしょうか。
1:58:26	日本原燃の瀬川でございます岩上井手さんがリクエストしているところの意図というのはわかったつもりですけども、
1:58:34	どう表現するかってのはちょっと難しいなと思いつつ、聞いておりました。
1:58:40	すいません規制庁コサクです。
1:58:43	ちょっとこの資料の位置付け自体、私はちょっと把握できてないんでよくわかんないんですけど、
1:58:50	この15ページで書いてあるのは別にコンクリートに限定をしてこれを守ればいいんだと言ってるようにも見えなくて、
1:58:58	単純に例示で書いてあるだけという気もするんですね。
1:59:02	特に遮へいは別にひび割れをしたっていいし、
1:59:08	遮へいを
1:59:11	する、何、何の放射線に対して社員するかのものに若干よるところはありますけど、その者に対して必要な
1:59:22	形状であればいいと。
1:59:25	ということなので、
1:59:27	その辺りが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:30	わからなくて何か急に構造強度って飛んじゃってるからいけないのかなと思う。
1:59:36	たんですけど、
1:59:40	その上で何を、
1:59:42	するんですかね、何か塗りくりなんか、後につなげるのに構造共同、何とか機能とかって分けるような気がするんですけど、遮へい機能って言えば遮へい機能であって、
1:59:52	構造強度じゃ本来ないですよ。
1:59:58	ていうので、すみません、大本立ち返るとな、どこ、ここは何をすればよくて、これのもとになっている、添付って意味だと耐震の中の機能維持っていうことであってっていうので、
2:00:12	そこの目的に対して何をすべきかがちょっと私自身が今の会話を聞いてて、
2:00:18	はっきりしなかったんですけど、一旦カミデさんに戻しますので、
2:00:23	どの程度やる必要があるかとかっていうのをもう一度言っただけです。
2:00:29	はい。規制庁深見です。
2:00:32	私もですね
2:00:36	地震 00－別紙 1 の現状の記載を頭に入れながら話をしていたので、そういう意味でちょっと伝わりにくかったかもしれないです。
2:00:50	今、具体的に、
2:00:52	ちょっと待ってくださいね、場所は。
2:00:57	ええ。
2:01:01	例えば
2:01:04	こないだ出てきた資料で、地震 0002 でいうと、通しで 57 ページに、
2:01:13	あって、
2:01:19	そこで
2:01:20	遮へい機能閉じ込め機能向上する施設について、
2:01:27	構造強度の括弧に加えて、
2:01:32	云々と、というような形でまず、設計方針が書かれていますんで、今本文レベルだと、
2:01:42	かなりざっくり書いてあるので、そこは特に問題はないと思っていますが、何ていうかこれが遮へい機能だったり閉じ込め機能だったり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:56	それらの機能がまず網羅的に全部入っていればよくて、そういう意味ではまずこの資料で、全体、どういう機能がまずあるかっていうのをちゃんと後頭出しして書いてもらってというのがまず一つの目的です。で、
2:02:12	今主に話をしていたのは、これをですねまた添付の機能維持の方針とかにすると、
2:02:21	こういう機能を、構造強度だけ見ておけばいいんだと、いうように限定しているようなところがあってそこが本当ですかと。
2:02:31	本当に構造強度だけその機能を担保できるのっていうところがあるのでそこはちゃんと書いて欲しいというのが私の問題意識として話をしているところですけど、事業者としてはその辺、わかっていただけますか。
2:02:55	規制庁コサクです。それで言うと、逆に言うと、
2:03:00	遮へい機能だと、構造強度を求めずに、
2:03:04	遮へい、
2:03:07	の機能だけを求めると。
2:03:09	要はあまり拘束せずにですね、その場においてくれれば良いというところろうのもの。
2:03:16	もうあり得ると思うんですよ。
2:03:18	例えば輸送容器なんかも遮へい体については共同を持たせないように、
2:03:24	格納していて、なので今日強度評価には入ってこないと、遮へい計算の時にその中での形状の裕度ぐらいを保守的に見込んで評価をしていけばそのあとの話は、
2:03:38	対応しなくていいというような設計もあってですね。
2:03:42	そういう時って、
2:03:44	どうなるのかっていうところだ等、
2:03:47	耐震計算の中ではそもそももう、
2:03:51	話題に上がってこないもののような気がするんですけど。
2:03:55	それも入れた上で何か話すんですかね。ちょど、どういう。
2:03:59	全体像なのかをまず、
2:04:03	原燃の考えを聞かせてもらいます。
2:04:17	ちょ、少々お待ちください。
2:05:24	はい。経営の石原でございます。今おっしゃっていただいている話で、すいませんもう一度ちゃんと整理をせなあかんと思ってきました。
2:05:34	おっしゃっていただける遮へい機能という意味でいくと、遮へい計算の中では、線源についた上で、堤てその線用地関係見た上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:45	必要遮へい機能がありますよねという計算をしますと、その計算をする ときの前提は、壁がそこに
2:05:52	というのが例えば前提になるとすると、その壁がそこに置いてくれるって いう要件は、
2:05:58	だっていうと、構造強度側で耐震ができますよということなので、遮へ い機能そのものが維持できることを耐震ができるっていうよりはその壁 がそこに建ってることを、
2:06:09	将来見た上で、それを前提に遮へい計算再編計算は再現計算をすると、 添付書類で位置付けになってるといってそれぞれの役割分担をちゃんとし ないと亀井さんが言ってるけどそもそもこれ全部ちゃんと網羅的にでき るのかっていうのは、
2:06:22	同じように、グローブボックスについて遮へい
2:06:26	を、だと思えます遮へい計算上は、引き続き社員の場合はその遮へいを 打った上で、そいつを車両線源専門家から今週講習になった従事者に対 して被ばくを、
2:06:39	与えないということ、評価上は見ますのでそれは正が遮へい、
2:06:45	脳機能がちゃんとグローブボックスのルールだけの体力で立ってられる ということは、構造側で動きとして見るんだというふうな整理かなと思 ってました。以上です。
2:06:58	規制庁コサクです。今の気づきの話でいうと耐震計算で部材評価してま すか。
2:07:21	はい。大木西田でございます。VRっての何て言うんすかね。
2:07:25	ポリカ遠藤みたいにそこにそいつがいること自体であれば重量として見 ますし、ボルトで取り付けてある阿寺冒頭強度なり何なりを耐震ができ ると。
2:07:35	いうことで
2:07:38	アボれないかということを見ていくということだと思ってました。
2:07:42	規制庁コサクですけどそれ一設工認で、
2:07:46	計算書ついてます、つけて、そのつけてました。
2:07:52	あんまり耐震計算でそんな部品のところの取付ボルトとかって聞いたこ とないんですけど、
2:07:58	実際、設計としてはやっていますということで、耐震施工に出ていますか というほとんどの方が多分Bクラス、機種

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:07	だった気もしますそこはちょっと事実関係を確認した上で整理をしたいと思いますが、以上です。
2:08:13	はい、規制庁コサクで結局そうすると、今の話を、方針として述べるってことになるんですけど。
2:08:21	そう方針として述べるにしても、今のって、構造共同。
2:08:26	で確認っていうことになるんですかね。
2:08:32	例えば落ちないことの確認って構造強度って言うんですかとかっていうようなことも含め、やってることが一はまるように話をしなきゃいけないってなると、
2:08:44	上出が言うように、
2:08:48	言葉足らずじゃないですかっていう気になるような気がすんですけどね。
2:09:14	はい。稲毛西田でございます多分ちょっとその整理を仕切せなあかんですね。
2:09:21	団信としてのこと、あと全体の設計として、役割分担っていうことかなと思います。はい。
2:09:31	あと、規制庁カミデです。その話は来週火曜日から地震 0002 でも、結局出てきちゃう話でそこでもう 1 回
2:09:44	今日の話も踏まえて、もう少しお話ができればと思いますけどそうすれば具体的に、ここでこう書いてあるのがおかしいんだというところをもうちょっと明確にした上で、
2:09:58	じゃあ等、そういう設計方針としてどうすべきなんかってところが、少し意識合わせできるかなと思いますので、ちょっとそういう意味で皆さんも別紙 4-8 とかあとは別紙 1 とか、該当部分はまた改めてちょっと、
2:10:15	見てですね、準備しておいてもらえればと思います。
2:10:22	はい。日本原燃瀬谷でございますはい。
2:10:25	来週 19 日ですね。はい。向けて、はい。事実確認とか頭の整理も含めてしておきます。
2:10:38	はい。規制庁、上出です。私からは以上ですかねこういう話を、随分前からやりたいと言っていて
2:10:48	なんだけど全然回答がなくてようやく、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:51	今日、ちょっとまともに話ができなかっていうところで大分遅れてる感じがしますがまた来週も話をすることで、よろしくお願いします。私の方からは、とりあえずは以上です。
2:11:08	規制庁竹田ですその他規制庁側から、耐震建物 30 確認ございますでしょうか。
2:11:15	規制庁コサクです。ちょっとこれも
2:11:20	これまで議論されてるんだと思いつつ、念のため確認なんですけど、
2:11:23	22 ページに、気密性の維持とあります。
2:11:28	その次のページには閉じ込め機能の維持というのがあります。
2:11:32	先ほど話したところで
2:11:36	発電所と機密性という意味合いが大分違いますと。
2:11:40	いったときに、
2:11:42	この言葉を使うんでしょかっていうところはもう、何か整理ついてるんでしょか。
2:11:56	少々お待ちください。
2:12:02	はい。日本原燃の瀬川でございます。
2:12:05	炉の方は、機密性という言葉を使う時には、外部への放出という観点それを抑制する意味での気密性という観点と、
2:12:18	やはり再処理と同じようにですね、緊対に対して、
2:12:22	インリークしてくるという観点、従事者の被ばくという観点、そういった観点到観点があって、そういった意味でですね炉の使い方と、
2:12:34	一致はしているかなというふうに認識しております。
2:12:39	わかりました。炉の方の二つの機密性の一つは使わない。もう一つ、居住性関係のところは同じように使うと。
2:12:50	ということで使わないと言ってる方は閉じ込め機能の方で拾っていく。
2:12:55	ということです。閉じ込め機能でよかったんですか。すみません。ちょっと、ちゃんと言ってない。
2:13:01	はい。2 本目のセガワでございますもう一つの方外部に放出するという観点の方は、再処理の場合は閉じ込め機能という言葉に置き換えてます。
2:13:10	はい。規制庁コサクです。わかりました。
2:13:21	その他規制庁加来川から確認ございますでしょうか。規制庁ハバサキです。この資料自体もかなり今までのお話で記載ぶりが変わってくると思うんですけども、もう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:34	そういう意味では先ほど来話に出てる閉じ込めの話なんですけれども、24 ページのところですね。
2:13:41	上から二つ目のパラグラフでええと 3 ポチでの取り組みのところの、その最後から 2 行目のところですかね。
2:13:52	結局その処置室としての構成を創出しないことで、閉じ込め機能ができる設計するとするという文言がありますんで、先ほどあるセルとか、
2:14:04	個別の装置とか、施設、施設とはまた別にここある意味では、建物としての評価だと思ってますんで、
2:14:14	建物の評価は、ある意味そうそうレベルとして構造強度を確保するという、
2:14:22	例えば 2000 万円を確保するということでの閉じ込めの評価を、今構造計算書の中でもですね、新しい計算書の中でも、今されてるんですけども、
2:14:32	ここで言う処理室としての構成を創出しないっていうのは、
2:14:37	ある意味閉じ込め機能としてはこれで十分だというふうに考えるんですけど、具体的にこれ、どういう状態をイメージしているのか、この文言が今後生きるかどうかわかんないんですけど、ちょっとここで書いてある記載の、
2:14:50	内容について説明をしてもらえますでしょうか事業者としての見解を、
2:14:56	はい。日本へのセガワでございます。これ冒頭上出さんから、再処理の特徴的な動的閉じ込めという部分をきちんとご説明しないとなかなか伝わらないところかなというふうに思っておりますが、
2:15:09	今ちょっと口頭で補足させていただきますと、
2:15:12	このセル、建物の中のセルですねセル等もですね、やはり動的閉じ込めとの合わせ技で閉じ込め金庫というのを担保しております。ですので、そのシェルという諸室、室ですね。
2:15:26	これは真壁、具体的に言えば、セルを構成してる壁、これが崩れ落ちさえしなければ、
2:15:34	動的機能排気機能と相まって閉じ込めを担保できるということでございます。
2:15:40	これは壁がですね、ボロボロボロと崩れ去ってしまいますと、幾らの排風機で引っ張っても、引き切れないということになりますのでその質を崩れ落ちないと、
2:15:52	ということがここで言わんとしてることになります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:56	はい。規制庁浜崎です例えば僕その耐震経産省の中で重要区域のあれで閉じ込め機能に対しては、2000 マイクロという許容限界を評価しますって書いてあるんですけども、
2:16:13	それとは、
2:16:14	違うわけですね今の説明は。
2:16:17	だから、要は、
2:16:20	ポロポロにならなくてもいい、7 ならなければいい。ただ、評価上は、その手前の 2000 マイクロを許容限界にしますっていう。
2:16:29	2 段構えっていうかそういうふうに考えているっていう理解でいいんですか。
2:16:34	はい。日本原燃野瀬。
2:16:36	秋山ですちょっとです例えはその前のページの 7 事業に関しては、前氏、例えばですけども、結果的に
2:16:47	永年内面が話すとかあるんだけども結果的にはその構造強度部材の
2:16:54	構造共同が許容限界を超えなければ問題ないっていうふうにこうまとめているこれ炉のやり方と一緒に思うんですね他の機能に関しても、そうとしてみた場合は、
2:17:04	構造強度で代表させてしまって、それが例えば 2000 マイクロ越えなければいいというふうにまとめちゃってるんですけども、まとめているというふうに理解してるんですけども。
2:17:14	とじ込みの場合は、
2:17:17	実際はその先に、
2:17:20	まだ終局に近い状態を許容するけれども、その手前の 2000 マイクロを、
2:17:27	教育委員会に考える、或いは先ほどのその動的な機能との合わせ技機能補助すると。
2:17:36	いうことになるという、そう理解すればいい、いいわけですね。そうそう。そうしますと、
2:17:41	すいません、カミデさんの横カラー、ちょっとあれですけど
2:17:46	おそらくそんな修正度に対して集客云々っていうのはこの説明には私はならないと思っていて、に大体 2000 マイクロの
2:17:57	大規模普通に設計基準であるんですけども幾つから、ただ、それでも本当がいいのか、2000 でいいのかっていうところは先ほど言っていた、動的閉じ込めっていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:10	特殊な概念が、中において 2000 円程度でもう大丈夫。こういう設計になってるんで大丈夫なんだっていうことをまずちゃんと説明してもらった上で、
2:18:22	具体的にこの閉じ込めについてはこういう許容限界しますっていう形で流れで説明をいただけるものと思ってますけど、事業者はそれで大丈夫ですかすいませんコサクですって重ねて申し訳ないんだけど、
2:18:38	その点もよくわからなくて、この資料だと、構造強度と機能、
2:18:47	維持を分けて書いているんですよね。で、
2:18:52	当時、今の閉じ込め機能でいうと、
2:18:55	16 ページですかね。
2:19:01	16 ページに、ここの部分で構造強度と動的機能電氣的機能と分けていて、
2:19:09	そ、分けてってのがいいのかわかりませんが、
2:19:12	その上で 10、21 ページにきて、
2:19:18	構造強度ではこうします、機能維持でこうしますと。
2:19:23	言っているんですけど、
2:19:25	それでいうと、3 ポツチで構造強度であって 3 ポツ 2 で機能維持で、一つ目に動的機能があり、
2:19:36	その次に電氣的機能がありでこれで終わるような気がするんだけどまた
2:19:41	先ほどの 23 ページのところ閉じ込め機能の維持と来るといので、どういう構成で何考えてんだってのが全然わかんなくなってますね。
2:19:53	その今の流れで、分解してってここはこの部分の話ですってしてるのか或いは、若干ハバサキとかが言ってるのはこの機能の維持の考えから構造強度の
2:20:07	判断基準を作ってるんだみたいなどの入口としての話なのかってどっちなんですか。
2:20:17	はい。日本原燃の瀬川でございますちょっとまずですね言葉の使い方として非常に紛らわしいことをやっちゃってまして、
2:20:26	16 ページに出てくる、閉じ込め機能維持、
2:20:30	というのはですねこれモック数の、
2:20:34	火災消火、
2:20:36	に特化した機能で閉じ込め機能という言葉を使っています。一方ですね先ほど来ずっと話している、最初の閉じ込め機能っていうのは、この資料上はですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:49	12 ページとか 13 ページに出てくる、静的な閉じ込め機能とか、動的な閉じ込め機能という言葉で表現してまして、おんなじ言葉をです、ちょっと違うように使ってしまったというのがちょっと混乱をまず
2:21:05	与えてしまっているところかなと思っております。
2:21:15	高坂です。でやればもうちょっと混乱しないように言葉作って書いてください。
2:21:22	いうことですが、それでいうと 23 ページは、どういう意味合いでハバサキが思っているような、入口論であってそこから具体的に許容基準ってどう定めていくんですかっていう、
2:21:37	ことでいい内容なのか或いは、
2:21:41	分解していったって、この観点はということなのかどっちですか。
2:21:45	はい。日本へのセガワでございます 23 ページの閉じ込め機能の維持というのはですね、先ほどの 10 何ページでしょうか再処理の方で述べていた静的な閉じ込め機能というものと、
2:21:59	法的な閉じ込め機能というものをミックスして、
2:22:03	それを合わせ技で、再処理としてのとじ込み機能というのはこういうふうに達成されますというのが 23 ページの解説の部分になってます。
2:22:16	規制庁コサクです。だとすると、やっぱり風値書き足りてないってことですよね、動的機能の話とかあまりちゃんと見えず、
2:22:27	一応その下に排風機が停止し云々とかっていうのなんか微妙に関連は書いてなくもないけど、でもそうでもないかな。
2:22:35	結局は崩れなければとは言われますけど、これも壁が崩れなければだけになってて扉はとか、
2:22:46	何とかが合い書いてないし、
2:22:50	諸施設としての構成には入るのかもしれませんが、結局ワー換気設備の設計で想定してる範囲内の状況を維持するっていうことであり、
2:23:04	そこが見えるようにまとめていただくってことがまずあって、それに維持するっていうことから、構造体についてはどういう設計をするのかっていうと、
2:23:15	床壁、天井についてはこうだし、扉部分については、こういうクリアランス表なり何なりという設計方針が出てくるってことですよね。
2:23:29	はい。日本原燃の瀬川でございます。コサクさんに今言っていたいた通りでございます。
2:23:34	はい、規制庁不足でそれをどこにどう変えてくってということなのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:39	なんですけど、この書類でどこまでの話を整理する必要あるのかも含め なんですけど、
2:23:45	どうなるんですかね。
2:23:50	はい。日本原燃の瀬川でございます。もともとの資料の、
2:23:55	といった部分をちょっと履き違えたかもしれませんが、
2:24:00	もともとのもくろみではそこまで踏み込んで書くつもりがなかったとい うのが実態でございます。
2:24:08	今日のやりとりでそういったところニーズというのが示されましたので しっかり資料の内容を充実化させていきたいと思います。
2:24:21	はい。状況は私はわかりました。ハバサキさんカミデさん。
2:24:26	足りない部分よろしくお願ひします。
2:24:29	規制庁ハバサキですちょっと内容に入っちゃうかもしれないんですが、 23 ページ 24 ページの閉じ込め機能のところの動的と静的機能を組み合 わせて機能保持しますというような時に、
2:24:43	例えば、交通強度を確保いたしますとすると、例えば 2000 マイクロで その 2000 マイクロのひび割れに応じた、
2:24:57	閉じ込め性能といいますか、機密とは違うんですけども、閉じ込め性能 が評価される玉田日比安部量に応じた、
2:25:07	こうす。
2:25:10	漏えい流ですね、漏洩量を担保する、on っていうかな、ごめんなさ い、ちょっと例えば多いんですけど、例えば負圧維持とするとですね。
2:25:21	負圧維持を担保するように、法的な機能を設計して、合わせて、機能以 上確保しますっていうことになるんですが、
2:25:31	今 24 ページに書いてあるような、
2:25:34	公正を喪失しないような状態と組み合わせて、動的な機能を、
2:25:40	を組み合わせるとですね、閉じ込め機能を保持しようとしているんでし ょうか。
2:25:50	はい。日本のセガワでございますん時、実態としては、先ほど来出てま す下壁の辺に 2000 マイクロ
2:26:00	といったところに収まることをもって、動的機能と相まってですねとじ 込み機能が喪失しないといったところを判断してきておりますので、
2:26:09	極端にですねロッカーが崩れるとかそんなことまでを想定してるもので はございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:16	はい、規制庁ハバサキですか。わかりましたやはりここ、文章が非常に説明が不足しているということでわかるような形。
2:26:24	紙で修正の方をお願いします。私からは以上です。
2:26:30	藤規制庁カミデです 24 ページの 3 行目で、
2:26:38	最初に私言った話とほぼ一緒なんですけど、
2:26:43	長尺厚いするために十分な容量を有するとともにっていうこの十分な容量ってというのは、設工認申請の関係でどういうふうに説明されるのかわかっていますか。
2:27:04	はい。日本イシハラでございます。
2:27:09	やり方としては今の話にもよると思う、直接絡んでしまうかもしれませんが
2:27:17	まずは、わかりにくい気が引っ張らなきゃいけない空間の容積等、負圧として設定しないといけない値位の関係をもって、
2:27:28	その負圧が確保できるだけの容量がありますよと、最低量必要と、実際に言うとの比較で十分余裕があるっていうところを、設置根拠に多分示さないといけないところかなって少なくともグローボックス、
2:27:44	新規の申請になる。ボックスは、そこの排風機の風量であったりインリークの量というのはもともと設定してますので、その根拠として、
2:27:56	排風機とグローボックスの隙間だったり教員ディックとの関係でそれぞれ容量の説明はしようと思ってました。はい。
2:28:07	はい。規制庁カミデです。
2:28:11	系設工認だと、そこまでグローボックスはどうだったかはあれですけど、それとかも含めてどこまでしてたかというあんまり書いてなかったような感じはするんですけど。
2:28:25	あれですかね今回改めて、説明するってということなんですかねどう、どうですかね。
2:28:47	はい。規制庁コサクです。原燃からノートがないみたいですけど、私はそういうことかなと思ってますけど。
2:28:55	過去の負圧逆転現象なり何なりといったときに、原燃の方からは設計思想は何も語られなかった以外思い出があってですね。
2:29:06	先ほど石原さんが言われたような設計思想をちゃんと整理をしておくということで、どの程度のものだったらどうという話ができるようになるんじゃないかなあというふうに、
2:29:17	ですが、原燃そろそろ回答いただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:28	はい。弓削西原でございます。
2:29:31	お客様の苦い思い出を作った情報人な気がしますが、
2:29:37	ちょっとどこまでももとの金融課が十分かどうかという、おそらく十分では、今までの過去のトラブルも踏まえて考えますと十分じゃないということも含めて整理をして、
2:29:49	とじ込みとしての
2:29:51	今回特に機能要求、業績方針的要求との関係をした上で教育になったものが果たしてその容量として設計上の整合として必要な、
2:30:01	機能性能達成するために必要なように思っているかと。
2:30:06	ということで説明をちゃんと説明すると、大体方針を含めて説明をするということは、最初にちょっと一度整理をさせていただきたいと思えます。以上です。
2:30:25	何か、外されてますか。
2:30:29	規制庁コサクですか峯さん。
2:30:32	どうですか。
2:30:37	はい。
2:30:38	すいません。ちょっと噂だったんで、もう一度説明いただけますか。申し訳ない。
2:30:46	はい。日本原燃石原でございます。僕それは前回今回、許可でもリーク量であったりっていうのをグローブボックスのオープンポートボックスもちゃんと設定をしてその根拠を説明するというのでやろうと思えます。一方最初の方も、
2:31:03	トラブルと考えますとやはり
2:31:05	負圧を維持するための必要な設計方針であったりそのために必要となる根拠、ベース条件ですねということをちゃんと
2:31:16	明らかにした上で、今回の新規制基準を設工認において、シミズズズキをちゃんと示すということの全体の枠組みというか整理をちゃんとした上で、
2:31:26	説明できるようにさせていただきたいと思えますということでした。以上です。
2:31:31	規制庁カミデです。すいません。ありがとうございます。
2:31:34	そういう意味で言うと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:36	あとはどこで示すかみたいなのところもあるので、耐震っていう感じでもないですけど、どの場でか、例えばその共通のヒアリングとかになるかと思えますけど、どういう場で話をしますか。
2:31:55	はい。富井西原でございます。最初に薬の立場にいながらも、ばっか話して恐縮ですけど
2:32:05	まさしくそれが共通 04 の中ではもともとはですね分割申請をするときの子事項として、
2:32:17	例えば薬とボックス排風機言わん会議申請だったと思います。ただしグループボックス全体は二階と三階に分割をされてくると。
2:32:29	いう時にボックス排風機を風量であたりが十分かということをして2回の申請の時に、全体で聞くべき体積であたり、グループとして考慮すべき事項の数字、クルーであたり局全部足し合わせた形で、
2:32:45	担保条件として、3回の申請開示も含めて全体を整理した上で、設定事務局長から説明をするというようなことを、分割申請での考慮事項として、共通のように書かさせていただいてますこれは以前ご説明をして、かつ
2:33:01	その負圧に関することは取り込めば、確か本当の基本を持っていますし、あとは、これは田尻さんからいろいろお話をいただいて、
2:33:14	ボックスも、
2:33:17	13時、出した閉じ込めのレベルのところを参考だと思えます。位置付けだったと思えますけど、閉じ込めと排気設備と換気設備の三つの上部、コラムになってましてどこで条文にどこの項目で、
2:33:34	我々説明するのかという整理をさせていただきます。そういったものをちょっとどこかで説明する機会を設定して、どう整理をするつもりなのかというのわかるようにさせていただければと思ってました。以上です。
2:33:48	はい。規制庁カミデです。何かMOXは、申請対象として明らかそうなのでよさそうですね。一方で私もちょっと勉強不足なんだけど、最初にもうそんな形で現行新設工認の変更申請の対象とな。
2:34:06	ているのかもしれないからその設計変わってないからいいですよって整理しているのかもしれないなと思ったんですけどそのあたり最終の状況ってわかります。
2:34:16	はい、日本エリアでございます。今言っていた通りの状態でございます最終の変更です条文ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:26	これ、ずっとコメントし続けてますけど別紙2のデータしかついてたはずで、有効ですということでそれが明らかになるようについていると思います。基本設計方針のところ、別紙1の
2:34:38	反映の別紙6で記念加藤関係を整理をしてもともと設計方針としてうたうものは県から変更ありませんということも説明をしていたという整理だったと思います
2:34:52	先ほど私が報告説明したようなこと細かなところまで踏み込んで多分説明をするとなるとちょっと今の状態だと苦しいかもしれません。以上です。
2:35:02	はい。規制庁カミデです。そうですねちょっとそれも踏まえて、どうするかっていうことを話した方がいいかなと思いますけど、全く変更がないかっていうと、
2:35:16	重箱の隅的などころを言えばですね、最初には昔エスワンせえとエスワン設計ですね、多分ね、節で見てなかったのかって、そうすると
2:35:29	クセルのクライテリアが今回変更になって、前は男性だったけど、今回はもう少しみたいなところ2000マイクロみたいな話だからそこが変更になってっていう感じもしますけど、
2:35:41	それを1点をもってっていう気もしますから、もう少し、ちょっとその辺整理して話ができればと思います。
2:35:50	はいニューシアでございますですね特に先ほどのコラボになっているところ閉じ込めの程度の構造設計等、こういう強度等、排風機能力がコラボになっているところで、
2:36:04	もう条件としてどういうことなんだっていうのを明確にしないと、今回の設計方針であったり添付書類計算の条件であったりクライテリアとの関係の説明が、
2:36:15	できないのであればおそらくとじ込み側もそういう連携がわかるように、設計条件なりを付与するということが多分全体のスキームかなと思いますその辺はちょっと最初にも、
2:36:26	今んと話をしながら整理をさせていただければと思います。以上です。
2:36:32	はい。規制庁カミデです。よろしく申し上げます。とりあえず私の方からは以上です。
2:36:40	規制庁コサクです。
2:36:44	先ほど少し話あった動的静的っていう話、
2:36:48	今更あれなんですけど、13ページにそのあたりが書かれていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:54	括弧書きのんな話であれば、従来から話をしている言葉なのであまり違和感ないんですけど、
2:37:03	補修浄化機能を動的な閉じ込め機能っていうことに相当私は違和感があって、これ構成してるものは全部静的機器って扱いで、
2:37:14	設工認なり何なり取り扱っていたようなものなんですけど。
2:37:18	これ何でこう整理してるんですか。
2:37:21	この整理ってどっかで設工認上出てきちゃっていて、議論しなきゃいけないことなのかどうかも含めてちょっと。
2:37:30	はい。日本原燃の瀬川でございます。私もですね今回この整理やっていて改めて見たときにこれが何か私、動的な動的動的なんだろうと。
2:37:43	いうふうに思ったところではあるんですが、こちらですね後ろの方に、許可の安重表をつけておまして、
2:37:51	もう当初からこういう整理をしてしまっていたといたところではか答えがちょっとなくてですね、どこだったっけかな。
2:37:59	29 ページ。
2:38:03	違います 29 じゃない。あん重機の表だから、
2:38:09	38 ページをご覧になっていただきますと、
2:38:15	これは許可についている表そのままつけておりますけれども、一番上の二つ目ですね。
2:38:20	この補修浄化というのは動的な閉じ込め機能というふうに整理を、当初、当初からですね、してきておりました。
2:38:30	何かとりあえずは、規制庁加来です。とりあえず状況はわかりました。で、この表でそう書いてあると言ってももうあれですよ。その前の表の方で言うとその言葉はなくて、
2:38:47	括弧書きの中だけが書かれてるんですよ。
2:38:52	そうですね。日本原燃の瀬川でございます。前の方の安重表ですと、括弧の中身だけですね、動的とか静的といった部分は、記載はないんですけども、
2:39:05	今回の整理でこの安重表とき、先ほどの中の機能表、これを融合させるというような作業や中で、
2:39:15	動的なんだというふうに見えてくるということです。
2:39:18	規制庁コサクです。それでですね、
2:39:23	こうまとめた時にワー

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:26	結局これ系統で意識をして書かれてるんじゃないかなと思ってまして、排気系統においては、静的機器もあれば動的つきもあると。
2:39:37	ということで全体としては動的になりますねっていう意味合いなんだろうと思うんですよ。
2:39:42	一方で分解していっちゃうと、それは静的機器動的っていうふうになってくるので、そのあたりこれの言葉だけに
2:39:52	囚われてやる必要はないんじゃないかなと。
2:39:55	いうふうに思いますのでその点も含めて整理していただければと思います。以上です。
2:40:02	はい。日本原燃の瀬川でございます承知いたしました。
2:40:14	千葉規制庁が他の確認でございますでしょうか。
2:40:20	よろしいでしょうか。
2:40:22	それでは日本原燃の方から資料の修正方針説明をお願いいたします。
2:40:28	はい、日本へのセガワでございます。その思いもよらない方向に、結構話し合いを読んでしまってちょっと同意をしておりますけれども、ですねまず
2:40:40	入口として、再処理の動的閉じ込めというのはどういったものなんだと、静的なものとの動的なものとの組み合わせで、閉じ込めが担保されているといった部分の全体像の説明これを
2:40:53	しかるべき場所に資料化して入れたいと思っております。
2:40:57	あとご指摘があった部分で、基本設計方針での機能維持の方針が添付書類側になると、構造強度だけ見とけばいいんだというような限定されたような記載になっていて、
2:41:12	そこがきちんと限定というよりはですね幅広く拾っていると、というような趣旨で、きちんと添付書類側もですね、
2:41:21	表現するといったところ、ちょっとご指摘も受けておりましたこの部分につきましては、来週、19日の地震00のですねヒアリングの場で今一度認識を認識合わせをさせていただければと思います。
2:41:38	あとですね
2:41:40	非常に大きなところで、
2:41:43	2324にかけてですね閉じ込め機能の部分ですね、こちら、動的機能の機能という部分に対して、この構造体っていうのはどういったところまでのクライテリアでもってですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:59	その閉じ込め機能というのが担保されるのかといった部分、あと、さらにですね常時負圧にするために十分な容量を有するといった部分について、どう施設工認上で示していくのかと。
2:42:14	そういった部分について遠いをいただいておりますので、これに対して、その所長方針といいますか、考え方といった部分をまとめさせていただければと思っております。
2:42:27	以上です。
2:42:32	ありがとうございます。今の説明規制庁側からコメントございますでしょうか。
2:42:42	よろしいでしょうか。
2:42:44	それで私の建物参事の確認は以上とさせていただきます。
2:42:49	それでヒアリング初めての、3時間近く経ってしまいますので、一旦休憩を入れたいと思います。
2:42:58	16時14分ですので、16時25分再開でいかがでしょうか。日本でどうでしょうか。はい。日本原燃仲間です。16時25分再開了解いたしました。よろしく申し上げます。
2:43:14	はい。
2:43:14	それでは25分に再開いたします。録音停止をお願いします。
0:00:00	はい、回収しました。
0:00:04	清庄野タケダです。それではペアリングを再開いたします。
0:00:09	次に確認する資料は、耐震建物13になります。その資料について、日本原燃の方から説明をお願いいたします。
0:00:19	はい。日本原燃イナヅマです。
0:00:22	あと7月11日に提出しました、回収建物13設計を地下水の設定に関わる、
0:00:28	補足説明書について補足的に説明すべき事項について説明いたします。まず冒頭、文書につきましては前回の資料提出ヒアリングから随分時間が経ってしまいましたの、提出になってしまいました大変申し訳ございません。
0:00:42	こちらにつきましては、内容的にですね、設計用地下水の設定というところに関わるですね、地下水の分布ですとか、せや地下水排水設備の設計、
0:00:54	また液状化の検討の方針ですとちょっと内容が多岐にわたってございましてそちらのところにもまとめるのにですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:01	ちょっと時間を要してしまったというところで、こちらの方資料の提出が遅れてしまいました。大変申し訳ございませんでした。
0:01:09	レポートの方、ちょっと中身の方説明させていただきます。前回までに説明しました資料から変更した部分につきましては下線でお示した通りの部分になってございます。
0:01:18	記載の 10 時間充実化ですとか、週選定等、
0:01:22	資料の 5. の部分についてご説明したいと考えてございます。
0:01:27	あと 1 点目は、資料の構成でございます。通しの 2 ページ、目次の部分をご確認ください。
0:01:35	こちらの資料ですけども、修正前の資料におきましては、敷地周辺の地下水からの説明を始めていたところでございますけれども、説明の流れとしまして冒頭で設計を地下水に関する
0:01:49	方法書述べた上で、設計を地下水を設定する施設、
0:01:53	市周辺の地下水の状況、
0:01:56	地下水配設備との行き来関係。
0:01:58	地下水排泄に囲まれている建物構築物、地下水排水の外側に配置されている建物構築物について説明するような構成に見直しました。
0:02:08	2 点目は、設計用地下水を設定する対象施設の選定に係るご指摘への回答でございます。
0:02:16	資料の通しページ 7 ページ以降について対応してございます。
0:02:22	こちらにつきましては、今回、新規制基準における設工認申請において、対象となる建物構築物が網羅的にしっかり抽出できるのかと。
0:02:33	いうご指摘に対して改めて整理、抽出した結果を反映いたしました。
0:02:40	3 点目は、資料の通しの 28 ページにあたる部分でございます。この方向をご確認ください。
0:02:50	こちらにつきましては、前回までは、ピットの位置ですとかポンプの有無のみを記載してございましたけれども、今回フェイス工認において、地下水位を低下させると。
0:03:00	いう対象施設と、周囲の地下水は設備の関係を踏まえてグルーピング化、
0:03:06	結果等その耐震性を確保するキットシャフト等が識別できるように修正を行いました。
0:03:14	続いて 4 点目でございます。資料の通しの 36 ページをご確認ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:24	すいません。30 キロ。
0:03:29	それ 38 ページですね、申し訳ありません。
0:03:32	18 ページをお捲りください。
0:03:33	こちらの後半にですね、
0:03:38	地下水配設備に期待する機能と、耐震性に当たるというところでこちらにつきましましては、耐震性以外に期待する機能として、動的表示の典型的な時間がかかる考え方について、
0:03:50	追記し、記載の充実化を図りました。
0:03:53	続いて、5 点目でございますけど、通しの 165 ページ以降の別紙 2 のシリーズでございます。
0:04:03	こちらにつきましましては、液状化の影響確認結果を追記したところでございます。こちらにつきましましてはこの資料ではもともと液状化の評価方針という登録さえしてございましたけれども、
0:04:15	こちらにつきましましては、もともとの耐震化でも 23 の、竜巻防護施設の耐震評価の一部として、その液状化評価結果を記載してございましたけれども、
0:04:24	こちらにつきましましては、方針とあわせて、結果を記載した方が成立しているのではないかという間判断をしまして、
0:04:32	こちらの会社でも 13 の方に、その液状化評価における結果を、
0:04:39	記載を移したというところで整理をいたしました。
0:04:43	以上は主、主な修正点でございます。
0:04:46	あと最後にですね、資料の提出の方にですね改めて資料を確認しているところ、
0:04:51	詰めにですね、不具合が生じているところがありましたのでこちらの方についてちょっと説明差し上げます。
0:04:58	具体的に申し上げますと、99 ページ以降にですね、塩ヅ新野シリーズで断面図を記載してございます。
0:05:07	代表を申し上げますと、通しの 135 ページをご確認いただきたいと思えます。
0:05:15	こちらにつきましてええと、
0:05:17	本来ですと近い木曽の下にですねMMRが存在してるんですけども、こちらを記載したレイヤーがですねちょっと適切に表示ができていないと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:26	いうところで不具合が生じてございます。こちらにつきましてはちょっとほかの部分も合わせまして、久保山中井の方について現在再チェックをとってございます。
0:05:35	本日のヒアリングを踏まえました資料大祭提出という際にはこのようなことがないようにですね、適切印鑑面が示されてることを確認することを、
0:05:44	対応していきたいと考えてございます。
0:05:47	等の説明は以上でございます。
0:05:51	規制庁竹田ですありがとうございます。
0:05:54	それではこの資料につきまして、規制庁側から確認がありましたらお願いいたします。
0:06:01	はい。規制庁カミデです。筑西排水設備関係で、まず幾つか確認したいんですけど、
0:06:11	説明にもありましたけど7ページのところで、網羅的に確認しましたっていうことで、説明があり、その次のページに表がありますけど、
0:06:25	配置図で探しましたって言われてるんですけど。
0:06:31	もともと設工認の申請対象施設の選び方っていうのが、事業者なりに決めてあって、まず秋岡の文章なり、
0:06:42	から見てさらに詰め、
0:06:45	劇形だと背景系統すから。
0:06:49	またさらにみたいな話だったと思いますけど、今回なんかいきなり配置図になってるっていうのはそう。その辺の関係等、その辺の考え方と、どういう関係なのかって説明いただきます。
0:07:05	はい。日本原燃の東です。おっしゃる通り、事業許可の連続性といえますか正門というところでは
0:07:13	契約まで押すのは、説明している文章並びに図面、配置図等から、しっかり網羅的に抽出されているというところを確認したというところでございます。今回文章上ですね、
0:07:26	この文章文章というか、事業許可上の説明する文章ですとか、そういうところの説明がちょっと足りない部分があったので、ちょっと改めてちょっと文章の記載については、
0:07:37	正確に記載するような形にしたいと考えてございます。以上です。
0:07:43	成長カミデですか

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	なので、やってることは他の設備選定と同じですっていう回答だと受けとめましたけどまずそういうことです。
0:07:54	日本語になるんです。はい。申しわけません。そのような認識でございます。
0:08:00	はい。規制庁菅です松野ありました。で、表土中身で8ページとかで、
0:08:08	まず凡例で、
0:08:11	丸とバーがあってバーが当該条項に、
0:08:16	に、
0:08:16	適合しない建物構築物って言ってるんですけど、
0:08:22	適合しないっていうよりは対象じゃありませんよという話だと思うんですけど、
0:08:31	例えば9ページは全部バーですけど、
0:08:38	9ページぐらいだったら大丈夫。すごい、本当に安全機能を有する施設にも入ってないようなものも何か、放射線構成機器構成建屋とか全然関係ないらしいんですけど、
0:08:51	それ以外はCクラスであっちクラスの間接支持であっても、七条は最低限対象に入ってると思うんですけど、これはどういう意図で表をつくられているのか教えてもらっていいですか。
0:09:07	はい。今回のイナヅマです。皆さんがおっしゃっていただいた通り、耐震という観点で耐震性の適合という観点では、7条に関連する新クラスですとかBクラス単独のあるところというところで認識してございます。
0:09:22	この資料としては成績の維持ですとか、そういった観点で
0:09:28	対象や建物構築物がフィティングさせる必要があるかどうかという観点で0%を切ってございますのでそれがちょっとわかるような形で、
0:09:38	記載は、丁寧に間違いのない正確な、ちょっと文章に、注釈をつけるなり、対応したいと思ってございます。以上です。
0:09:46	規制庁上出です正確な文章にすると、この丸野説明ってどうなるんですか。
0:09:59	2番目のイナヅマです。今考えてるのは7条に適合するという意味では、七条のうちSクラスと間接支持ですかそういったものを、
0:10:12	に対応する建物というふうになるかと考えてございます。
0:10:18	藤規制庁カミデです。そうすると、また表題との対応もまたよくわかんなくて表題は設計用地下水を設定するってなってる、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:29	の話だと0は、Sの間接支持なりそれ自体がSだったりってことみたいですけど、
0:10:39	それと設計を地下水位を設定するっていうのがイコールなのかっていうのがよくわからないんですけどちょっと繋がりを説明してもらっていいですか。
0:10:50	はい。日本原燃の東です。今回の新規制基準におけるこの申請という、丹におきましては、今回申請する建物構築物というところでは、数、
0:11:03	機能維持ですとか、そういったところに対するものが対象となっているというふうに認識してございます。
0:11:09	その上で、そのS sの評価を行うという前提として、設計地下水を設定する必要があると考えてございますので、
0:11:17	今回、8ページ以降のような所の、
0:11:22	このポチについて、
0:11:25	今回設計地下水を設定するのかどうかという観点で、丸とバーをつけているといったものでございます。
0:11:33	と規制庁カミデですよくわからないんですけど、マルついたものは、地下水排水設備を使って、地下水の低減を、
0:11:46	見込めるものなのか、地表面に設定するっていうものにおいても、おんなじ0として表現してたのかっていうとどっちですか。
0:12:02	日本原燃有山です。江藤、あと今のご質問に対してちょっとまずお伝えさせていただきますというところをですねと。
0:12:12	3ポツですかね、65ページ以降で記載しているところにつきましてはまだ
0:12:17	地下水排水設備に囲まれてるあくまでその機能に期待するしないというところがまだ入ってきていなくてですね、ここでは、設計用地下水をS sなり、評価する際に、設計を地下水をどのように、
0:12:33	ちょっと地表にするのか、
0:12:36	板上にするのかというところを含めてですね、まず積極地下水を設定するのか、必要があるかどうかと。
0:12:42	いう観点で、的場をつけているといった表になってございます。
0:12:48	はい。規制庁深見です。わかりました。まずは前段のところっていう感じですけど、じゃあ、設計用地下水を設定するものしないものの分け方っていうのはどう考えてるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:05	日本語で全員集まり、すいませんちょっと回答の繰り返しになってしまうかもしれませんが今回の申請、ちょっと第1回ですか。講習会を含めた申請においてですね、
0:13:15	今回、地震動として基準地震動はQ S Tが変わってございますので、S sによってを行うものに対しましては、
0:13:25	適用地下水を設定する必要があるというところで、丸とバーをつけてるというそういう区分けにしております。
0:13:33	はい。規制庁カミデですそこなんですけど、なぜS sだけでいい、いいかっていう考えを説明してもらえればと思うんですけど、いかがでしょう。
0:13:50	2番目のイナヅマです。おそらく梶さんおっしゃってる単純Bのものですとか、単純椎野建物におきましてもおそらく再設計を行う際には、地震動は、
0:14:01	法的である程度液種等、設計地下水を設定する必要があるのではないかとということかと思えます。そのあたりについてしっかり文章ですとか表中で表現できてないというふうに認識し、認識しておりますので、
0:14:14	そこはわかる形で、
0:14:17	説明すべき事項は、しっかり説明的にしたいと思っております。
0:14:23	はい。規制庁管です。BとかCでもスケール評価しなきゃいけないと思ってるわけじゃないですけど、何でこれでいいんだっていう、そういう、
0:14:35	絞り込みをするときはちゃんと考え方を述べて欲しいっていうのが問題意識ですからきちんと説明をするようにしてください。
0:14:45	井上イナヅマです。はい、かしこまりました。ご指摘踏まえて、説明すべきところ、
0:14:51	表現できるようにしたいと思います。以上です。
0:14:55	はい。規制庁梶です。その上でちょっと具体的に丸のつけ方みたいな話を聞いてもしょうがないのかもしれないんですけど、8ページでいうと、
0:15:07	非常用電源建屋を31条。
0:15:10	関係ないってなってるんですけど、
0:15:14	重大事項対処設備として、所内高圧系統とか訂正登録されて、
0:15:23	その間接支持構造物に当たってるんじゃないかと思ったんですけどその辺って、
0:15:30	どこまで今精度を確保できてるんですかね、この表は。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	大上のイナヅマです。はい。本件につきましてもしございませぬ。ちょっと今即答できませんのでちょっと確認して、他の建屋につきましても同様にですな、同じ観点で確認したいと考えてございます。以上です。
0:15:53	はい、規制庁幹事ですわかりました。ぱっと見て保管庫もあれって感じだし、
0:16:00	そんなところでまだなのかな、あんまりちゃん。
0:16:05	ちゃんと精緻に見てないのかなっていう気がしたんでそこは精査をしてもらうということだと思います。で、次ちょっと15ページぐらいまで進みますけど、15ページにいくとこれ波及影響として何かまた、
0:16:19	今日分けていて、分ける理由もあまりわからないなと思いつつ、
0:16:26	最初にで言うと、
0:16:29	ていうか1.2S sの条項が、
0:16:33	なくなったように見えるんですけど、なんで波及影響に行くとそれ考えなくていいのかっていうのがよくわからないんですけど、単純にぬ形ですか。
0:16:54	はい。日本原燃鳴海です。ご指摘の通りちょっと抜けてる部分があるかと思ひますのでちょっと改めて先ほどの表の8ページあたりと合わせまして、
0:17:05	正確な形で記載するようにしたいと思ひます。以上です。
0:17:11	規制庁神戸です。わかりました。で、
0:17:17	あとはその申請書との関係で、
0:17:22	羊水量を掛け今回室確か仕様表に書くんじゃないかと思ひましたけどその辺の根拠とかかっていうのは、どういふふうに示すとか、今考えあります。
0:17:38	はい。日本語イナヅマです。温風ですか。まだ地下水排水のポンプですか、はい。蓄圧ついてですな。
0:17:48	使用につきましては申請の際にですな仕様表という形で、その容量等のですとかその根拠についてお示ししたいと考えてございます。以上です。
0:18:00	はい。規制庁菅です。わかりました。その根拠って、
0:18:05	根拠
0:18:07	添付書類の中で根拠を示しますってということですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:16	はい。日本原燃の東でございますこちらにつきまして商標に義務づけです、設定根拠の今後説明資料ですね、これの方で説明したいと考えてございます。
0:18:30	はい。規制庁菅です。わかりました。
0:18:33	あと
0:18:35	30 ページなんですけど、
0:18:37	事前に資料を確認したときは、何とも思ってなかったんですけど、先ほどの、
0:18:45	30 番の資料の議論の後に見ると、ここにある機能って、何かさっき出てきた機能じゃないなっていう感じがして、
0:18:57	これらを 30 条に、エントリーするっていうよりは、30 条 30 代から 30、30 番の資料で、
0:19:08	払えっていうよりは 30 番の資料で最初に施設なり MOX のその機能っていうのはこれこれだと、
0:19:17	一応上げてるわけですから、その機能に、
0:19:21	それらに鼓動ぶら下がってるのがこの集積のっていうのはどこにぶら下がってるかとか、電源だったら電氣的機能機能とあってあったと思いますけど
0:19:33	ちょっと関係をちゃんとしてもらわないと、何かいろんな耐震の資料で、思い思いに機能の名前をつけて、それが
0:19:45	あまり整理されずに、いろんなところによって、あんまりよろしくないと思いますからこの辺りちょっと気をつけて、記載いただきたいと思いますが、大丈夫ですか。
0:19:57	日本原燃湯浅です。はい、かしこまりました。私の方も先ほどの貸借の 30 の議論を聞いてございましたのでそちらの担当者と含めて、こういった機能の、
0:20:08	記載の仕方等については、しっかりですね
0:20:11	説明できる正確な言葉で記載したいと思っており、こちらにつきまして地下水排水設備そのものの、
0:20:17	機能を記載してしまっているというのがございますのでその再処理ですか MOX の安全機能とちょっと、
0:20:23	違うというところを含めてですねわかるような形で整理したいと考えてございます。以上です。
0:20:31	はい。規制庁カミデです。あと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	ちょっと進んでまた進みますけど 38 ページで、すいません、規制直接いっぱいいきそうなので、ちょっと聞きそびれたというか、よくわからなかった。
0:20:49	整理されているんだと思うんですけど、8 ページの須磨瑠羽、ペケでよくわからないみたいなところの話だったと思いますけど、
0:20:58	保管庫のところもよく、どうのこうのって言っていたのは、どんな話でどういう検討されるのかを説明していただけますか。
0:21:11	はい。日本原燃夏目です。衛藤。実際ご指摘いただいたのは非常用電源建屋ですとか、本郷のそれぞれ適用する条文といますか、適用式適合しなければならない条文について、
0:21:24	しっかりその中にある機能ですね、持っている機能を含めてこのようなマルを付けるのか、ほんとに場なのかというところにつきましてちょっと改めてですね、
0:21:35	その持っている機能等を含めて、整理したいというふうに考えてございます。以上です。
0:21:41	直轄って言われたのは非常用電源っていう話でしたけど他のことん逆にあってですね。
0:21:48	保管庫だと何で 1.2 S s だけなんだっていう感じになるんですけど、
0:21:53	その辺りってどういう。
0:21:55	今何か意図があってこうしてるってことなのか考え不足なのかっていう、どっちですか。
0:22:05	日本原燃成宮少々お待ちください。
0:22:10	日本原燃の須川でございます。
0:22:12	保管庫貯水上ですねまた貯水上のところは、トリガーになってるんですけども、
0:22:20	貯水量自体がですね、設計基準設備でいうところの水供給設備、
0:22:26	代替設備という位置付けにな許可上そういう整理をしております、
0:22:32	A D D のですね水供給設備っていうのが、C クラス、
0:22:36	あったと、その代替設備という位置付けになるので、この 7 条とか 31 条の要求がですね、77 条は設計基準か。
0:22:46	最後、33 条要求ですねこちらのものもとの大体 1 が C クラスということでバーになっている。一方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:55	地震要因とするS Aに対処するためにこの貯水上という使えますので、1.2のところ丸がつくと、そんな整理をしていたところでございます。
0:23:05	規制庁コサクです状況はわかりました結局さっきのBC云々という話に関係してくるってことは理解しましたけど、一方で今の1.2の話のところの使い方ってということになるとですね、
0:23:18	補給機能ではなくて、
0:23:22	外部ループそのものなんじゃないかなと思ったんですけどそうするとSクラスになるような気がするんですけどいかがですかね。
0:23:32	日本4年のセガワでございます小コサクさんのですねおっしゃる通りですね私も、
0:23:39	本来これだいたい安全冷却水系、安全冷却水系の代替者というふうにとらえるべきじゃないのかというふうに思ったところなんですけれども、今度ちょっと、
0:23:50	当時許可の時にしっかり私ここが関与してなかったせいもあってなのか。
0:23:55	水供給の代替という位置付けになってしまっていたということです。すいません。
0:24:03	はい。ちょっと
0:24:04	許可でどこでどう書いてあり、ここでどうリカバリ取れるのかも含めてちょっと検討いただきたいと思います。特に水供給の関係だといろんな供給元として使ってて、こっちの意味だとこっちの意味だとこうと。
0:24:19	ということですし、制限というよりは、実際には戻して、ループ脳経由先になってるとということもありますね。
0:24:28	意味合いがいろいろとあるところをとらまえて整理をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします結果としては1.2S s対応とるので、あまり問題はないんですけど、
0:24:41	はい。それまでそういうのも含めて、この表の精査をしていただければと。
0:24:46	ます。
0:24:47	あと、
0:24:49	話幾つかありましたけど地下水排水設備自体のう。
0:24:54	位置付けをどうしてどう説明していくかということが話あったとは思ってますけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:01	ちょっとすみません私がうろ覚えだったので、申し訳ないんですけど、基本はあれでしたっけ縦文建屋のところに附属で書いていってその時に使用も書くと。
0:25:13	いうことでしたっけ。
0:25:16	日本原燃の東です。はい。今福さんのおっしゃった通り建物附属としてその最終評価の際の、地下水を維持すると、手かせておくと。
0:25:25	いう観点での設備として理解してございます。
0:25:29	はい。規制直でそうすると通常仕様表に書く仕様の設定根拠みたいな話っていうのは表でピシッとその設備として登録されるというようなイメージだったんですけど、
0:25:44	そういう附属物についてもう
0:25:48	位置付けてしっかりと書いてくんだっていうことで整理を進められているっていうことでいいですね。
0:25:54	日本語になります。はい、河内柏原設備につきましてはその使用先ほど申しあげましたポンプの性能ですとか、
0:26:00	そういうところにつきまして使用表でしっかりお示しさせていただきたいと考えてございます。以上です。
0:26:06	はい。規制庁コサクですその時に、
0:26:09	ポンプの数とか、そういうところもたくさん時、本とか、そういうところも仕様表で表現になったんですけど、通り越すですとか、
0:26:20	今日、要領を含めて、しっかり説明できるような、申請をしたいと考えてございます。
0:26:26	はい。さらに、先ほどの機能のところにも話ありましたけど、検出器とかそこら辺っていうのはどうなります。宇井ですけど、昨日のところにも話ありましたけど、共通の06側で整理してございますけれども現在
0:26:45	地下排水につきましてはポンプの性能ですとか、立野H近くの検出器、こちらにつきまして仕様表にその仕様につきまして、記載したいと考えてございます。
0:27:00	はい、わかりました。一方で制御盤とかも、先ほどの表には書かれてますけど制御盤自体は他もあんまり明示的に書かれてないような気がするんですけどそこは方針で読めて、
0:27:16	何だろう。
0:27:17	K C計測系とかで
0:27:22	計測系のすみません、正しい名前思い出せないんですけど、構成等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:30	という言葉だったかな。
0:27:33	説明書があると思うんですけどそういうのも同じように作られるんですかね。
0:27:42	日本原燃の中出です。今のところですね申請、設工認の展開としましては、いわゆるこの水系統ポンプを制御する専用盤でございますけども、
0:27:53	いわゆる口頭耐震計算書のみでちょっと今考えております。あとは、ちょっと検討中でございますけども、必要に応じて、いわゆるその耐震計算書に補足説明書に関するところで、
0:28:06	その専用機能なりちょっと説明を、
0:28:10	考えております以上です。
0:28:16	先ほどの設定根拠わあ、他と合わせて設定根拠説明書で書くと言っておきながら、計装系能構成については、
0:28:26	付則をつくれと言われてもちょっと成立しないような気がするので、
0:28:32	基本的には同じように、
0:28:35	同じような書類は作っていただきたいと思うんですけど、
0:28:38	それが耐震計算書の中計装系の構成図とかっていうのが書かれるというのがいいのかどうかというのをよく考えて整理いただければと思います。
0:28:51	日本原燃の中谷です。そ、そうすると一応計測制御系統施設側ですね、申請状況を見てですねそれに踏まえてですねちょっと整合を図るようにちょっと、
0:29:03	確認してですね、対応したいと思います。以上です。
0:29:07	はい。規制庁不足ですよろしくお願ひしますそれは電源も同じだと思いますので電源だと、容量計算ですとか、
0:29:17	単線結線図だとかというような書類が整備されることになると思いますので、それについてこの本件をどういうふうに入れ込んでいくのか或いは別で定めるのかと。
0:29:30	というようなことを、多分、こっちはまとめる方向の方がいいような気がしますけど。
0:29:35	整理をお願いします。それ具体の書類はまだ作られてないと思うんですけど、書類構成とかっていうのは共通の当初のところ、補足の中ですすねすでに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	全体体験をこうしますで、今回はこの部分をこういうふうに書きますという整理がありますので、早急に認識を合わせてそ共通の書類の中で落とし込むようによろしくお願いします。
0:30:06	日本原燃の中矢です。この電源機能電源の中にいわゆる非常用電源設備というのがございましてそちらの方はですね今回多分電気設備側の非常電源系統側の申請書をですね、
0:30:21	まとめられて、まとめられると思います。あと今回ちょっと一部発電機というものがありますんでそちらの方はですね、ちょっと電気設備は
0:30:31	申請を踏まえてですね先ほど計測制御系統と同様にですね、申請内容を見、見た上でちょっと整理したいと思います。以上です。
0:30:41	はい。そんあコサクです。ありがとうございますで、その結果を、その共通 06 でしたかね、なり 08 なりちょっとわかりませんが、
0:30:53	まとめてその状況も教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:30:59	日本原燃中谷です。了解しました。
0:31:03	規制庁補足です。
0:31:05	もう一つだけちょっと確認なんですけど、
0:31:09	藤。
0:31:11	29 ページ 2、施設図ということで、記載されていて、これが
0:31:24	今度断面っていうこと
0:31:29	すみません何ページだかちょっとずっと開けてないんですけど、後ろの方で建屋断面で記載をされていて、もう
0:31:40	医師建屋に寄って、
0:31:45	ピットが建屋内にあたり、建屋外にあたりというふうに見えるんですけど、その辺りの設置の考え方ってどうなってるか教えていただけますか。
0:31:58	はい。日本原燃イナヅマです。6 体を申し上げたいと思うのでちょっとページで言いますと、
0:32:05	追えば、クドウ、
0:32:08	113 ページですかね、ちょっとこれを例にとってお話させていただきたいと思います。
0:32:15	これ、下部にですね D 立面図というものを示したの方ですね、記載してございますけれども、こちらの方すいません実際のキープランを見てい

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ただきますと、建屋に対しまして、立面ですので、南側から見た図になってございます。
0:32:31	ですので実際B立面でピットシャフトは四つあって真ん中の二つがですね、建屋内にあるように見えますけれども実際はCを取り囲むようにですね、基礎ピット着とございます。
0:32:44	その辺の考え方としましては、建物を要するに2ピットシャフト立てて、それを囲むように集水管、またその下にサブドレン管を敷設しているという考えで、地下水を吸い上げて、
0:33:00	修正して排水してるというのが基本的な考え方になってございます。以上です。
0:33:05	規制庁加来です。今言われたところでいうと建屋内の不要に見えるけど全部建屋外です。駄目の取り方で、中に見えちゃってますってことですか。
0:33:16	日本原燃伊奈です。はい、おっしゃる通りでございます。
0:33:21	規制庁コサクですそうすると断面というよりは安井になってるってことだ投影図ってことか。
0:33:29	日本原燃の東です。おっしゃる通り、確かに図の方のタイトルはですね。建屋の断面図と記載しているところが、誤解を招く原因となっておりますので、その
0:33:41	実際は立面ですとか等を記載してるところが、成果のところでございますんでちょっとタイトルの方、見直させていただきたいと思います。以上です。
0:33:50	はい、規制庁不足です。状況はわかりました。なので先ほどの配置のやつでいうと全体的にその建屋の外側にピットが設置されているという図になってるということですね。
0:34:05	日本原燃阿久津はい、おっしゃる通りでございます。
0:34:08	はい、規制庁不足です状況はわかりました。その上で、ピット等の蓋の仕方なんですけど、全体的に
0:34:20	地表面に合わせてルールってことだと思うのでそうすると雨水なり何なりが侵入してしまう。
0:34:28	と、このピットの
0:34:31	ところで影響を与えてしまうので止水性を持たせてるってことだとは思いますがそのあたりの設計方針なりなんなりってどうですか。
0:34:45	日本原燃の桜庭です。ここはですね下のピットの中に設置して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:56	います。これは何か当社とかが流出を防止するためにやると。
0:35:02	ただポンプとか設置するところについては耐震耐震性を持たせていきますので、二つが上にシャフトの上に、
0:35:13	何だ、コンクリート根巻きがありまして、そういう水が入ってこないようにはなってますけど、はい。
0:35:22	規制庁コサクです。そこら辺をどういうふうに明記してますかっていうところで、それがその設定根拠にも繋がってくるので、
0:35:32	或いは、健全性に繋がってくるのでっていうことなんですけど、整理できてますか。
0:35:44	日本原燃桜庭です。ポンプ、
0:35:48	を設置するところについてはシャフトふシャフトび、サブドレインのシャフトピットを耐震化していきます。
0:35:59	ただポンプを設置しないところについては下の集水管が生まれないように、蓋をかけていくというような方針で行ってます。
0:36:11	規制庁コサクですちょっとかみ合っていないんですけど、
0:36:17	まず、
0:36:19	形式的に言うと、今言われたようなこと言われたことだけでも足りないと思ってんですけど、
0:36:28	設工認図書の設計方針なり添付書類での数、詳細設計の説明なりというところで、明確にしてください。
0:36:40	ということで、おそらく、今そこまで考えておられなかったようなので考えてくださいっていうことと、
0:36:47	それを踏まえて、
0:36:53	とまずうポンプのところであれば、温風の置かれる環境がどういうことなのかという説明に繋がるということだと思いますし、
0:37:03	止水性と言われ、お話ししたのは、
0:37:08	ポンプの排出能力と、
0:37:11	いうときにどういう水の流入を考えるのかと。
0:37:17	いうことの中で
0:37:21	当然地下水になってからっていうところの設定ってのはあるんですけど、
0:37:26	上からの雨水の侵入っていうのをある程度考慮してやるのであればそういう考慮の範疇で設計しますということでしょうし、止水をすると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	なのでその容量根拠の中には含めませんということであれば止水性をうたっていたかと。
0:37:45	ということだと思ってます。
0:37:49	私の
0:37:51	話してることは理解いただけました。
0:37:53	はい。日本原燃桜庭です。理解しましたそれはわかるように、きちんと記載してと思います。はい。
0:38:01	はい。規制庁蘇武です。そこら辺もどういうふうに書きますというようなことを少しわかるように、
0:38:08	どこかで書いていただいて、それぞれの関連性を見て、資料がチェックできるようにということで対応よろしくをお願いします。
0:38:17	はい。日本原燃桜庭で了解しました。
0:38:22	規制庁コサクです。私からは以上です。
0:38:27	藤規制庁紙です。
0:38:30	今あったような話が何で起こるのかっていうことを考えるとやっぱり建物附属設備っていう整理であるから、
0:38:40	ちゃんと意識合わせしなくてはっていうことなんだと思いますけど、
0:38:46	建物附属設備ってそれは安全機能を有する施設の範囲に、
0:38:52	はい。またその是正関係であれば重大事故と対象設備には入ってるってことなんですかその辺ちょっと整理を教えてください。
0:39:06	日本原電があります。現状の整理とはせずに、単純に建物附属的な整理というふうに認識してございます。以上です。
0:39:19	藤規制庁カミデです。建物も安全機能を有する施設であり、重大事故等対象施設Ⅱ、全体としては重大事故等対象施設ではないけども、それを収納する施設っていう登録なので、
0:39:33	同じってことなんじゃないかなと思っていて何を気にしてるかっていうと、安全機能を有する施設、14条から15条から、
0:39:43	要は共通的な施設設計の条文があるじゃないですか試験性とか、かかるところ、それがちゃんと地下水排水設備たちにかかっているのかっていうところを、
0:39:57	確証を持ちたいなと思ってたんですけど今はどう考えてますか。
0:40:10	日本原燃矢嶋少々お待ちください。
0:40:27	日本語になって申し訳ありませんちょっと今打田

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:31	安全機能を有する設備としてしっかり整理するかどうかとちょっとそこを列挙を整理して、ご回答差し上げたいと思います。以上です。
0:40:40	規制庁カミデです登録としてそうするかっていうことと、登録しちゃえば全部かかるし、そうではない整理にするにしても、これらの共通的な、
0:40:53	要求に対する設計手当はしますって宣言をしてもらってということなんだと思ってますんで、どちらにしてもきちんとそういうのがわかるように、
0:41:03	してもらえればと思いますが、よろしいですかね。
0:41:08	井上リーダですはい。かしこまりました。
0:41:12	規制庁コサクです。
0:41:14	今の通りなんですけど、一応私の理解、
0:41:18	言うと、
0:41:21	建屋自体は
0:41:24	安重設備とは言っていないというようなことだと思うんですけど、でも関節痛指示、
0:41:31	機能があって、機能は維持しなきゃいけないっていうことは共通理解であり、
0:41:36	そうするとS Aの方でも同じであって、この建屋がそういう理解なのであればその機能を支える、排水設備についても同じであろうと。
0:41:51	ということからすると、機能維持をしっかりと同じように、同等でやっていくんだと、いうことだと思って、少なくともこちらは言います。
0:41:59	で、ただ、同意同等と言ってもねっていう思いがもしかしたらあるん。
0:42:05	じゃないかなと思うんですけど、そのあたりは、ちゃんと対比してですねここの部分はこのようにしますということをまずちゃんと言っていたかないと、議論がスタートできないっていうことだと思いますので、整理をよろしくお願いします。
0:42:20	で、何でこのタイミングだってそんな話するんだっていう感じは、
0:42:24	あるんですけど、先ほど上出が言ったようにようやく、
0:42:28	そういう議論ができるような情報整理をしていただいたっていうところなのかなあとと思いますけど。
0:42:37	何か原燃の方で今、何かその点でいえることがあります。
0:42:44	日本原燃イナヅマ、今野コサクさんにおっしゃっていただいたところ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:49	踏まえた上でですね、原燃側でどのように整理するのかというところは、改めてご説明させていただきたいと思います。先ほどの別の議論ありましたところも踏まえてですね、
0:43:00	しっかり整理したいと思います。以上です。
0:43:04	はい。規制庁勝です。わかりましたじゃ整理よろしくお願ひしますカミデさんどうぞ。
0:43:10	はい。規制庁カミデです。
0:43:14	あとですねえ。
0:43:18	大分今までの話に包含していて、それを踏まえてちゃんと整理をしてもらえれば、大丈夫なような気もするんですけど。
0:43:30	一応念のためにきておくと。
0:43:36	38 ページで、
0:43:39	S s 機能維持の範囲っていうのが示されていて、
0:43:45	27 ページに本注があるんですけど、この対応を見ると、排水工っていうところだけは関係ないですって言うてるんですね。これも先ほどの設定根拠とかをちゃんと整理するっていう中に入ってくると思うんですけど
0:44:03	何でこれを外していいかっていうのはちゃんと説明をわかるように、情報をちゃんと提示してもらってということだと思いますけど、何か今の段階で何かこれはこういう整理なんでもみたいなのがあればお願いします。
0:44:18	はい、日本栗山イナヅマです。青島ご指摘につきましてあるような形で記載をしたいと思います。この現状の地下水排水設備の範囲としましては
0:44:29	現状記載の通り排水管までと考えてございまして排水工以外の部分につきましては、地下水排水だけではなくてですね、雨水を含めた形での排水工というのは整理されていると考えてございます。
0:44:43	こちらんにつきまして他の補足説明資料でございましてけれども、外部商品の雨水関係のところでご説明しているというふうに認識してございますので、その辺りがちょっとわかる形で記載のほうは整理したいと思ってございます。以上です。
0:44:58	規制庁カミデですちょっと聞き逃したかもしれないですけど、わかるように示したいっていう、何をわかるように示していただけるんですか、もう一度お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:09	日本原燃柳瀬、言葉は足りなくて申し訳ございません。今地下水は設備として我々が整理している、ポンプですとか、シャフトピット&排水管ですね。
0:45:22	こういうところまでが地下水排水であるというところと、それ以外の部分の範囲というところがわかるような形で、それでいいんだというところを、説明は足りてないというふうに認識してございますので、その分について、
0:45:35	記載を追加したいと考えてございます。以上です。
0:45:39	規制庁コサクです。それで言うところです、排水工についてわあ、外部衝撃の方の降水だったりというところの対象の
0:45:49	方針の中で示されていると、いうことなのかなと思いますが、
0:45:55	そこら辺を明確にしてくださいということが一つで、降水のほうの説明では、地下水の量を踏まえた排水工の説明になってないんじゃないかなという気がするので、
0:46:08	そちらの方に振るんだったらそ、排水の説明の中に地下水でのこちらの輸入量というのも含めての説明にすると。
0:46:17	というようなことでの連携をしっかりと図っていただければと思います。以上です。
0:46:26	日本原燃稲田はいキムラただいまのご指摘の点を踏まえて、しっかり、
0:46:32	説明ができるように記載の方はしたいと思います。以上です。
0:46:39	規制庁カミデですと、あとなるべく手短かに続けて 41 ページの電源構成で先ほどちょっと話がありましたけど、
0:46:49	非常用電源以外の発電機があるってということなんですけど、これの申請上の扱いってというのがまた、よくわからなかったんですけど、ちょっと簡単に説明いただけますか。
0:47:02	日本原燃の中です。今発電機につきましてはいわゆる基本設計方針対象設備として考えております。それに伴って一応それに展開して耐震計算書なり何なりってところで展開を考えてます。以上です。
0:47:21	藤規制庁カミデですかまず申請対象設備として地下水排水設備は建物附属ということでもまず、そういう置き方をしてますけど、これは、
0:47:34	あれですか電源設備として登録するってということですか。
0:47:45	日本原燃の中谷です。ちょっとそちらのちょっと、今回、発電機に対してですねちょっと地下水、建物付随設備として申請するかちょっと電源設備側で申請するかちょっと社内でちょっと検討して最終的に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:58	ちょっと調整させていただいてその上で回答させていただきたいと思います。以上です。
0:48:05	規制庁カミデですこの件も、
0:48:11	長いことを前に説明してくださいと言っていた古藤なので、
0:48:19	なんでまだ整理できてないんだって感じがするんですけどMOXこれがないっていうのは聞いてますけどいずれにしても早めにちゃんと説明できるよう、安定してください。
0:48:31	規制庁コサクです。
0:48:33	最低限ですね、しようとして、
0:48:36	説明しなきゃいけないということは認識いただいたと思うので、とすると、方針。
0:48:43	での設備ですっていうのはありえないんじゃないかなと。紙を書くものであれば、仕様表でってのが基本であって、
0:48:50	一部分数字が方針に書かれるというのありますけど、こういうものではなかったんじゃないかなと思いますので整理をよろしくお願いします。
0:49:00	以上です。
0:49:03	と規制庁カミデです。あと、40 ページのところ、表があって、
0:49:10	設計基準をこういう地震への、
0:49:14	多いので可搬対応っていうのがあって、可搬で対応されるっていうのは、
0:49:21	原因ですけど、
0:49:25	この辺ほかの重大事項等対象、重大事故等対象ですかね、許可でいろいろ確認していて、
0:49:36	こういう事象の時にはこうしてますっていろいろタイムチャートとかもやってたと思うんですけど、
0:49:45	それとはまた別に、
0:49:48	それとはまた別枠でやりますよっていうことなんですか、これは。
0:49:55	日本原燃、桜庭です。その通りで別枠で今考えてます。
0:50:03	あと、規制庁カミデですその辺ちょっと混在すると良くないような気がして、全然重要度が違うものな気がするんで、このひょ
0:50:15	この表だけ、
0:50:17	なのかあれですけどは、とりあえず書き分けというかですね、そういうものと違うんだと、いうことはわかるようにしてですね。
0:50:25	日本原燃桜庭社長。はい。理解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:29	規制庁コサクです。
0:50:32	今上出が言ったように、対処としての時間間隔が全然違うんだっていうこととかをまず明確にさせていただくということではあるんですけど、
0:50:43	その上
0:50:45	許可なり、今後
0:50:48	設工認方針でありさらに保安規定に飛ばして、対改正っていうことになってくるんですけど、
0:50:57	中で影響を与えるを与えないみたいな。
0:51:01	は明確にさせていただいて、現状の体制なり、
0:51:07	対応できるもの、
0:51:09	であるかどうかっていうことだと思いますので、その辺りしっかりと説明できるようにしていただきたいと思います。で、実態でいうと、重大事故対象の建屋については、
0:51:24	建屋ごとなのか幾つかの建屋が一。
0:51:28	もう束ねてなのか計装関係なり何なりで発電機は可搬でセットされるはずーなんですけど、その発電機カラー
0:51:40	の供給を受けるとのことでの配線をするということになるのか。
0:51:46	別でって言うのはこれ用に発電機を設置するということなのかっていうのはどっちですか。
0:51:52	日本原燃桜庭氏別の発電機を準備する予定です。
0:52:00	規制庁コサクですそれは何ですか。
0:52:05	藤さん、戸田重大事故対象設備の、そのような発電機はその必要な容量で、確保なってますので、この容量が何だ、
0:52:17	想定されてなかったので別の発電機を準備するということに今してます。
0:52:23	規制庁補足です。わかりました。
0:52:26	そうするとあれですね発電機を設置して何してっていう手順が必要で、
0:52:33	それをいつぐらいにどうするとかっていう計画になってるんですか。
0:52:42	それも、
0:52:44	今検討中でありまして整理してお示しします。
0:52:51	規制庁コサクです。それもまだ検討中ということなんです。そうするとその方針としても何とも判断できなくなってしまうんですけど、
0:53:04	MOXはあれですか、そういうものはなくてということの宣言で今回の申請は通せるかなと思ってることですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:19	日本原燃の瀬川でございますちょっと私が話すことに間違っていたら
0:53:24	原燃の相田能登、止めていただきたいんですけども、
0:53:28	こちらの可搬型対応っていうのは、一発目の地震を受けた後にですね、
0:53:36	排水ポンプの機能が喪失してしまった場合であっても、その耐震評価の前提となっている地下水位までその水位を上昇するまでに結構時間余裕があると。
0:53:46	で、実際可搬型で、ポンプを設置して、可搬型の電源を設置して、また排水を再開するということで期待している要員というのはですね、
0:53:58	事故対象のために、サイト内にいる100数十名ではなくて、外部から地震を受けて応援で駆けつける要員こういったところに期待してですね。
0:54:08	電源の設置ポンプの設置をやって排水を復旧させるというところを今想定しておりましたので、
0:54:18	ということでございます。以上です。
0:54:22	はい。規制庁不足です。そこら辺は
0:54:25	衛藤今
0:54:28	場合の方針なりで説明が、をする範疇なのかどうかっていうことも含めて整理をいただきたいということ等、
0:54:39	です。
0:54:40	少なくともMOXは建屋申請なので、明確にしてもらわないと、方針、
0:54:49	が固められないっていうことかなと思いますのでよろしく願います。
0:54:57	日本語のやつもです。はい、かしこまりました。
0:55:04	江藤規制庁カミデです。あと、ちょっと単純な質問なんですけど、
0:55:09	164ページに飛んで、具体の配置があって、
0:55:15	これだけ見ると赤が耐震性有してます、緑は緑も有してますんで、青井側は
0:55:26	多分耐震性ないっていうことだと思うんですけど、なして書いてますね。これが壊れて、例えば緑の集水管が、
0:55:37	はっきり言う影響で壊れちゃうとか、閉塞されちゃうとか、そういうことは考えなくていいんですかね、実態どんな設計になってるんでしょう。
0:55:48	許斐日本原燃桜庭です。緑の集水管についてはS s機能維持いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:57	この赤のところはピットにポンプをつけてますので、とりあえずはつぶれたとしてもですね、水は緑のところ、これ有孔管ですので、すぐに流れて赤のところに行く。
0:56:12	それで水を全摘上げることができる。
0:56:15	考えてますので、緑と赤を耐震性を有して、ここは最悪つぶれても、水位は維持できるというふうに考えているということです。
0:56:30	規制庁、上出です。これって、サブドレンピットとサブドレンシャフトってあれば一応集水管の
0:56:39	レベルから地表面までであるということですよ。
0:56:45	日本原燃桜庭です。その通りです。はい。
0:56:52	とは言っても
0:56:55	もし仮にこれが壊れたとしても、その済みので、
0:57:01	城鷲見、だけすべて集水管としては、
0:57:08	十分引っ張ってくれますってそういうことですか。
0:57:13	日本原燃朝倉でその通りです。図の中に、何か、建屋の直下なんですけど、点線で言ってるし、これがサブドレン管と書いて、
0:57:23	これが緑の集積に繋がっていきますので、それで水を受けまして、というような構造になっております。はい。規制庁上出です。まず事実関係としてはわかりました。はい。
0:57:38	それをどこまで担保するかという話ですね。ここまでとりあえず事実関係はわかりましたので私の方は以上。
0:57:48	はい。
0:57:48	すいませんコサクですちょっとあの確認ですけどサブドレン管と集水管と合っていますここを呼びますっていうのはわかりましたけども、これあれですか、集水管の方も有効管なんですね、サブドレンだけなのかなと。
0:58:03	思ってたんですけど白尾君の方も同じ表現し、サブドレン管も集水管も有効管であります。
0:58:10	規制庁コサクですわかりました。
0:58:13	ちなみにそこら辺の設計とかがあっていうのも説明されるんですか。
0:58:22	日本原燃
0:58:24	桜庭です。これも耐震評価をしてせ、説明はいたしますはい。
0:58:30	規制庁コサクですねそうすると有効期間の有効ってどういうもので材料強度的にこういうものですよっていう説明もあるってことですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:44	日本原燃坂部でその通りですはい。
0:58:48	はい。規制庁、磯田ですわかりました。
0:58:58	規制庁の武さん。
0:59:00	はいどうぞ。はい。
0:59:04	私の方からですね 43 ペイジー以降について、ちょっと何点か確認したいと思います。
0:59:13	資料の 43 から 50 ページの記載内容というのは、
0:59:18	それよりも後ろのページ、56 ページとか以降で、
0:59:23	堂々とカー、今回議論したネットも含むネットとか、或いは建物とかです ね、申請前た飯野液状化の評価方針をこの 43 ページから 50 ページ で、
0:59:39	説明しているものと、そういう位置付けだと理解しているんですけど も。
0:59:44	46 ページのフロー図を見ますとですね。
0:59:51	これもう前の、
0:59:53	バージョンが提示されて説明されたのが今から 1 年前ということで、
0:59:59	それから今までの間にですね、今回申請でいったら飛来物防護ネットの 液状化の議論があってということで、
1:00:09	今後の次、
1:00:15	うん。
1:00:16	感じでしょうか。
1:00:20	規制庁の岸です。ちょっと通信状態が悪いかもしれないですけど、私の声 は届いてないでしょうか。
1:00:36	カミデは津田半田。
1:00:38	こちらの半年です。六ヶ所です。全部とぎれとぎれになってたんですけど、 今戻ってきましたけれども我々の方にも皆さんに届いているでしょ うか。
1:00:50	規制庁会議室届いております。規制庁岸野です。
1:00:55	ありがとうございます。ただいま、
1:00:57	通常に戻ったような状況になりましたので、はい、わかりました。あり がとうございます。最初から手短に最初からどうぞよろしくお願いま す。43 ページから 50 ページというのは、
1:01:10	今回議論になった飛来物防護ネットも含めて、次回以降の液状化の検討 対象となる全施設についての評価方針を示しているものと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:21	理解しているのですけれども、46 ページのフロー図を見ますと、必ずしもそのような内容になっていないのではないかと思います。
1:01:33	50 万 4、6 ページ以降ですかね、各施設ネットとかどうどう建物ごとに説明されている内容を、
1:01:44	この 46 ページのフロー図は、全部で全部包絡しているような、説明になっていないように、と思うのですが、まずその点を確認させてください。
1:01:58	新美衛藤さん。
1:02:02	全体の方針を示したのはおっしゃる通りで 50 も示してまして、
1:02:09	運用ができてないっていうのは 49 ページでどの辺が岸野さん、
1:02:14	うん。
1:02:16	福祉施設の設計の方針と対応ができない、お感じなんでしょうか。
1:02:21	規制庁の千野です。もう読めば歴然かなと思っておりますけれども、資料の 56 ページ以降に、施設ごとにですね、影響因子①から⑥ごとの記載されている内容が、
1:02:35	エポックの 46 ページのフロー図では読み取れないというふうに思っております。
1:02:41	特に飛来物防護ネット 4B ですね、いろいろと議論をした結果、前後力解析と有効応力解析の両方、
1:02:53	やるとかいった内容はこのフロー図から読み取れませんし、フロー図上はですね、
1:03:01	有意に液状化対象層が分布しているかどうかによって、判断分かれたりとかしていますけれども、今回の飛来物防護ネットというそういった議論はなかったというふうに、
1:03:12	記憶しておりますそういった相違点を踏まえると、この 46 ページというのはこれ以降の全施設を説明するような内容にはまだ整理できていないのではないのでしょうかということなんですけれども、認識は合ってますでしょうか。
1:03:27	日本語になります。わかりました。
1:03:30	これちょうど 1 年前にご説明したようなちょっと内容で、少し飛来物防護ネットで議論があったところをちょっと変え加えたつもりだったんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:41	この紙 46 ページだとちょっと使い分けてくるような感じだったんですけど、飛来物防護ネットはルールでやっていくっていう形で、説明しているんで、
1:03:54	ちょっと次回、第 2 回以降の話になってくるんですけど、
1:03:59	これ、いつもクドウについては、ちょっと
1:04:04	海底管で地盤改良したような、
1:04:07	条件のものもございまして、周辺の状態を見てですね、有効力だったり増力だったりっていったところを評価していきたいなというふうに思っております、
1:04:17	飛来物防護ネット確かにお風呂があってないんで、その辺をちょっと次回以降にちょっと説明させていただきたいなと思っております。
1:04:27	規制庁の内野です。次回以降とおっしゃるのは次のヒアリングでという意味でよろしいですか。
1:04:33	次回以降のドクターのヒアリングですね、第 2 回申請の計算書を出した時にですね、いろいろこの技術の評価の検討してるんですけど、
1:04:43	それをもうちょっと説明。
1:04:46	していただきたいなと思って、
1:04:50	道道の詳細な検討方法の説明をもちろん、第 2 回申請以降の道路の時で仮の結構なんですけれども、ここで示そうとしているのは、
1:05:01	道道も含めて以降の全体の方針を説明するものと理解しております、それを議会以降に先送りされるとこの説明が成り立たなくなると思いますので、
1:05:11	詳細は次回以降だとしても、あらましについては今回の中で説明していただく必要があると思いますが、その認識は合ってますでしょうか。
1:05:20	いやいや、承知いたしました。ちょっと飛来物防護ネットで議論さしてもらおう。
1:05:27	もう一度確認してですね、ちょっと適切な 46 ページですかね、適切な議論をしていきたいと思えます。
1:05:37	規制庁の岸野です。
1:05:39	もう一度見直すという意味がよくわからないんですけど。
1:05:42	47 ページを見ていただくと今度はですね、杭基礎、今回の飛来物防護ネットで整理をした杭基礎んターゲットを絞ったような説明になっていて、
1:05:55	堂々とか、あとで出てくる建物とかの説明、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:59	にはふさわしくないような内容になっているかと思います。そういった観点からも、この全体を説明するところはですね、以降の各施設で説明する内容と整合する形で整理をした上で、再度説明をしていただきたいということ。
1:06:15	なのですが、ご対応いただけそうでしょうか。
1:06:19	二宮です。承知しました 47 ページが結構誤解を招いて、栗城さんのやつが代表して説明してそれ以外の部分もあるので、そこでちょっと適正にちょっと全体像を、
1:06:31	部長の形にちょっと直していきたいと思います。
1:06:36	規制庁の岸野です。はい。お願いします。
1:06:39	で、49 ページと 50 ページの内容についてもですねちょっと確認をしたいところがあります。
1:06:50	もう 1 年前の話にもなってますねこの当時ちょっといろいろとやりとりがあったかもしれず、それを再確認ということになるのかもしれないんですけれども、
1:07:02	まず 49 ページ下の方にですね、浮き上がりについて下線でいろいろと説明の方は更新されているのかなと思います。
1:07:12	一番下の行ですけども、液状化対象層が各施設の下方にあるか否かを、
1:07:20	浮き上がり可能性の判断基準とするというふうに説明があるのですが、
1:07:25	次の 50 ページの、
1:07:27	図を根拠にしているようなんですが、この 50 ページの図を見ますと、左側が液状化層が、トンネル底面より上の場合で、
1:07:39	この場合はこういった荷重分布を、
1:07:42	使いなさいと。
1:07:43	右側、液状化層がトンネル底面より下の場合で、この場合はこういった荷重分布を使いなさいとそういった説明をしているように思うのですが、
1:07:55	要は引用しているトンネル標準示方書 96 年のこの図の説明というのは、本来、液状化層が施設の下に、
1:08:05	あるかないかによって、施設に作用する荷重を使い分ける考え方を説明している図ではないかなと思うのです。
1:08:14	そうすると、液状化層が下にあるかどうかで、浮き上がりの評価をするかしないかを判断しますと 49 ページの説明ってのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:25	このトンネル標準示方書の説明を正しく解釈していないのではないかなと、この資料を読む限り思うのですが、この辺りは、この
1:08:36	表、標準示方書の内容をきちんと反映した説明になっているのでしょうか。
1:08:42	この辺りの説明をお願いします。
1:08:49	日本へのミヤモトです。浮き上がりの文章なんですけど確かにおっしゃる通り、50ページの図の説明等、
1:09:00	文書上の説明がちょっと整合していないんで、ちょっともう一度ですねちょっと持ち帰ってですね、適正なちょっと記載の方にしたいと思います。
1:09:14	規制庁の岸野です。ちょっと説明が整合してないのは明らかなんですけれども、どのような方針に説明を修正されるお考えなのか。
1:09:24	今の時点での見通しってご説明いただけますか。
1:09:30	それとも、トンネル標準示方書の中身をもう一度精読しないと今の時点では答えようがないというそういう状況なののでしょうか。
1:09:41	日本原燃の小野でございます。ちょっとこの1996年前はですね、
1:09:48	下に液状化層が普段の人に異常こそあるなしでこういうふうに区別してありますが、現在はですね、
1:09:58	藤タカハシさんの上ですねが乗っかっている場合にはですね、データ数も考えるというふうな考え方になってございます。ただ
1:10:10	周辺地盤改良がですね地盤まで改良されている場合にはですね、こちらに書いてありますように水圧だけは採用するというふうなことになってますので、ちょっとその辺のところをですね、詳しく書かせていただきたいと思います。
1:10:25	成長のキシノですごい起こりましたということはこの図に表現されてるような方向で、下にあらうがなかろうが、請負の評価をするという考え方というふうに聞こえたんですけどそういう、
1:10:40	理解でよろしいですか。
1:10:42	4名のようにございます。その通りでございます。はい、わかりました。それとちょっと関連しての質問なんですけど、この引用されているトンネル標準示方書96年、
1:10:55	原本がどういう説明をしてるのかとちょっとひもところかなと思って。
1:11:00	たんですけども、すいません規制庁の鬼頭です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:03	手元にあるのがですね、2016年と比較的新しいものだったのでちょっとこれが追えなかったんですが、
1:11:09	2016年版を見る限りこの説明ガー、ちょっと見当たらないというところがあります。この説明って比較的古い、
1:11:20	説明かなと思ってましてですね、以降、阪神淡路Gの反映はされてるかどうかわかりませんが、東日本大震災、いろいろと、
1:11:33	反映されて各基準類が改訂されて、2016年版もひょっとしたらこれが落ちてるかもしれないし、或いはあるけど私が見落としかもしれないんですが、
1:11:43	この、
1:11:45	50ページの図の考え方っていうのは、現在でも適用できる考えなのか、そのあたりっての精査されておりますでしょうか。
1:11:58	日本例のようでございます。岸野さんがおっしゃる通りですね、この後の改訂版からはですねこの絵が外されております。
1:12:06	実際に我々が思うのはやっぱり岩着してた場合にはですね、周辺の水圧しかかからないんじゃない、例えば議場化したときにはですね、基本の水圧しかかからないんじゃないのかなっていうふうなことを考えてたんですが、
1:12:20	解析してみますとですねやはり底盤で
1:12:25	ジョイント要素がですね離れたりと剥離したりというところがありますのでやはりこれゲート圧がかかるだろうということで、現在はですねこの絵の右側のような形で、
1:12:37	全部ルーツを入れた形でやってございます。ただ先ほど申しましたけども、急に建屋がある場合ですとか、地盤改良ある場合につきましては、下は下に泥土圧デイツーは入らないということで、
1:12:51	水圧で考えて福岡
1:12:55	売り上がりを考慮してるということでございます。
1:12:58	規制庁の岸田です。はい。わかりました。大分クリアになったような気がします。ということで言うならばおそらく46ページのフロー図に戻りますけれども、
1:13:09	フロー図右側の方の小貫が浮き上がりの検討の流れもですね、下方に液化化層があるかどうかといった、判定フローってのはおそらく修正されてくると。
1:13:19	いうふうに理解しましたけど、そういう理解でよろしいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:25	日本原燃の丹羽です。その通りでございます、周辺のメモの人とかがあった場合は浮き上がりを考慮して計算をするというような記載に変わるかと思います。
1:13:38	規制庁のキシノですはい、わかりました。
1:13:41	50 ページの説明とかってのはおそらくどうどうに直結スルーし、評価方法なので、どの程度詳細に今回説明がされるのかわかりませんが、
1:13:51	今ご説明いただいた内容を踏まえてですね、適切な方向にちょっと説明内容を見直していただいて、かつフローを含めた全体の説明の方にも反映をしていただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:14:07	井上野見山、上本です。承知いたしました。
1:14:14	規制庁の岸野です。はい。よろしく申し上げます。その他はですねちょっと単純な事実確認とあと規制の適正化に関するもので幾つかございますのでちょっと手短かに。
1:14:25	衛藤行きたいと思います。
1:14:27	すみませんちょっと資料の前の方に戻ってしまうんですけども、4 ページの方でですね、
1:14:35	今回のその施設の整理にあたって、
1:14:40	躯体があるかないかというような観点での整理をしているわけなんです
1:14:46	得たい。
1:14:47	そのありなしを何で判断したのか。
1:14:50	躯体とはそもそも何を指すのかっていう定義が抜けていると思います。
1:14:55	一方で、地震 00-02 等に地下水排水設備が基本設計方針部分にも出てくるんですけども、
1:15:05	そちらの方では若干記載があってですね。
1:15:09	地下に空間を有する建物構築物、
1:15:14	の耐震性を確保するためといった表現が出てきますので、おそらく躯体っていうのはこれを指しているんであろうと、想像はできますけども、そういった説明が補足にはなく躯体で通っていて、片や本文ではまた別の表現が出てくるというのが
1:15:30	不整合だと思いますので、躯体の定義及び、何でもってその躯体のありなしを判断したのかっていうのを、ご説明いただきたいんですけども、ご説明いただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	日本原燃湯浅です。はい。あと今ご指摘いただきました通りおっしゃる通り、遅くまで躯体の説明が抜けているというところ大変申し訳ありません。
1:15:51	不整合はしてございますので、その共通の、その場で説明した内容を踏まえてですね、こちらでもしっかり説明できるような記載にしたいと考えてございます。以上です。
1:16:03	規制庁の岸野です。お願いいたします。想像するに地下に内部空間ですが作業するなり、何らかの空間を有するものなのかなと、勝手に想像しておりますけど。
1:16:13	一方でケーブルの細管みたいなものですね。単なる小規模な小空間とかも含めてなのとか、その辺り、いけばですね、どのような観点で判断したのかっていうのが正確にわかるようにですね、
1:16:27	説明を加えておいていただければと思います。
1:16:33	日本原燃夏目です。はい、かしこまりました。
1:16:35	はい。お願いいたします。規制庁の岸野です。続きまして31ページをお願いしたいんですけども。
1:16:43	これも前回のヒアリングの際にちょっと質問させていただいたかもしれませんが、
1:16:53	(1) ウラン脱硝建屋、(2) 低レベル廃棄物処理建屋これは、サブドレンが設置されているにもかかわらず既設工認では、地下水位を地表面に設置し、設定
1:17:06	値設定していたけれども、今回は基礎スラブ上端以下に設定するという説明があります。
1:17:13	で、
1:17:14	見直した理由ってというのが特に書かれていないんですけども、なぜ今回、近接購入で地表面にしたものを、サブドレンがあるからということで、水位を下げられるんでしょうか。
1:17:28	もともとGLの地表面に設定していたものを、何らか設計の考え方があってそうしていたと思われるものを、特に、はい。
1:17:38	配慮というか断りもなく下に下げちゃうこと特に問題ないんでしょうかという懸念からの質問ですが、変えた理由を教えてくださいませんか。
1:17:50	日本原燃イナヅマです。はい。まずオランダ章立てにつきましては当初ですね、周囲ピットがあって集水管もあるというところがありましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:03	これはオランダ章立てにつきましては、その下部にですね、サブドレン管が敷設されていないということで、設計上ですねちょっとアンゼンガワニ。
1:18:13	地表面に設計を地下水を設定したというところがございます。実際にですね、浸透流解析等を行って陽圧の分布等を見てみますと、
1:18:25	それはしっかりですねそういう集水管ですとかピットによって地下水は低下できているということを確認できますので、そういった観点で今回の
1:18:37	説明としては、プランナー諸手当については、設計の地下水位を低下させた状態での評価を実施するというところで、他のですね、地下水排水設備に囲まれているものと同様の観点で地下水位を設定するというところで整合させたというところに変更してございます。以上です。
1:18:57	規制庁の岸野です。よくわかりましたけれども、(2)の低レベル、これも同じ理由ということでよろしいですか。
1:19:08	日本原燃になってます。衛藤。
1:19:11	A N Aの廃棄物処理建屋につきましては、こちらの方はまたちょっと微妙にですね浦田と違って
1:19:21	地下水排水設備も設置中に設置してあります。集水管ですとかサブドレン管も設置してございます。こちらについてちょっと昨日、設計の考え方を見てみますと低レベル、低レベル廃棄物は廃棄物処理建屋といえますのは、
1:19:37	非常に大きな建物でございまして、建屋重量が大きいというところがありまして当時ですね、その浮力に対しては十分相殺するような、重要だということで、
1:19:51	多めに設定していても、その耐震評価上問題ない、こちら安全側の設計をしていたというのが、設計当時の考え方ではございました。
1:20:01	今回、先ほど申しました通り、地下水は設備が設置されていてそれに囲まれていてその地下水の低下ができるというところであれば、
1:20:12	そこを当てると同じように、地下水を託された上で評価をするというところで、横並びといいますか、整合を図りたいというところで、
1:20:20	低レベル廃棄物処理建屋につきましても、地下水を町レベル、
1:20:26	設定して評価を行いたいというところで整備してございます。以上です。
1:20:31	規制庁の岸野です。よくわかりました。オランダ小については浸透流解析で、そのサブドレインがちゃんと効果を期待しているという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:41	なので、市、基礎スラブ、
1:20:44	定年以下に常務以下にしても構わないという、裏付けが取れているからということで理解しました。で、括弧2の方は、そういった裏付けは取ってないけれども、
1:20:55	設定されているサブドレイン一色が今回、S s機能維持にするということで、他の建屋と同じ性能を発揮するだろうということで、
1:21:05	見直したということかと理解いたしましたそれでよろしいですか。
1:21:12	日本ラッドです。はい。今福嶋さんにおっしゃっていただいたところで認識は同じでございます。
1:21:17	設置のキシノです。はい。わかりました。
1:21:21	詳細はまた、この申請開示の時にですねその辺りを確認する可能性ありますけれども、今回の申請の中ではですね、今ご説明いただいたあらましをちょっと説明として加えておいていただければと思いますのでお願いいたします。
1:21:38	日本原燃の東です。加島さん、ただいまの私の方でご説明した内容をですね、
1:21:44	こちらの方で、概要と詳細はちょっと考えてですね、記載の方は、充実させたいと考えてございます。以上です。
1:21:54	規制庁コサクです。
1:21:57	一応それで対応いただければいいのですけど1年の多分、話をしておくとか今みたいな話は、いきなり、
1:22:05	何も言わずにっていうわけではなくてこれまでもヒアリングとかでは話をしてきたことだと思ってますけど、キシノから言ったのはこの書面でちゃんと書いてないじゃないかっていう古藤なのかなと。
1:22:19	それが今対応されるということで理解をしています。一方、そういったこと等が今回の変更前後っていうことで現れるのかなというところかというと、
1:22:33	そもそも地カー水排出設備の位置付けを明確にするということで変更前後で現れてくるのでその内数に入っちゃうってことですかね。
1:22:45	日本原燃谷津ですはい。そのように理解してございます。
1:22:51	はい規制庁コサクそうすると一見込む見込まないの建屋のものが、
1:22:58	既設工認から違ってくるところの説明が、本文なりテンプレなりで不十分になりやしないかなっていうところが若干心配でして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:09	その辺りのまず補足説明でってということではありますけど添付でも、何らか変更がある場合は、その上積みとして、明確にしていくってということも含め、検討いただければと思います。以上です。
1:23:27	日本原電イナヅマです。かしこまりました。ただいまご指摘の点踏まえてですね、記載については検討したいと思います。以上です。
1:23:36	藤規制庁カミテです。今のお話で一応、既工認でも、見込み構わないは別として、
1:23:44	ある、あるやなしああでも見込めも書いてましたよねなんかあったような気がします耐震計算書の構造の説明のところあたりで何かあったような気がしましたけど、違いましたっけ。
1:23:58	日本原燃伊奈様です。今神谷さんがおっしゃっていただいた通り、今回の資料で言いますと、その31-31ページに記載する三つの方につきましては、
1:24:08	崩壊地河成排泄についてしっかり明確に記載するといったところを踏まえてですね。
1:24:14	この三つについては、もともとの設工認で設定していた地下設計用地下水を変えるというところが、この3点についてございますのでその辺がわかるような形でですね、
1:24:26	説明できるように、この申請会議においては、明確にしたいと考えてございます。以上です。
1:24:32	規制庁コサクです。今のカミデの一端を私も前聞いたのを記憶にあるんですけど、キー設工認で見込む見込まないと何らか書いてあってここは見込まないになって、
1:24:44	機能を見込まないっていうんすかね。
1:24:47	で地表面に設定するというようなことがわかるようになってたかと思うんですけど、基礎の移設工認から今回せ
1:24:57	での考え方ってというのがこう変わりますと。
1:25:00	ということでそれによって扱いとしてこの縦がこう変わりますっていうのがわかるようにしていただければと思います。よろしくお願ひします。
1:25:10	日本REDY夏目はい。当山ご指摘の点踏まえて、記載の方考えたいと思います。以上です。
1:25:19	規制庁の岸野です。
1:25:21	あと二、三ちょっと確認をさせていただければと思います。
1:25:25	37ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:27	なのですが、上の方にある、下線部分の意味を教えてください。また以降の文章ですけども、
1:25:38	ちょっと意味がよくわからないので、主
1:25:41	ちゃんと教えていただけますでしょうか。
1:25:46	日本原燃になって今木曾さんがおっしゃっていただいた6ポツ1の末端の文章ということありますでしょうか。はいその通りです。規制庁の木嶋です。
1:25:59	はい。今後になります。こちらにつきましてちょっと意図としましては、S s機能維持の建屋だけではなくて、波及影響においてS sを考慮する建屋、そちらにつきまして、
1:26:11	地下水は設備を設けることがあると。
1:26:14	いうところで、そちらについてもその地下水は設備は、盛衰に対し、S sによる侵食に対して、機能を維持するということを意図して記載したものでございます。
1:26:25	規制庁の岸野です。
1:26:27	はい。ただちょっと文章を読むとですね、下から2行目ですか。
1:26:32	地下水の低下に影響する場合はということで条件を設けているということもあり、
1:26:39	またその
1:26:40	おそらく上位クラス施設の地下水位の低下に影響する場合はという意味かと思うんですが、下位クラス施設のサブドレーンによって上位クラス施設の地下水に影響を与えるとかそれは何を想定してるのかも。
1:26:53	よくわからなくてこの問題意識で何を説明しようとしているのかがちょっとわからないのですけれども、もう少し噛み砕いた言葉を出してご説明いただいた方がいいかなと思うんですがいかがでしょうか。
1:27:05	規制庁コサクです。もうちょっと端的に言うと、おそらくその最初の方は説明あったところは理解できるのだけど、真ん中その影響する場合はというところで何か限定をかけるというような、
1:27:19	考え方があるのかどうか、ないなら余計なことを書かなきゃいいのについてということなる気がしますけどいかがでしょう。
1:27:25	日本原燃イナヅマです。ただいまのコサクさんにアクセス補足していただくところそのものでしてすみません。この地下水に影響する場合はっていうのはちょっと余計かと思えますちょっとしっかりですね、ここで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:37	先ほど私がお話した回答の部分をですね、イトウしたところはしっかり伝わる形で文章は修正したいと思います。以上です。
1:27:50	規制庁の岸野です。はい。お願いいたします。
1:27:54	関連して下の方の下線部なんですけども、もしくは防護蓋を設けることによって閉塞防止対策とするということもですね、これ先ほどのカミデのやりとりに含まれる。
1:28:06	てるのかもしれませんが、ポートを設けても、閉塞防止にはならないように思うんですけども、シャフト自体がですね、耐震化されてないと壊れてしまう可能性があるのではということなんですけど、
1:28:20	これはどういう意図で書かれてるか教えていただけますか。
1:28:25	日本原燃食堂です。
1:28:27	末松曾根は 37 ページのとですね、6-2 の加瀬エース汗引いてるところの 3 行目のサブドレシャフトっていうのが普通にこれがここでしゃべる。
1:28:41	H e a d を耐震化することです。それでご質問の防壁なんですけども、
1:28:47	これはですね何かの理由で土砂が入ってきたときにですね、土砂で集水管はピット内が閉塞することをもすることを、
1:29:03	を考えてます。それで当社をな、何だ、集荷の中に集水の中に入れなければ水は通って、ポンプのところまでいくと考えてますので、この本復旧はそういう役割であります。
1:29:19	規制庁の千野です。わかりました。車夫等の耐震化を前提としてという、この説明になってるという理解でよろしいですね。
1:29:29	偉いサクラバです。そうそうじゃなくて、サブドレンシャフトをじゃなくてサブドレンピットをすいません規制庁コサクです。どこかに断面図があったと思うので、それを見ながら、どこにその
1:29:44	防護蓋っていうのを設けて、どういう、どういうようなものにするのかっていうのを説明いただいたらいいかと。
1:29:56	す、日本原燃桜庭さんの 27 ページを見ていただきたいんですけども、
1:30:01	とですね、これサブドレンポンプ、入ってるピットなんですけどもこのポンプがないピットについて先ほどの、
1:30:13	何べ 37 ページの話を書いてまして、集水管がですね
1:30:20	このなんかサブドレンのピット下の四角ランプとか水水系好きが入ってちょっと下広くなってますけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:30	吉瀬 R C 製の 1 t あってそこに繋がってます、蓋がですね、このの、
1:30:39	R C 製のピットをなんだねと配水管っていう文字があると思うその上ちよっと細くなって、1 ページシャフトをこれをシャフトと呼んでるんですけども、この間に、
1:30:53	をつけることで、上からの土砂が入っていくことということで、集水管が通るピットをが閉塞することがないというふうに考えてます。
1:31:06	規制庁の岸野です。蓋の取り付けちゃわかったんですけども、この場合、そのサブドレンシャフトを耐震化していないと、サブドレンシャフト自体が地震で壊れちゃって、
1:31:17	閉塞にはならないのかただ排水管に影響するということは考えられるのではないかと趣旨での質問なんですけれどもそれは、懸念はないんですか。
1:31:30	日本原燃桜庭です。この今、27 ページのはサブランプ、と排水管がついてるところであります、
1:31:42	これはシャフトのピットの耐震化しますから、蓋も蓋はありません。
1:31:49	はですねそのポンプがないところを、ポンプまでのルールとなっているピットについては、サブドレンシャフトは 10 日
1:32:00	作る人もですね、交付者ということでは考えられるかということ、最悪当社とか入ってくる可能性があるとして、その時にその蓋で統合すると。
1:32:09	そこにはですね排水管とかそういうのは、ないものにポンプがついてないのでないってことになりますので、排水がちゃんとすることはありませんということです。
1:32:20	規制庁の白井です。わかりました。37、37 ページの記載というのは、本
1:32:30	ぷーや配水管が入っていない、シャフトの耐震化されていないものについての技術という、
1:32:36	理解でよかったですかね。
1:32:39	井上サクラバその通りでちょっと記載は充実します。
1:32:44	成長期ですはい。わかりましたようやく理解できました。ありがとうございます。
1:32:49	最後になりますけれども、169 ページからですね。
1:32:55	新しく資料が追記されておまして、今回の飛来物防護ネットの検討結果から、滑動とか転倒とかの評価結果が説明が加わったということ。
1:33:08	です、説明を見ていると、実際に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:13	会合等で議論したように、全応力解析や有効力解析をやった、両方の結果の中で一番厳しいものを、それぞれの評価項目ごとに、
1:33:24	持ち出してきて評価をしているというふうに読めるんですけども、その理解でよろしいですか。
1:33:44	日本原燃じゃないすみません、東京側でご回答いただけますでしょうか。
1:33:54	大成建設の高橋です。その通りです。全応力という抗力の両方の解析結果で、最もシビアなケースで記載をしております。以上です。
1:34:06	規制庁の岸野です。はい、わかりました。ありがとうございます。
1:34:11	170 ページの点、
1:34:13	等にはそう言った説明がなくて 172 ページの活動は、表の中に両方の結果を括弧書きで載せたりとか、ちょっと整合しないところがあったので確認させていただきました。
1:34:26	ですので説明上はですね、今のご説明のあったようなことをやっていますということがわかるようにご説明、説明を加えておいていただければと思いますがよろしいでしょうか。
1:34:39	日本原燃の東です。はい、かしこまりました。
1:34:43	規制庁の喜納です。はい。よろしく申し上げます私から以上になります。
1:34:52	規制庁竹田です。その他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:34:57	はい。規制庁浜崎です。ちょっと時間もあるんですが、ちょっと 1 点だけですね事実確認したいと思います 83 ページ、今回、
1:35:07	冒頭でイナヅマさんから話がありました溪仁会の対地下水の経年カーの取りまとめで、1 年ぐらい時間かかったということもあったんですけども、
1:35:18	そういう意味では、データが充実したと思ってます。
1:35:21	またその 8 例えば 83 ページで、比較的、このサイトを地下水位としては、もうそんなに大きな変動なく、
1:35:31	安定的なっていうのはわかるんですけど 83 ページのこの地点、
1:35:36	はですね 82 ページの比較的近傍と比べてもかなり変動が大きくなってます地下で考察を見ても、20 メーター近くの
1:35:46	地下水の定数上昇が降雨によって見られると。
1:35:50	いう、コースによって見られるという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:53	ことしか書いてないんですけど、この 83 ページの傾向っていうのは、なぜこういうこの地点はこんなに大きな変動が生じてるんでしょうか。その理由について説明してください。
1:36:07	海野でございます。
1:36:09	今回ですねちょっと 1 年半ぐらい地下水観測がですね滞ってしまって、資料の方にはですね、記載してございませんが、
1:36:19	基本的には地下水位はですねこの 1 年半ほぼ変わらない状況になってますんで、ここはですね R w なんですけども、これちょっと 1 日ごとにですね細かく分析しますとですね、
1:36:33	降雨に対してですね、
1:36:36	地下水が驚見に反応するというふうなことでございまして、
1:36:41	うちから漏れてるのかそれとも水みちがあるのかわからないんですけども、雨が降るとですね機器内の貯水槽等、
1:36:52	水みちが繋がっててちょっとこういうふうに大きくなってるといった傾向が、前から見られてます。これ一ですね、この L 2 もですね今、
1:37:03	大体水位的にはですねこの当時と同じような 50、40 メーター程度のところでもですね今でもちょっと保持しております、
1:37:13	ただ実際の建屋からですねちょっと離れておりまして実際の例えば位置するところにつきましてはですね、もうちょっと低くなってるというのが実情でございます。
1:37:25	はい。規制庁浜崎です。事故状況はわかったんですが、今ひとつなぜっていうのはわからないのとあと、やはりですね比較的地下水位としては安定してますというような
1:37:38	結論というのは、全体を通して見られるんですが、こういった特異な現象に関してはですね本当にこのデータ自体の信頼性だとか、或いは本当にこれ信頼できるなら、
1:37:50	きちんと理由を述べて、これはこういう理由で
1:37:56	全体の評価としては影響を与えるものでないとかですねなんか、やはりそういった考察をもう少し深める必要があると思っております後ろの方にもあるんですけど、例えばど捨て場の影響は、
1:38:08	どどん、
1:38:09	もあるんですけども、もう少し 83 ページのこのさ、知見に関してはですね、防砂 I I を深める必要があると思っておりますので、ためるといっ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	な、丁寧に説明してもらいたいというふうに思います。よろしいでしょうか。
1:38:24	日本原燃の小野でございます承知いたしました。
1:38:28	はい。規制庁の土岐です。私からは以上です。
1:38:33	規制庁竹田です。その他確認はございますでしょうか。
1:38:39	塗り良でしたら日本原燃の方から修正更新の説明をお願いいたします。
1:38:45	はい。日本原燃安村です。
1:38:48	本日いただきましたコメントをちょっと大きなところ、確認させていただきますと、まず7ページ以降ですね、こちらにつきまして、地下水位を設定する。
1:38:59	施設というところにつきましては、建物そのものの機能ですとか、
1:39:05	しっかり精査した上でですね、1.0なのか1点なのかというところを含めて、壇上に適合させるのかというところ、また、クラスとしてSクラスだけじゃなくてBクラス等も入ってございますので、そういった観点でも、
1:39:18	設計を地下水を設定するしないというところについては、
1:39:23	改めて精査して、整理したいと考えてございます。
1:39:27	また、30ページあたりの関連としまして地下水は設備としての機能ですね、これは安全機能とちょっとお茶までというか
1:39:40	しっかり分割してですね、整理できるようにしたいと考えてございます。また
1:39:46	申請の際の仕様表として取るといったものを使用表としてしっかり整理するのかというところにつきましては共通側との整合等も含めてですね、しっかり記載したいと。
1:39:59	思っております。あわせて後梶はい設備の範囲につきましても、の衛生説明書の中でしっかり説明できるようにしたいと考えてございます。
1:40:10	また液状化の評価におきましては評価フローの方が、全体のを説明する共通部分にあるんですが、それが共通的になっていないというようなご指摘があったと、いうふうに認識してございますことの方は、
1:40:22	議長課評価としての全体のフローというところにしっかり見直しをしていきたいと考えてございます。
1:40:29	また、
1:40:29	あわせて浮き上がりのところですねこちらの方はしっかり評価するといった観点でも、し、整理したいと考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	また最後にご指摘ありました碓井薄井観測のところにつきましても恒設につきましてもは充実させたいと考えてございます。
1:40:46	こちらの方で認識したのは以上でございます。
1:40:51	規制庁竹田ですありがとうございます。今の説明コメントございますでしょうか。
1:40:59	よろしいでしょうか。
1:41:01	それでは耐震建物 13 の資料確認明示をさせていただきます。
1:41:07	耐震建物 08 がまだ残っているんですけど、いかがいたしましょうか。何か原燃の方は、
1:41:15	ご意見ありましたら、
1:41:22	日本原燃のオガセでございます耐震建物 08 につきましては前回ご指摘いただいた考察関係を拡充したものですのでもしご指摘等がもしあれば本日、伺えればというふうにはちょっと我々としては 8 日の日というところでございます。
1:41:38	規制庁竹田です。規制庁側はいかがでしょう。
1:41:45	藤規制庁カミデです。
1:41:47	予備も一応ヒアリングの枠があつてただ 00 なんです、どこまで
1:41:54	時間が取れるかっていうのは、そこはそこであれですけど、
1:41:58	どうですか、規制庁側の方で、あとどれぐらいみたいな見通したあれあれが、時間的な各国ありますか。
1:42:09	規制庁ハバサキですが
1:42:12	私としては、そんなに時間はかからない。一つだけ、事実確認といえますか確認したい内容があるんですけども、
1:42:20	他の方はいかがですか。
1:42:22	社長の岸田です。私も割と記載の適正化レベルのもので 2、3 確認したいことがあり、ある程度なのでそんなに時間はかからない見通しです。
1:42:34	日本工営の大橋です。もしそれぐらいこちらとしては時間は大丈夫なんですけどもしよろしければはいいただければ、ご指摘いただければと思います。
1:42:44	はい。いや、いいですか規制庁浜崎です。私の方からですね一応、こちらからの指摘に対して、分析、考察を拡充してもらったということは確認しましたので、この
1:42:57	内容については、さらにというのはないんですけども、今回、奥津武の地盤条件直下地盤条件であつて、この地震動に対しての、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:09	傾向分析という形になります。
1:43:15	今後ですね、他の建物に関しても同様にこの一番ひずみが1%を超えるような場合だとかですね。
1:43:26	があった場合には、同様な検討が、をするというので、今回の結果っていうのはあくまでもMOX建屋の検討、
1:43:37	MOX建屋に対してだけの所、評価結果だと。
1:43:41	いう位置付けで考えておけばよいでしょうか。
1:43:46	日本原燃のオガセでございます濱崎さんのおっしゃる通りでございます。今回の評価につきましてまずMOXのものを特徴等を踏まえたようなところの限定的なものというところになりまして、このようなものにつきましてはそのときのひずみ等の状況を踏まえて適切な評価の必要に応じて実施していくというものになります。以上です。
1:44:03	はい、支店長浜崎です。理解しました。以上です。
1:44:08	規制庁の岸野です。私の方から、23ですが、
1:44:13	まず22ページですね。
1:44:16	ここの説明につきましては前回のヒアリングでですね、23ページの図表を用いての説明内容が図表と、
1:44:25	どう対応しているのかわからないといった観点で、説明の適正化の方求めておりました。まだ今回反映されていないと思いますけれども、こちらの方最終提出までに、
1:44:39	やっていただければというようなことを申し上げましたので、忘れないようにということでちょっと目押しの意味でお伝えしたいと思います。今後ご対応いただけるということでよろしいですか。
1:44:51	日本原燃の荒瀬でございます大変申し訳ありません口頭のご説明でやったものと完全に扱ってしまっておりましてかしまりましたきちんと説明の方をこちらに追加させていただいて、最終提出の方に入れさせていただきます。申し訳ありません。
1:45:04	規制庁の石田ですはい。お願いいたします。で、口頭で説明されてもですね文章として残ってなければ、結構わからないことになりますので、そこら辺は対応いただきたいのと、
1:45:14	青関連してですね他のところにもそういったところが多々見受けられるんで全体観を見直してくださいということをお伝えしておりますので、その観点で見いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:26	1 例を挙げますと、例えば 26 ページにですね、前回からだったと思えますけれども単位体積重量というのをきちんと整理しましたよという説明が加わったんですが、
1:45:36	図中には結局どの値になったのかっていった説明がなくですね。
1:45:40	体系の違うものでしたら 40 ページとか 41 ページにおそらく結果と思われるものが載ってるんですけどもそれとの整合がとれないとか、そういったところもありますので、
1:45:50	そういった観点で、もう一度資料全体を見直していただいて、不親切或いは説明不足していると思われるところはですね、自主的にいろいろと手を加えていただければと思っておりますのでご対応のほどお願いいたします。
1:46:05	日本原燃の尾川瀬下委員申し訳ありませんこちらそれぞれの図、全部前提のデータ踏まえた整理から最終的に使うモデルの流れとかを踏まえまして全体俯瞰いたしまして、世界の説明が足りなかった部分についてはきちんと追記のほうをさせていただいた上で、
1:46:20	最後の最終提出版では綺麗になるような形で、はい。改めて全体を見渡したいと考えております。以上です。
1:46:27	規制庁の岸です。はい。お願いいたします。
1:46:29	あとは適正かというか、ちょっと中身の確認も含めての質問になりますが、62 ページをお願いしたいんですけども。
1:46:42	今回考査通の説明ある程度見直した中で、62 ページ中ほどに (1) 上昇はに対する考察と、次のページは (2) か後半に対する考察ということで、
1:46:54	前られた結果をですね、上昇はとか後半の影響によるものだろうということで、あらかじめ二つに分離して説明をされているということなんですけれども、
1:47:07	例えば 62 ページの内容というのが、
1:47:14	そうですね、基礎底面レビュー以深で仙台へには差はないけど、加速度は等価線形のほうが大きくなるっていうような内容をですね、上昇版に着目して説明しているというのは、
1:47:25	これはこういった事象については後半の影響は無視できるっていう前提があるからなのか、そういった上昇はに対する考察、或いは後半に対する考察とって、上昇は後半に、
1:47:38	特定するような形で整理をしている理由っていうのをですね一言さしていただければと思うんですが、まず、理解としては、今私が申し上げた

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ように、こういった事象としてはもう前提としてこういったものがあるというものが、
1:47:52	前提になってるという理解でよろしいのでしょうか。
1:47:56	はい。方言の合わせでございます私こちらといたしましては上昇はとか効果にまず大きく分けてそれぞれに説明するというのは今回の評価項目数の建屋のところの地盤モデルという観点では、
1:48:09	いいのかなというふうに考えておりますというのも、6 例えば 59 ページなんかにあります通り正しく基礎下、基礎底面レベルの上限を境にですね応答の間増幅関係が大きく変わっているところでございまして、
1:48:22	やっぱりこれっていうのは基礎底面を通る、起こすすいません、木曾堤防よりずっと深いところからやってくる何っていうところの観点での差分というのと、
1:48:32	それがその基礎底面を通り過ぎて上に上がって行って表示統合から反射してきて、その基礎底面に上から戻ってくる加工は、
1:48:41	なるほどこの票数を通ってくるパスっていうところはそれはそれでやっぱり切り出して評価してあげる、考察してあげるっていうのは、やっぱりこの応答分布から見ても妥当だというふうに考えますので、まずこのように上昇波高はというところで、分けてあげて、これ上昇派の方については先ほど申しました
1:48:57	基礎底面より深いところの波でどういう取り方をしてきたかって確認方法の評価では、
1:49:02	行って後半はあまりご減衰が大きくなったりとかそういうところの観点で、どういうふうな傾向が見られたってやろうかというところをデータを踏まえて分析するというふうなまとめ方をしたというそういった考え方で整理してございます。以上です。
1:49:16	清町の岸野です。はい。考え方としてはわかりました。今のご説明を聞いて流れがちょっと通ったからというような気がいたします。ありがとうございます。
1:49:26	あと、もう一つですね、67 ペイジーをお願いしたいんですけども。
1:49:32	2 パラグラフ名の、
1:49:36	ケース①については、御説明なんですけど、その 3 行目ですね、骨格曲線上基本ケースのせん断力との差が小さくなったためであるっていうのは、
1:49:47	これはもう骨格曲線というのは 48 ページのことを指しているのかなと思いますけれども、まずその理解は正しいでしょう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:56	表現のオガセでございますおっしゃる通りでございますして 48 ページの 5-3-1 図、上半分の方の図ですねそちらの方が対応いたします。
1:50:04	規制庁の喜納です。わかりました。で、そうすると、ケース①は骨格曲線上基本ケースとの差が小さいっていうのはこの 48 ページの図。
1:50:14	で、すいませんどのように見ればそれがわかるのかちょっと教えていただいていいですか。
1:50:20	漏えいのオガセでございます大変わかりにくくて申し訳ありませんちょっと確かにこれなんか、図を追加してもいいのかなというふうに思ったんですけれども、このケース 1、青線のやつと、もっとも上上の計器赤色の基本ケースというところがありますが、
1:50:35	これは第一次領域例えば 6%とか 8%とかの世界に行きますとやっぱりこの合成縦軸がせん断応力度と実質剛性みたいなものなんですけれども、こちらの差が開いてくるんですけれども、ケース 1 ってやっぱり硬い剛性を固くしてあげる評価になっておりますのでひずみとしてやっぱり小さく出る結果として、
1:50:53	そういうふうになりますので結果として、そういう今縦軸 30 ぐらいのところまで横にずらるといくのがやっぱりある線ですと応答で 60 縦軸で 60 とかまで離れるってことはなくて、
1:51:06	ピン分と小さくして小さくなって 30 とか 40 ぐらいのところにおさまりますので、結果としては硬くしたことで、ひずみが小さくなって、結果として赤線と青い線を、
1:51:16	整地が小さくなったんじゃないかというようなそういうような意味合いで書いているところがございます。
1:51:22	規制庁の岸野です。はい、ありがとうございます。これ単純に誤記じゃないかなと思うんですけれども、青線はどんどん右肩上がりになって上がっていった基本ケースとの差が広がっていると思いますので、
1:51:33	ケース 1 についてはじゃなくてケースについては、て書くのが正しくないのでしょうか。
1:51:44	日本原燃野瀬でございます。今、土岐長さんおっしゃった 67 ページの、2 段落目のケース①についてはというところの文章でよろしかったですよね。はい。はい。その通りです。はい。
1:51:57	多分、綿貫がいて隣ですのですいませんあのケース①については傾きが一定となってこの
1:52:03	すべて斜めに伸びていくっていうようなそういうようなイメージで書いていたので、記載としてはこの意味でいいのかなというふうに考えてお

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ります。室長の岸野です。基本ケースのせん断力との差が小さくなったと。これ正しいですか。
1:52:17	この図によると、48 ページの図の縦軸はせん断応力度で、せん断力とは違いますけどニアリーイコールだと考えると、差が広がってるように見えるんですけども、これは合ってるの。
1:52:30	表現のオガセでございます。すいませんちょっと図面なしに説明しているのが本当に悪くて申しわけないんですけども、
1:52:37	もう先ほどの48 ページの図で、イメージといたしましては現在ちょっと今数字、細かい数字を言わずに申し訳ないんですが、48 ページの図で、アクセンレースのやつでは、最大のせん断ひずみが、例えば8%の、
1:52:52	のところ赤線にこう重なるように日研が打たれるとしますと、そういった時に次のケース①はやはりあの方に地盤ベースでの評価になりますのでひずみがそんなに伸びなくて、極端なことを言いますが、2%ぐらいのところには県が打たれますと、
1:53:06	となると実態として評価された剛性最終的な剛性といたしましてはどちらも縦軸で30 ぐらいということになりますので結果として、ベースの基本ケース、 α 線ベースのケース1といたしまして、どちらも同じぐらいの硬さ地盤に対する評価になるという位置付けで、基本ケースとせん断力の差が小さくなったというちょっと文章を書かせていただいた次第でございました。
1:53:32	成長のキシノです。文章中で言っているせん断力の差が小さいっていうのは、この48 ページ縦軸のことを指すのではなくって、地震応答解析結果のことを指しているということで、
1:53:45	あと私がずっと対比させて、見てしまった方に誤解しているということなのかなと理解しました。ちょっとその理解で正しいのかも、ちょっとまだ自信がないので、もう一度読み込んでみます。
1:54:00	はい。
1:54:02	とりあえずこの件は、はい。
1:54:05	以上になります。
1:54:06	4-オガセ質問こちらもちょうとすみませんなかなか主語とか何かこういろんな考えてるケースをちゃんと書かずにいるところなのでここもすみません最終版までにちゃんとわかりやすいように、
1:54:17	書かせていただきたいと思います。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:20	規制庁の岸です。はい。ちょっとお互い歩み寄れるといいなと思いますのでよろしく願いいたします。私からは以上になります。
1:54:31	院長タケダですその他確認ございますでしょうか。
1:54:37	よろしいでしょうか。それでは日本原燃の方から修正方針をお願いします。
1:54:43	日本原燃のオガセでございます。こちらいただきましたコメントといたしまして恒設関係のところにつきましては先ほど岸野さんからいただいたところも含めまして、もう少し北井丁寧なところにいたします。あとは、
1:54:56	最初のところのですね例えば来堆積重量とかその辺のたの収集から最終的にはどういうモデルに設定しているかというところにつきまして、若干繋ぎの悪いところがあるというふうなところのご指摘も残っているところでございますので、
1:55:11	こちらそういったところを全体的にですね、した上で最終版に向けて資料の方を提出修正して、改めて提出の方させていただきたいと考えてございます。修正方針につきましては以上でございます。
1:55:24	はい、ありがとうございます。今の清星の説明についてコメントございますでしょうか。
1:55:31	よろしいでしょうか。
1:55:34	それでは本日予定していくために年は以上となります。
1:55:38	規制庁側から全体として何かございますでしょうか。
1:55:44	よろしいでしょうか。日本原燃から何かございますでしょうか。はい。日本原燃仲間です。日本原燃は特にございません。
1:55:53	規制庁竹田です。それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
1:55:59	お疲れ様でした。遅くまでありがとうございます。
1:56:02	お疲れ様です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。